廣島市報

第百五十號

昭和十六年四月廿四日印刷
昭和十六年四月廿五日發行
定價一部金五錢

發行人　廣島市役所
印刷人　廣島市役所
印刷所　廣島市大手町七丁目一番地　株式會社増田兄弟活版所
發行所　廣島市大手町七丁目一番地　增田印刷所

【告示】

◎廣島市告示甲第五七號

廣島市花柳病診療所使用料及手數料條例施行細則中左ノ通リ改ム

昭和十六年四月一日

廣島市長　藤田若水

第一條　本院ノ使用料及手數料ハ左ノ區分ニ依リ徴收ス

一、内服劑　一日分　金貳拾錢
一、頓服劑　一回分　金拾錢
一、外用劑　一劑　金拾錢
一、注射料
皮下及筋内注射　一回分　金參拾錢
靜脈内注射　一回分　金五拾錢
一、手術料　金壹圓
一、處置料　金貳拾錢
一、黴毒血清反應檢査料
ワ氏反應　金壹圓
其ノ他　金參拾錢
一、尿檢査料　金貳拾錢
一、診察料　三ケ月間有效　金拾錢
一、病室使用料　一日分　金壹圓
一、證明書料　一通　金貳拾錢
一、診斷書料　一通　金貳拾錢
一、檢案書料　一通　金貳拾錢
一、處方箋料　一通　金參拾錢

高價ナル藥品ヲ使用シ又ハ特殊ナル技術ヲ要シ前項ニ依リ難キ場合ハ適當ナル額ヲ徴收スルコトアルベシ

第二條中「二期（自一日至十五日、自十六日、至末日）」ニ分チ」トアルヲ「五日毎ニ」ニ改メ「其ノ期分ヲ」トアルヲ削除

第三條中「町總代」トアルヲ「町内會長」ニ改ム

附則

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎廣島市告示甲第五八號

廣島市有給吏員定員規程中改正ノ件

廣島市會ノ議決ヲ經昭和六年四月廣島市告示甲第二十九號廣島市有給吏員定員規程中左ノ通リ改正ス

昭和十六年四月七日

廣島市長　藤田若水

第一條中「技師二十八人」ヲ「技師二十四人」ニ「主事補、書記、書記補三百十八人」ヲ「主事補、書記、書記補三百三十三人」ニ「技師補、技手、技手補百七人」ヲ「技師補、技手、技手補百四十九人」ニ「市醫十五人」ヲ「市醫十七人」ニ「調劑員五人」ヲ「調劑員六人」ニ「衛生監督二人」ヲ「衛生監督三人」ニ改メ「産業技手十六人」ヲ創ル

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【達】

◎達甲第五號

市制第九十六條第二項ニ依リ市長代理ノ順序左ノ通リ定ム

昭和十六年四月二日

廣島市長　藤田若水

市長代理順序

市制第九十六條第二項ニ依リ市長故障アルトキ其ノ職務ヲ代理スル助役ハ第一助役・第二助役ノ順序ニ依ル第一助役ハ給料額ノ多キ者トス

◎廣秘丙第七四號

昭和十六年四月五日

秘書課長

各部課長殿

助役處務要項ニ關スル件

依命通牒

第一・第二兩助役就任ニ伴フ處務ハ爾今左記ニ依ラレ度此段依命通牒候也

記

一、市長ノ決裁ヲ受クベキ事項ハ兩助役ヲ經由スルコト
二、助役代決事項ニシテ異例ニ屬シ又ハ人事ニ關スル事項ハ第二助役ヲ經テ第一助役ノ決裁ヲ受クルコト
三、前號以外ノ助役代決事項ハ當分ノ内第二助役ノ決裁ヲ受クルコト
四、第二助役不在ノ場合前號ノ代決ハ第一助役ニ受クルコト

叙任及辭令

財務部長事務取扱ヲ命ス（三月卅一日附）　助役　元山修二

教育部學務課長事務取扱ヲ命ス　主事　中井俊雄

任部長　命教育部長（四月一日附以下同）　視學　片岡克巳

任主事　命教育部學務課長　秘書課監査係長　主事　下迫藤吉

命財務部徴收課並税務課勤務

主要目次

○告示
市花柳病診療所使用料及手數料條例施行細則改正
市長代理順序制定の件
○達
市獨立税に就て
○彙報
廣島縣報抄錄
廣島縣市隣組常會體操
軍都市民防諜訓
廣島市防火改修に就て
叙任及辭令
町内會正副會長の異動
官報要項摘錄
市内傳染病發生月報

主計課財務係長　主事　補　木村九一

命秘書課監査係長　選擧課庶務係長　主事　補　白須利博

命教育部指導課庶務係長　商工課書記　山田益雄

命教育部選擧課庶務係長　統制經濟事務囑託　角森好藏

用濟ニ付囑託ヲ解ク（三月三十一日附）

市の獨立稅とはこんな稅金です

所謂獨身稅ではありません

獨立稅といふこと

皆樣が納めて居られる稅金を大別しますと、國稅と地方稅とになり、更に地方稅を府縣稅と市町村稅とに分けられます。國稅は國の收入として國家が課するのであり、地方稅は夫れ〳〵地方公共團體の收入として徵收するものであります。

而して市稅のうちには國や府縣が徵收する稅金卽ち國稅、府縣稅に附加して課稅するものと、市が稅金を賦課する目的となる物件（事例屠畜、傭人等）に對し獨立して課稅する稅金とがあります。前者を附加稅と謂ひ、後者を獨立稅と稱します。去る二月「獨立稅市民稅」の令書を出しましたところ「獨立稅」卽ち「獨身稅」なりと早合點していろ〳〵とお問合せがありましたが、右に申しました通り、獨立稅は市が課稅權に基いて、課稅物件の全部に付、獨立して賦課徵收する稅金であつて、決して獨身だからかけるといふものではありません。

市獨立稅いろ〳〵

今廣島市が獨立稅としてどんな稅金をどれ程課稅してゐるかと申しますと（昭和十六年度豫算に依る）

一、市民稅	四三九、九一一圓
二、舟稅	六三六
三、自轉車稅	八七、〇九九
四、荷車稅	六、〇五九
五、金庫稅	九、四七三
六、扇風機稅	一四、九九四
七、屠畜稅	三〇、五七二
八、犬稅	三、三八六
九、傭人稅	五、七五五
計	五九七、八八五

でありまして この總額を市稅收入總額三、一四七、七三六圓に比べますと約〇・一九となります。

獨立稅の課稅內容

次に之等の獨立稅はどんな方法により何程の割合で賦課してゐるかと申しますと、先づ市民稅に就ては去る二月二十五日發行の本誌に詳細說明致してありますからこれを省きその他につき以下概略記しますと

一、舟稅 は總噸數二十噸未滿の舟（總噸數二十噸以上の船舶に對しては縣稅を賦課さる）に對して其の所有者に賦課する。

二、自轉車稅 は自轉車に對しその所有者に賦課する、この自轉車のうちには普通自轉車の外三輪車や近頃流行の厚生車も含む。

三、荷車稅 は荷車（荷積馬車、荷積牛車、荷積中車、荷積大車）に對しその所有者に賦課する。

四、金庫稅 は金庫に對しその所有者に賦課する。但し銀行の金庫室、手提金庫、七號金庫程度以下の小型金庫には賦課しません。

五、犬稅 は犬に對しその所有者に賦課する。

六、傭人稅 は本市內で專ら家事に從事させるために雇傭する被使傭人を課稅標準として雇傭主に賦課するのであります。よつて店員とか料理屋の仲居とか營業上雇つてゐる者に對して課稅するのではなくて所謂下男下女に對して課稅するものであります。

以上の各稅は以前は縣稅雜種稅として賦課され、當時は前半期、後半期と年額を二度に分けて賦課して居りましたが、昭和十五年度から市の獨立稅となり、同時に稅額も小額（例へば普通自轉車は昭和十四年度年額三圓九六錢、昭和十五年度二圓六八錢）となりましたから物資節約、徵收費節約のため每年四月一日を賦課期日として年額を六月三十日の納期限で一度に賦課することになりました。かうした年一度の賦課稅金を年稅と申します。

七、扇風機稅 は扇風機に對しその使用者に賦課するのでありますが、この稅金の他の稅金と異るところは扇風機が季節的に使用されるものであるところから課稅期間も七月一日より九月末迄と定め、その期間內に使用する者に對し賦課することであります。斯る稅金を季節稅と申します。なほ扇風機を所有する者はたとへ使はなくても使はれぬ事由が明かに證明されぬと使用するものと看做して課稅されます。

九、屠畜稅 は屠畜に對しその獸畜の所有者に屠殺前之を賦課するのであります。この稅金は一時稅と申しまして屠殺の都度課稅するのであります。

更に市獨立稅の賦課率又は賦課定額竝に納期限については去る一月二十五日發行の本誌第四七號第四八五頁乃至四八八頁に表示してありますから御參照を願ひます。

忘れてならぬ屆出

先づ以上の稅金には、前にも記しました通り夫れ〳〵賦課期日が定められて居りますが、この賦課期日後に新に課稅物件を取得又は使用した場合はどうするかと申しますと、この場合は次に記します課稅標準屆出を要し市はこれに基き納稅義務の發生した翌月から月割で稅金をかけるのであります。これと反對に賦課期日後課稅物件がなくなつたとか、傭人を解雇したとかいふ時はこれまた次に記す所定の手續をまつて納稅義務消滅の月迄月割で稅金を徵收します。然し、傭人稅以外のものに對しては徵收令書を發付後は前記の事實が生じましても之は月割賦課とせず年額の全額を徵收するのであります。例へば六日に自轉車の令書が出て七日に自轉車が解崩しても稅金は變らず年額を納めなくてはなりません。なほこれらについての各種手續をざつと記しますと次の通りであります。

○課稅標準屆出 前記の課稅される物件を新に取得又は使用の場合は其の種類、員數、納稅義務發生年月日、住所氏名を記し三日以內に市長に屆出て鑑札を要するものは其の際鑑札を受けることになつて居ります。

若し故意に屆出を怠り或は不正の屆出をした場合は改正地方稅法の規定により脫れてゐた正當の稅金を納めた上に脫れてゐた稅金額の五倍に當る金額の過料を徵收されることがあります。

○納稅義務の消滅屆出

1、自轉車 は解體の上鑑札の附著した儘を持參屆出をなすこと、此の際勝手に鑑札を取り脫すときは公の封印を破棄した事に依り刑法上の罪を犯すことになりますから必ず係員に取脫しをお求め下さい。

2、荷車 は檢印の箇所を切り取り持參の上屆出をなすこと。

3、扇風機 前記所定期間に使用する者に課稅されるのですから六月末迄に、使用せぬ事由を明かにして屆出をなすこと

4、犬 は鑑札附著の儘逸走したるときは其の旨、死亡したるときは屆出と共に鑑札を返納すること。

5、傭人 は解傭した場合其の旨を屆出ること。

○賣買讓渡屆 課稅物件を賣買又は讓渡した場合は兩當事者が連署の上屆出をなすこと。

○轉居屆

1、鑑札の交付を受けたる物件を携帶市外に轉居の場合は本市役所へ轉居屆出と同時に鑑札を返納するか、又は新居住地市町村役場を經て廣島市長宛の轉居屆出をなし鑑札の交付替を受くること。

2、市內に於て轉居の場合は課稅物件名と、新舊兩住所を記した轉居屆をなすこと。此の際他人と同居の場合は其の旨記入洩れのない樣注意のこと。

「注意」右の轉居屆の場合例へ戶籍課に戶籍上の屆出がありましても戶籍と稅務とは連絡がありませんから稅金については別に轉居屆がいる譯ですから御注意を願ひます。

○盜難又は紛失屆 課稅物件を盜難又は紛失した場合は警察官署に屆出、尙別に市長宛に其の旨屆出を要します。此の際警察官署に屆出濟の證明をも要するのであります。

以上の諸屆出は大體何れも事件發生後三日以內に屆出を要するのでありますから遲滯なく屆出て下さい。

市內傳染病發生月報（三月中）

吉島羽衣町	一	段原大畑町	二	鷹匠町	一
東觀音町二	一	福島町	四	松川町	二
橫川二丁目	二	西觀音町二	二	三篠本町二	一
白島中町	一	古田町	一	舟入本町	一
壓屋町	一	西新町	三	稻荷町	一
舟入川口町	三	東白島町	三	仁保町向洋	二
仁保町淵崎	二	西觀音町一	一	上天滿町	一
中島本町	二	愛宕町	二	吉島町	一
天滿町	二	南竹屋町	一	斜屋町	一
段原新町	二	京橋町	一	大須賀町	一
東雲町	一	富士見町	一	松原町	一
一、三川町	一	吉島本町	一		
二、打越町	一	己斐町	二		
材木町	一	鶴見町	一		
仁保町本町	一	遠山醫院	一		
段原東浦町	一	東洋工業寄宿舍	一		
旅屋町	二	舟入病院	四		
藥研堀町	一	島病院	一		
千田三丁目	一	東洋紡宿舍	一		
宇品海岸通	一	田中醫院	一		
比治山町	一	渡邊產科院	一		
空鞘町	一	計	七八名		

人事欄

町內會正副會長異動

◎廣島市告示甲第五九號

町內會正副會長異動ノ件

廣島市町內會長及同副會長左ノ通リ變更シタリ

昭和十六年四月十日

廣島市長 藤田若水

町內會名	就任	退任
尾長山根組 副	升川新次郎	
同	山口道造	
愛宕町 同	松下小一	
向洋中町 同	宮崎鐵次	
比治山本町 同	大塚常吉	
大河町 長	三宅寬一	長高木治作
宇品西通 副	村井英彥	
四五丁目 同	佐伯元次郎	
西白島町 同	白砂進弘	副古林都一
立町 同	岸本鷹狹之助	
鶴見本町 同	大沼龜太郎	
大手九丁目 同	井村一見	
中島本町 同	高橋愼一	
同 木町 同	中島四郎九 副	坂田壽一
材木町 同		

△長は會長、副は副會長を示す

廣島市方面委員（一）

昭和十六年四月一日現在

△岩鼻方面

岩本千太郎 愛宕一五
大橋、馨 若草一〇一六
國司繁太郎 矢賀九二一
水坂俊作 尾長二九〇ノ二
河野接吉 東蟹屋六五ノ二
金川靜夫 尾長六七一
升川仁六 尾長山根區

廣島市制定の廣島市隣組常會體操

（體力課）

健康增進に體操が最も合理的であることは申す迄もありません。從來より大日本體操・ラヂオ體操等各種の體操がありますが、何れも場所や放送時間等で一般市民が行ふには稍々不便の感がありますので、今度廣島市では專門家の意見を聞き廣島市民に適應した簡易手輕な廣島市隣組常會體操を制定しました。此の特長は吾々が日常本能的に疲れを癒す動作を基本として構成したもので、老幼男女の差別なく容易く出來るのであります。此の體操を行へば全身の血行を能くし脚のしびれや肩・腰の硬りを除き姿勢を正しくして清新の氣分を注入する效果的な體操です。又此の體操の實踐に依つて集團的訓練をなしそして明朗潤達な氣風と强健な身體を養成し常會運營の能率を擧げたいと思ふのであります。尚此の體操は常會ばかりでなく家庭では勿論觀劇とか長途旅行の汽車中とか其の他種々の集會等思ひ出したとき何回でも行つて下さいきつと效果があり健康になります。

第一部

順序	第一	第二	第三	第四
目的	上・臂	肩	肩	頸
運動名	臂上擧	交互叩	肩廻後旋	手後組頭後前屈廻旋

運動の圖解

運動の方法と注意

第一部　臂上・體後屈

臂を上に擧げ體を後に反らせる運動（八呼唱二回）

單座姿勢にて（1 2）は臂を前より上に擧げて體を後に反らせ十分に呼吸する臂を擧げた時指は自然のまゝとする3 4臂を前より下し體を元に復し十分に呼吸する（5 6 7 8）同樣な運動を反復する

注意　臂を下すときには力を拔いて下し最後の動作で臂は體側とする

第二部　肩交叩互

頭を側に轉じ片臂で肩を叩く運動（八呼唱二回）

單座姿勢にて（1 2 3 4）頭を右に轉じ右臂で左肩を叩く叩く時指は輕く握り手頸を柔かくし臂の動作は大きく上から頸筋を叩くやうにする四回叩き終ると同時に續いて同樣な運動を反對側で行ふ

注意　最後に叩いた臂は稍早目に下す臂が肩に屆かないときは反對側の手で肘を支へれば良い

第三部　肩廻後旋

肩を後に廻す運動（八呼唱二回）

單座姿勢にて臂を自然に體側に保ち肩の力を拔いて前より後に廻旋さす（1 2 3 4 5 6 7 8）

注意　廻旋は十分行ひ廻すとき少し肘を曲げる

第四部　頸手後組頭後前屈廻旋

頭を前後に屈げ廻す運動（八呼唱二回）

單座姿勢にて（1）で頭を後に屈げると同時に手を後で組み（2）で手を組んだまゝ頭を起し（3）で頭を前に屈げる（4 5 6 7）で頭を左より滑らかに廻し（8）で頭を起す後半は右より廻す

注意　最後の動作は臂を體側に取る

第二部

順序	第五	第六	第七	第八	第九	第十
目的	背	脚・胸	體側	體側	上・肢下	胸（吸呼）
運動名	手膝前屈	手膝脚伸及掌反體後屈	體側屈	兩臂振體捻轉	臂擧後振擧踵膝半屈	掌胸後反

運動の圖解

運動の方法と注意

第五部　手膝前屈

手を膝頭に當て體を前屈さす運動（八呼唱二回）

前運動より直ちに長座姿勢になり掌で膝頭を押へて（1 2）で上體を前に振り屈げる（3 4）で體を起し臂を體側に取る（5 6 7 8）は同樣な運動を反復す

注意　前屈のときには反動を利して十分屈げる（3 4 7 8）のとき體側に取る臂は掌を床上に支へる樣にする

第六部　手膝脚伸及掌反體後屈

手を膝頭に當て胸を屈伸し掌を反して體を後に屈げる運動（八呼唱二回）

前運動より其の場に立ち（1）で上體を前に倒し手で膝頭を押へながら膝を屈げる（2）で手は其の儘で膝を伸し掌で膝頭を壓す（3 4）で體を起しつゝ腰を伸して臂を前交叉より掌を反らして胸を張り上體を後に屈げる（5 6 7 8）は之を反復さす

注意　前運動より機敏に立ち（3 4 7 8）の動作は靜かに大きく行ひ十分呼吸する最後の動作は臂を體側に取る

第七部　體側屈

體を側に屈げる運動（八呼唱二回）

（1）で左脚を二足長半に開き右臂を腋下に屈げながら上體を左に屈げ（2）と呼唱する此の時伸び上る樣な氣持で屈げ臂は體側をすり上げて屈げる動作を扶ける（3 4）で右臂を下し體を起す（5 6 7 8）は同樣な運動を體側に取る

注意　最後は兩臂を體側で反對側で行ふ

第八部　兩臂振體捻轉

臂を振り體を捻轉する運動（八呼唱二回）

前運動より足は其のまゝ（1）で兩臂を左に輕く振つて上體を左に捻轉し（2）と呼唱する（3）で右に兩臂を振り上體を右に捻轉し（4）と呼唱する（5 6 7 8）同樣な運動を反復す

注意　捻轉は十分行ひ頭は同じ方向に捻轉し最後の動作で左足を戻す

第九部　臂擧後振擧踵膝半屈上肢下

臂を前に振り踵を擧げ膝を半ば屈げる運動（八呼唱二回）

（1）で踵を擧げると同時に臂を前に水平迄振り擧げ（2）で膝を半ば屈げ臂を振り下す（3）で臂を又前に振り擧げ（4）で臂と踵を下す（5 6 7 8）同樣な動作を反復す

注意　臂を振り下す時は反動で後迄振る最後の動作で臂を體側に下す

第十部　掌反後胸（吸呼）

掌を反し胸を後に反らす運動（八呼唱二回）

（1 2）で掌を反し胸を後に反らして呼吸する（3 4）で掌と胸を元に復し呼吸する（5 6 7 8）同樣な動作を反復する

注意　呼吸は動作に合せて靜かに深く行ひ（3 4 7 8）では臂を體の前で交叉する

最初の五ッの座つたまゝで行ふ第一部と、後の五ッの起つて行ふ第二部とが組合せである。第一部だけでも目的は達せられるが、兩運動を連續して行へば效果は更に大きい。各運動は總て十六呼間で、ゆつたりと調子よく又音樂にも合すことが出來る氣持のよい體操です。

サア！皆さん、此の體操を隣組常會のとき組長さんの合圖で、睦まじく朗らかにやつて下さい。

△荒神方面

末好　保之　西蟹屋四四八
倉西　倉次　荒神一六七
曾谷利三郎　大須賀二二七
古川　秀見　南蟹屋四九〇ノ一
藤近　逸喜　同　七四八
奥本　鐵漢　大須賀二八四
山田　万吉　西蟹屋四二二
金子　靜吾　同　八二六
戸田　政美　荒神一〇〇
大谷　金藏　松原六七五

△比治山方面

松本　斯白　段原東浦七一六ノ二
新見和一郎　桐木九一二
中井仙太郎　段原中四〇五
中井　勘藏　段原新三八五ノ二
中井　萬藏　段原末廣一三八
服部　德　段原日ノ出
郷原圓二郎　稻荷二四
川崎　彌市　的場五八
池上龜太郎　松川一〇〇
石井　俊雄　霞二七五
木村　チヱ　土手五四
土井千代吉　段原大畑一四ノ一
角振　朝一　臺屋八六
得能　俊雄　比治山六〇
木原クマヨ　南段原七〇三ノ一
原田　サキ　段原新三二〇
島本　靜吾　金屋一六ノ三
井上　次六　段原新三〇二ノ八
中野　清　段原山崎四九九
吉田千三郎　南段原六五九
中村崎三郎　比治山本一一二五
岡田　靜　段原大畑八二
久保澤二郎　段原東雲

藤本　鶴一　東雲八二五
坂本　壽　比治山本一一一七
西原　太一　出汐七〇一ノ一

△宇品方面

伊藤　恕介　宇品七丁目三一三
田村才四郎　同御幸通一七丁目
久保久兵衞　同　四丁目
齋藤タクノ　同八幡通九丁目
新見　藤吉　同昭和通
坂本　四郎　元宇品八九
和田　善藏　皆實三丁目
佐々木孫一　翠一〇八三ノ三
福原　一　同一丁目
熊谷　久吉　同三丁目
桂　虎男　同九〇七ノ一七
中村藤太郎　宇品二二九
山崎　德寶　似島家ノ下六〇九
小林　雅雄　宇品海岸通三丁目三
鹽本廣一郎　同　三〇二ノ七
三浦　政登　皆實三丁目
後藤リヨウ　同二丁目二五〇ノ三
池田　公司　宇品春日通七丁目
長尾　島吉　同御幸通一三丁目

△幟町方面

木谷吉二郎　下柳六四ノ一
中尾　藏三　鐵砲一四
丸岡　才吉　堀川七六
山本　孫六　幟一四六
土井　正義　八丁堀二六

△竹屋方面

山崎　數信　平塚官有四五
堤　德三郎　竹屋一一七
安田　壽夫　西平塚四五ノ三
坂本マサヨ　富士見二八九

軍都市民防諜訓

スパイはどこにても居る

●防諜とはどういふ意味でせうか、只スパイを防ぐだけが防諜ではないのです。外國の宣傳機關が放つ反國策的なデマ宣傳に乘せられないのも重要な防諜の一つです。

●日本人は島國育ちで物を言ふにも開けつ放しであり、建國以來辱しめを受けた事がないので防諜訓練はまだ〳〵不充分であると言はれて居ります。「親しき仲にも軍機は秘密」です。軍事に關する事は「言ふてよい事惡い事」があります。

●時局は大變緊迫して參りました、外交上にも經濟上にも盛んな秘密戰が展開せられて居り外國第五列の眼は國內至る所に光つて居るわけですから座談會の言動、常會の言葉等にも注意しませう。

●商賣をする爲に軍隊の行動をはつきり知りたい、或は親子、親類、緣者の愛情から軍にある夫、子供に面會したい等と思はれる時は部隊とか憲兵に連絡して許される範圍で商賣をし面會をしませう。獨逸の電擊作戰は平素全く軍隊の行動をかくし戰爭が始まる前は一切の面會、通信を禁止して居た爲にあんなに立派に出來たのださうです。

●思想戰の彈丸が今日本國內に飛んで來て居るのを御存じですか、自由主義と言ふのは元々外國から飛んで來た思想彈です、國內の一致結束を亂さうと思つて敵性國からまだ〳〵この種の彈を發射して居ります。赤い思想等もソ聯あたりから何時か知らぬ間に植えつけられた思想地雷でせう。

●外國スパイの行ふ經濟謀略にかゝらない樣にしませう。「〇〇が不足する」「〇〇が買へなくなる」「今の內に買つて置かう」等と噂は噂を生んで買ひだめをやる、益々〇〇が不足になると言ふ樣なことがあります。かういふ事柄の裏には往々にして外國の謀略がありスパイの宣傳がある事がありますからよく〳〵氣をつけませう。

●敵飛行機の爆擊目標になる樣なものを寫した寫眞、繪葉書等は法律にふれないものでもなるべく人の目につかぬ樣にかくす必要があります。發電所とか水源地を寫したもの等は其の一例です、發電所を爆破せられたら工場も動かなくなり市內は黑闇になります。水源地に毒を入れられたら四十萬廣島市民はその時から枕を並べて寢なければならなくなりません。

●スパイは直接軍の行動や軍事施設を視察する事があります、怪しい事があつたり奇怪な聞込があつたりしたらよく氣をつけて取締の警察官とか憲兵に知らせませう。

●外國雜誌とかいかがはしい外國機關から送られた反國策的宣傳文ビ

廣島縣報抄錄

○縣令第十號　縣立中學校學則中改正の件（定員竝授業料に關する事項）

○縣令第十一號　三原女師學則中改正の件（定員增加）

○縣令第十二號　縣立商業學校學則中改正の件（同上）

○縣令第十三號　縣立高女學則中改正の件（廣島第二高女新設その他事項）

○告示第二五一號　廣島縣勤勞報國隊要項

○告示第二三六號　廣島市負債整理委員會設置竝委員定數（十一名）に關する件

○健康保險齒科醫指定取消（舟入本町小林義尙移轉）以上三月七日附

○縣令第一九號　廣島縣森林伐採取締規則

○健康保險齒科醫指定（白島東中町五二高橋一三、銀山町三東仁平、天滿町七六の二藤井正毅）

○同上取消（旭町小川ミスヱ死亡）

以上三月二十五日附

宇都宮駒吉　平塚七五
河田和三郎　東平塚三一五ノ一
楠原德太郎　藥研堀三三
國村　秋松　田中一ノ四
栗原源之亟　寶三三四ノ一
高橋六太郎　鶴見五四一ノ一
谷口　隼人　富士見二〇一
三宅イスミ　南竹屋六八七
藤原兼太郎　平野七三八ノ二
吉本芳太郎　平塚七四
野田　巧　下流川九ノ四
滋野　修三　昭和五八三
山崎　數信　平塚官有八五

△神田橋方面

登島　一成　白島九軒七二
吉川　鎭槌　牛田一三五一
牛尾卷太郎　同五七
中石喜三郎　同五七
用田　忠雄　東白島一五三ノ三
森田　勇　牛田二七七
正岡繁太郎　同六八
山根芳太郎　白島西中
橋本文四郎　白島中
中村　隆　西白島一三五
松村　憲一　東白島
粟屋　勝司　西白島
野村要次郎　東白島

△國泰寺方面

渡部數太郎　大手四丁目
松島　秀則　同　七丁目
佐久間喆男　同　八丁目
宮本　權六　千田二丁目七二三
友田千太郎　小二六
藤重　彥一　袋一九

ラ等があると兎角珍らしい物を好む日本の國民性として讀みたがり話したがりして知らず〳〵の間に敵性國の宣傳に乘せられることがありますから、そんなものを發見した時はすぐ官憲に差出しませう。

●軍需工場の防諜は特に大切です工場防諜は秘密を工場外に漏らさない防諜と、工場の生產能力を低下させる爲に行はれる敵側の放火爆破等の謀略に對する防諜との二方面をしつかりやりませう。

隣組に關する新刊圖書（二）

△隣組と常會（鈴木嘉一著　誠文堂八十五錢）著者は企劃院調査官、隣組と常會に關し基礎事項、常會の開き方、將來の展望、常會開催の實例等を說く常會操典である。

△常會立國論（平林久男著、興亞出版社、一圓）興亞出版社新體制叢書の第三編で新體制と常會、常會の沿革種類、開き方、指導者、優良常會等を具體的に說いてある。

先づ道路の愛護

廣島市の道路に就て……（完）

大廣島建設の根幹的施設として全市の道路面積をせめて全市街地面積の二割程度に擴築する前提として市道の統制ある改良を行ふについては技術專門家の意見を綜合して充分檢討の上大方針を樹立すべきことは勿論でありますが、本市の現狀から考察して近代都市に適しく將來の發展に備へ且つ防空的見地からして

屈曲の是正△道路幅員を最少限度三間以上とす△交通量の多寡考究△重要幹線の連絡△防空に對處する擴張△生產擴充に對應

等が肝要ではないかと考へられます。以上は單なる私見であり今後高度國防國家建設工作の進展に伴ひより以上精密な考慮を要すべきは論をまたない處であります。

假りに如上の方針に基ゐて道路改良を實施すると致しますと道路の屈折、幅員の狹小、交通量多量、防空防火上の危險といふもろ〳〵の惡條件を備へてゐる道路は過密市街地に蝟集してゐるのであります。然もこれら區域に於ける改良に當りては土地の買收、地上物件補償その他に莫大な經費を要するのみならず夥しい資材を必要と致します。これらのことは從來とても事業遂行に多大の障害をなしましたが、萬事統制の今日は一段と困難を感ぜしむるのであります。よつて已むなくこれらの方面では漸進主義をとり他方都市計畫街路事業の進展と區劃整理に伴ふ補助道路の築造を根幹としてよりよい道路の實現を期し逐次全市道路の面目を更新して市勢の發展に資し、市民の福利增進に寄與致したいと念願してゐる次第であります。なほ道路改良を逐次致しますには現在の道路が十分に愛護され、これが維持管理の經費が最少限度になることが必須の條件となるのでありますから市民各位におかれましてもこの點を御理解下さいまして道路の維持につき御協力下さるやう切に御願ひ申します。

（終）

官報要項摘錄

三月一日、國民學校令△三日、恩給法中改正、實用草履及び鼻緒の販賣價格指定△六日、醫療保護法、國民更生金庫法△七日、國民勞務手帳法、貸家組合法、國防保安法△八日、大豆サラダ油の販賣價格指定△十日借地法中改正、借家法中改正△十一日、勞働者年金保險法△十二日、陪審法中改正、毛織物既製服販賣價格指定、電球の販賣價格指定△十三日國民貯蓄組合法△十四日、國民學校令施行規則△十八日、綿毛布、綿毛布製おしめ卷の販賣價格指定△十九日、アルミニユム及びアルマイト製家庭器物の販賣價格指定、體力章檢定に合格したる者に對し授與すべき體力章△二十日、戶籍法中改正、戶籍法施行細則中改正△二十二日、運動具の販賣價格指定△二十五日、帽子の販賣價格指定△二十六日、古本の販賣價格指定△二十九日、郵便貯金利子改正、布帛製品の販賣價格指定△三十一日、相續稅法中改正△陸海軍特別志願兵令中改正、昭和十七年度海軍生徒の志願者心得。

◎既に掲載の衞生正副組長異動

組名	新組長	新副組長
昭和町東部（新設）	竹本元次郎	山本彌一 / 脇源八 / 立原宥慈
同　西部（同）	龍野福太郎	木原繁太郎 / 島田嘉一 / 三戸甲斐 / 應熊吉
同　南部（同）	石倉爲右衞門	渡部八十八 / 三村正義 / 坂本一 / 岡頼榮作
沓木　勝吉	平田屋四四	
中井初太郎	千田三丁目六四二	
中野　信房	東千田四二二	
中川　龜三	南千田二六四	
長崎千代藏	雜魚場二四六	
田邊　次郎	國泰寺四ノ一	
木村　勝吉	紙屋五九	
尾山　德一	千田一丁目	
藤田　哲二	大手八丁目一一二	
新見　谷三	千田三丁目	
德丸　辨藏	同　一丁目	
河村　雅夫	鐵砲屋	
中村　靜彥	鳥屋	

訂正　三月二十日發行市報臨時號登載告示甲第二六號中「榎町町內會副會長平田秀吉」ヲ脫落セルニヨリ訂正ス

燃えない都市の完成が最大急務

――廣島市防火改修に就て（完）――

營繕課

ニ、庇、戸袋、濡縁、柵干の類　之等に對しては二つの方法があります。其の一つは之等を夫々耐火木材製に改造するか、又庇、戸袋等に於ては其の外側を鐵網モルタル塗りとする方法であります。其の二は之等は輕微なものでありますから火災に際し燒失せしめても其の火が家屋の本體に延燒せしめない樣工夫する方法であります。即ち之等を一度取り外して壁面をモルタル又は耐火木材張りに改修した後其の上へ在來のものを取付け以て之等と軸部の木材との隔離を圖るのであります。尚庇の中には隣家の壁に非常に接近して居て其の必要のないものは取外すのが良策であります。

ホ、相接近せる對隣壁　外周改修に就て最も施行上困難であり且つ工夫を要するものは隣家が密接して相互の對隣壁間の間隔が極めて狹く施工者が其の間に這入つて仕事が出來ない場合であります。是等の施工方法に就ては曩に建築學會に於て懸賞募集をなし其の入選案を基礎として都市防空調査委員會に於て更に研究を重ね數種の成案が得られたのであります。之等は前述の鐵網モルタル、トタン板、耐火木材等を巧みに取混ぜ相隣接する家の兩方面より改修を行ひ完全に延燒防止をなし得る樣な工夫が凝らしてあります。兩方面の家が棟まで眞壁で出來て居り且つ蝶羽が塗りある場合は其の儘でよい事もあります。眞壁で蝶羽が塗つてない場合は蝶羽だけ改修して壁面は其の儘にしてよい事もあります。

ヘ、長屋の界壁　長屋の界壁は之を屋根の野地板の裏面まで延さなくてはなりません。此の場合柱は緩燃燒でありますから其の儘でも差支へありません。但し建築面積が一五〇平方米を超える場合には一五〇平方米以内毎に準防火壁を設ける必要があります。

以上の改修方法は其の一部を說明したに過ぎないのでありますが種々の場合に應じ各種材料を巧みに使ひ分けて防火的效果も充分で經費も嵩まない樣にすべきで之は一つに設計者の手腕に俟つべきであります。尚本市にて規定した木造建物防火改修助成規程は市報第百三十九號に掲載されて居ります。

七、結　論

獨逸軍事週報ミリチーフ・ボッヘン・ブラットは曰く

浦鹽を中心とするソヴエト空軍は日本各都市を攻擊することが出來る。殊に日本の弱點は都市の建築物が大部分可燃性材料を以て構築されて居る點で空襲災禍に對して無抵抗狀態にある。

と。又獨逸空軍將校フオンビューロ少佐の『空襲下の日本防空』によれば日本の心臟部即ち東京・横濱・名古屋・大阪・神戸・北九州等は其の一つが爆擊されて重要地が破壞されても戰爭遂行上に大打擊を受ける。而も都市及產業の中心が海岸にあり交通大動脈が海岸に沿つて居る爲め空襲上好都合であるし又水源地、河川等は其の目標となり易い。空襲の際日本の都市は紙と木との家が存在し從つて防空施設として見るべきものなく其の訓練もたど〳〵しいものがある、有事の際果して從容自若たり得る自信があるか否か？

右の樣に一二の外國の情報を見ましても日本の都市防空の第一は防火第一主義でなければならない事を裏書して居るのであります。之等は防空施設未完備の際のことで防空準備が完成いたしましたならば何等恐れるに足らない事であります。又防空に於ける國民精神の訓練及施設の完備を見たならば右の如き外國の侮りを受ける事はあるまいと思ひます。

戰へば必ず勝利を得なければならない事はいふまでもありませんが、最近の戰爭は前線に於て勝つばかりでは終局の勝利ではなく、敵は戰線背後の樞要地即ち軍の活力であり源地である都市の空襲により後方攪亂を爲し前線將兵の志氣沮喪と相俟つて終局的勝利を得る事を企圖いたします。我々は之に對し斷然戰はねばなりません。前線に在る將兵諸士が身も心も國家に捧げて居られるのと同じ心構で都市防空の爲めに萬全の對策を建て度いと考へます。此の意味に於て昭和十四年度より向ふ六ケ年繼續事業として實施する事になつて居りまする木造建物防火改修事業は都市防空上第一に着手し緊急完成を必要とするものでありますから、希くは各位の理解と協力とを得まして燃えざる都市完成の促進を圖り度いと思ひます。（以上）

御願ひ

從來市報は町總代各位を煩はして適宜御配布を願つてゐましたが、今後は町內會役員を始め隣組長まで行きわたる樣御取計ひを御願ひすること、相成りました。就きましては各町內會の御所要部數を至急市役所祕書課迄御知らせ下さる樣重ねて御願ひ申します。

廣島市報

第百五十一號

昭和十六年五月廿五日印刷
昭和十六年五月廿五日發行
定價一部金五錢

廣島市役所
廣島市人事課
所行發
所刷印
株式會社増田兄弟活版所
廣島市大手町七丁目一番地
印刷兼發行者　増田雄
廣島市大手町七丁目一番地

【條例】

●廣島市條例第三號

廣島市有給吏員退隱料、退職給與金遺族扶助料及死亡給與金條例制定ノ件

廣島市會ノ議決ヲ經廣島縣知事ノ許可ヲ得廣島市有給吏員退隱料、退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例左ノ通リ定ム

昭和十六年六月一日

廣島市長　藤田若水

廣島市有給吏員退隱料退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例

第一章　總則

第一條　本市吏員及其ノ遺族ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ退隱料、退職給與金、遺族扶助料又ハ死亡給與金ノ給與ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條　本條例ニ於テ吏員ト稱スルハ市制ノ規定ニ依ル有給吏員又ハ有給吏員タリシ者ヲ謂ヒ遺族ト稱スルハ吏員ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻及子ニシテ吏員死亡ノ當時之ト同一戸籍內ニ在ル者ヲ謂フ吏員死亡ノ當時胎兒タリシ子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ死亡ノ當時其ノ戸籍內ニ在リタルモノト看做ス

第三條　遺族ニシテ本條例ニ定ムル給與ヲ受クルハ妻、子、夫、父、母、祖父、祖母ノ順位ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ者數人アルトキハ左ノ順位ニ依ル

一　子ニ付テハ吏員ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準ズ

二　父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

三　祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルベキ者後順位者タルベキ者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限リ之ヲ適用ス

第四條　退隱料及遺族扶助料ハ年金トシ退職給與金及死亡給與金ハ一時金トス

第五條　吏員ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル

退職後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル在職年月數ハ合算セズ

一　本條例又ハ從前ノ規定ニ依リ退隱料若ハ退職給與金ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年月數

二　退隱料ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ退隱料ノ基礎トナリタル在職年月數

三　退職給與金又ハ死亡給與金ノ基礎ト爲ルベキ在職年ニ付テハ過去ニ於テ退職給與金ノ基礎ト爲リタル在職年月數

退職ノ當日又ハ翌日再就職シタルトキハ之ヲ勤續ト看做シ退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキノ再在職年ハ其ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

第六條　退隱料及遺族扶助料ノ給與ハ之ヲ受クベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第七條　年金ノ年額又ハ一時金ノ給與金額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第八條　退隱料及遺族扶助料ハ其ノ年額ヲ四分シ每年一月、四月、七月、十月ニ於テ其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ死亡又ハ權利ノ喪失若ハ第十七條第二號及第三號ニ依ル停止ノ場合ハ期月ニ拘ラズ之ヲ給ス

第九條　本條例ニ定ムル給與ヲ受クルノ權利ハ之ヲ給スベキ事由ノ生ジタル日ヨリ五年間請求セザルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第十條　吏員在職中左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル在職ニ付本條例ニ定ムル給與ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一　懲戒處分ニ因リ解職セラレタルトキ

二　不都合ノ行爲アリタルニ因リ免職セラレタルトキ

三　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第十一條　吏員ハ每年其ノ給料月額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ本市ニ納付スベシ

主要目次

○條例　廣島市有給吏員退隱料、退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例

○告示　廣島市顧問設置規程

○達　叙任及辭令

○彙報　町內會正副會長異動
衞生正副組長異動
名譽の職死者
勞働技術統計調査
乳幼兒健康相談
六月の稅金
手近な報國廢物利用
今後無くなる督促料の手加減
パン、ミルク等の公定價格
徵兵檢査と廣島市の壯丁

○通報

第二章　退隠料

第十四條　吏員在職年十四年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ退隠料ヲ給ス

前項ノ退隠料ノ年額ハ在職年十四年以上十五年未満ニ對シ退職當時ノ給料年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十四年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ付退職當時ノ給料年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第十五條　吏員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘズシテ退職シタルトキハ其ノ在職年數ニ拘ラズ之ニ退隠料ヲ給ス但シ其ノ吏員ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ退隠料ノ年額ハ在職年十四年未満ノ者ニ在リテハ退職當時ノ給料年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額ニ、在職年十四年以上ノ者ニ在リテハ前條ノ規定ニ依リ計算シタル金額ニ各其ノ傷痍疾病ノ程度ニ從ヒ退隠料年額ノ十分ノ一乃至十分ノ七ヲ加ヘタル金額トス

第十六條　退隠料ヲ受クルノ權利ヲ有スル者再就職シ其ノ在職年一年以上ニシテ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ前後ノ在職年月數ヲ通算シテ退隠料年額ヲ改定ス但シ其ノ年額從前ノ退隠料年額ヨリ少キトキハ仍從前ノ退隠料年額ヲ支給ス

第十七條　退隠料ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一　年齢四十歳ニ満ツル月迄ハ退隠料ノ全額、四十歳以上四十五歳ニ満ツル月迄ハ退隠料ノ四分ノ一ヲ停止ス但シ公務ニ因ラザル傷痍疾病ノ爲勤勞ニ堪ヘザル者ニ付テハ其ノ事情ノ止ムニ至ル迄及第十五條ノ規定ニ依リ退隠料ヲ受クル者ニ付テハ之ヲ停止セズ

二　本市吏員ニ再就職シタルトキハ其ノ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄

三　二年以下ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ退隠料ハ之ヲ停止セズ其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第十八條　退隠料ヲ受クル者過去ニ於テ退職給與金ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ受ケタル額ニ相當スル金額ヲ本市ニ返還スルニ非ザレバ支給スベキ退隠料ノ額此ノ金額ニ達スル迄ノ間其ノ支給ヲ停止ス但シ市長ハ受給者ノ申請ニヨリ五年以内ニ於テ期間ヲ定メ返還スベキ金額ヲ等分シ退隠料年額ヨリ控除シ殘額ヲ支給スルコトヲ得

第十九條　退隠料ハ之ヲ受ケ又ハ受クベキ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ支給セズ

一　在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二　死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

三　國籍ヲ失ヒタルトキ

四　死亡シタルトキ

第三章　退職給與金

第二十條　吏員在職年三年以上十四年未満ニシテ退職シタルトキハ退職當時ノ給料月額ニ相當スル金額ヲ退職給與金トシテ給ス但シ第五條第三項ニ依リ退職ノ當日又ハ翌日再就職シタルニ依リ勤續ト看做ス場合又ハ第十四條若ハ第十五條又ハ第三十一條ニ依リ退隠料ヲ給スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四章　遺族扶助料

第二十一條　吏員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第三條ニ定ムル順位ニ從ヒ順次其ノ遺族ニ遺族扶助料ヲ給ス

一　在職年十四年以上ノ者在職中死亡シタルトキ

二　公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲在職中死亡シタルトキ

三　退隠料ヲ受クル者死亡シタルトキ

第二十二條　遺族タル子又ハ夫ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキニ限リ遺族扶助料ヲ給ス

一　子ハ成年ニ達セザルトキ

二　成年ノ子又ハ夫ハ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキトキ

三　養子ハ吏員ノ家督相續人タルトキ又ハ吏員ヲ戸主ト看做シ其ノ家督相續人タルベキ者ナルトキ

第二十三條　遺族扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

一　第二十一條第一號ノ場合ニ於テハ其ノ死亡ヲ退職ト看做シ第十四條ノ規定ニ依リ計算シタル退隠料年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

二　第二十一條第二號ノ場合ニ於テハ其ノ死亡ヲ退職ト看做シ第十五條ノ規定ニ依リ計算シタル退隠料年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額但シ此ノ場合ニ於ケル第十五條ノ加算率ハ十分ノ七トス

三　第二十一條第三號ノ場合ニ於テハ退隠料年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

第二十四條　遺族扶助料ヲ受クル者

二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄遺族扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第二十五條　遺族扶助料ハ之ヲ受ケ又ハ受クベキ者吏員死亡後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ支給セズ此ノ場合ニ在リテハ之ヲ遺族ノ次順位ニ給ス

一　死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ及禁錮以上ノ刑ノ執行中又ハ執行前ニ在ル者ニ付遺族扶助料ヲ給スベキ事由ヲ生ジタルトキ

二　國籍ヲ失ヒタルトキ

三　死亡シタルトキ

四　其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻又ハ子ニシテ吏員ノ屬シタル家ヨリ分家シ若ハ吏員ノ妻若ハ子ニシテ分家シタル者ノ家ニ入リタルトキ又ハ妻ニシテ子ヲ伴ヒ其ノ家ヲ去リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

五　妻又ハ夫婚姻シタルトキ若ハ屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ入リタリト認メラルルトキ

六　不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第五章　死亡給與金

第二十六條　吏員在職年一年以上十四年未満ニシテ在職中死亡シタルトキハ死亡當時ノ給料月額ニ相當スル金額ニ其ノ在職年ノ年數ヲ乘ジタル金額ヲ死亡給與金トシテ其ノ遺族ニ給ス但シ遺族扶助料ヲ給スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條ノ規定ハ前項ノ遺族ニ付之ヲ準用ス

第二十七條　死亡給與金ヲ受クベキ者ナキトキハ死亡者ノ葬儀ヲ執行シタル者ニ對シ其ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ給ス

附　則

第二十八條　本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條　本條例施行ニ必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

第三十條　明治三十六年條例第三號廣島市有給吏員退隠料條例ハ本條例施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第三十一條　本條例施行前ヨリ引續キ在職スル吏員ノ退隠料又ハ遺族扶助料支給年限ノ計算ニ付テハ其ノ在職年十二年ヲ以テ在職年十四年ト看做ス但シ本條例施行後在職年十二年未満ニシテ退職シタル者再就職シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條　從前ノ規定ニ依リ受クル退隠料ニ付テハ之ヲ本條例ニ依リ受クル者ト看做ス但シ第十七條第一號ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三十三條　從前ノ規定ニ依リ退隠料ヲ受ケタル者ニシテ本條例施行ノ際既ニ死亡其ノ他ノ事由ニ因ル

名譽の戰死者

海軍中佐　馬野　光殿　東觀音二丁目
陸一等兵　松下　俊雄殿　三川町
補充兵役　中村、盛作殿　廣瀬北町
陸軍伍長　小尻　高市殿　東蟹屋町
同　伍長　大久保親光殿　南千田町
同　兵長　今西　茂男殿　平塚町
同一等兵　吉野　幹三殿　松原町
同　大尉　佐久間正俊殿　南千田町
同　少佐　今野　政吉殿　西蟹屋町
同　少尉　川口　英殿　吉島本町
同上等兵　正木　義秋殿　仁保町青崎
同　伍長　上田　勤殿　宇品町
同上等兵　岡本　四郎殿　横川町二丁目
同　少尉　國廣　直一殿　千田町二丁目
同二等兵　香川仁太郎殿　宇品町
同上等兵　梶丸　治夫殿　大手町八丁目
軍　屬　山原　芳生殿　三篠本町三丁目
軍　屬　宗美　大助殿　楠木町二丁目

人事欄

町内會正副會長異動

●廣島市告示甲第七三號

町内會正副會長異動ノ件

廣島市町内會長、副會長左ノ通リ異動シタリ

昭和十六年五月五日

廣島市長　藤田若水

町内會名	職	氏名	就任年月日	職	氏名	退任年月日
三篠本町三丁目北區	副	川淵修一	昭和六年四月三日			
仁保町日宇那				副		
	長	平野哲夫	昭和六年五月一日			

●廣島市告示甲第七四號

町内會長異動ノ件

廣島市町内會長左ノ通リ異動シタリ

昭和十六年五月九日

廣島市長　藤田若水

町内會名	職	氏名	就任年月日	職	氏名	退任年月日
小町	長	三浦强二	昭和六年五月九日	長	秋山賢吉	昭和六年五月九日

長ハ會長、副ハ副會長ヲ示ス

衛生正副組長異動

（昭和十六年四月三十日現在）

組合名	前組長	新組長
段原中上組	新設	加戸　譲
同　町下組	同	櫻井　明
富士見下組	同	砂井　常吉
三篠本町南區三丁目	同	土井熊太郎
同　町北區	同	西本　米吉
空鞘町中組	岩苔和一郎	福田　克彦
元宇品町	岩田　哲爾	松田　泰行
南段原町二	新設	岩佐　清吉
西蟹屋上通	同	岩原　晉松

失權者ヲ除キ現ニ退隠料ヲ受クル者本條例施行後死亡シタルトキハ其ノ遺族ニ對シ本條例ノ規定ニ依リ遺族扶助料ヲ給ス但シ其ノ年額ハ第二十三條ノ規定に拘ラズ隠退料年額ノ十分ノ三ニ相當スル金額トス

第三十四條　廣島市會書記長、書記及書記補ハ之ヲ第二條ニ定ムル有給吏員ト看做し本條例ヲ適用ス

第三十五條　本市ニ編入セラレタル町村ノ有給吏員ニシテ引續キ本市吏員ニ任用セラレタル者ノ其ノ町村ニ於ケル在職年月數ハ之ヲ本市ノ在職年月數ニ通算ス

本市ニ編入當時名譽職町村長又ハ助役タリシ者ニシテ引續キ本市吏員ニ任用セラレタル者前ニ其ノ町村ニ於テ有給吏員タリシ者ナルトキハ其ノ有給吏員タリシ在職年月數ハ之ヲ本市ノ在職年月數ニ通算ス

第十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

【告示】

◉告示甲第七五號

廣島電氣株式會社ヨリ土地立入ニ關シ左ノ通リ通知アリタリ

昭和十六年五月十日

廣島市長　藤田若水

土地立入事項

一、電氣事業者名　廣島電氣株式會社
二、立入目的　廣島工業港線建設ノタメ
三、電氣工作物ノ種類　送電線路
四、立入ルベキ土地、區域　廣島市
五、立入ルベキ時期及時間　自昭和十六年四月一日至昭和十六年六月廿日
六、許可年月日及番號　昭和六年四月廿三日指令土經第二七九號
七、許可ヲ爲シタル行政官廳名　廣島縣知事

【達】

◉達甲第一〇號

廣島市顧問設置規程左ノ通リ定ム、

和昭十六年五月一日

廣島市長　藤田若水

廣島市顧問設置規程

第一條　市ノ重要事務ニ參畫セシムル爲メ本市ニ顧問若干人ヲ置ク

顧問ハ練達堪能ナル者又ハ學識經驗アル者ニ就キ市長之ヲ委囑ス

第二條　顧問ノ任期ハ二年トス但シ臨時ノ事務ニ付設置シタル顧問ノ任期ハ其ノ事務ノ終了スル迄ノ間トス

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本市上水道又ハ工業港ニ關シ現ニ顧問タル者ハ之ヲ本規程ニ依リ設置シタルモノト看做シ其ノ任期ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

乳幼兒の健康相談

本年度は徹底的に行ふ

我が國の乳幼兒死亡率は歐米諸國に比べて非常に高くこれより推すと廣島市一年間の出生兒約八千人のうち約一割二分の九百六十人の乳幼兒が生後一年の間に死亡する譯でありこの主たる原因が先天的に弱いといふことと育兒指導に缺陷があるといふ二つであることは邦家のためまことに寒心すべきことであります。最近『生めよ殖せよ』と叫ばれて居りますが、かうなると『生めよ育てよ』であります、本市では厚生省の指令により昨年より指導醫、巡回指導婦（縣委囑）母性補導委員（市委囑）の方々の獻身的な奉仕で全市に亙る乳幼兒一齊健康相談を行ひましたが、本年度はこれを徹底的に行ふこととなり既に五月中に全市に於いて第一回健康相談を行ひ引續き第二回、第三回と年度内に數回反覆施行の豫定であります。子持つ御家庭では充分に御利用下さるやう望みます。

西蟹屋中通
仁保町柞木
東觀音町西區
三丁目　佐川角次郎
同　藤川　政吉
古田田方組　林　吾助
舟入川口中　田中新太郎
西新町上組　中島利三郎
堺町三丁目　田中　五郎
八丁堀下組　土屋　央　藤岡　謄
廣瀬元町　新迹　修一
江波東町　荒石　小六
同　南町　田中　新八
同　本町　草野錞一郎　大塚　籌惠
同　港町　新　設　市川　虎三
大手町八南町内會　丸本　京一
同　野間　眞一
同　野間　源一
同　坂本　貫六
同　三原彦三郎
同北町内會　花岡　大市
南觀音町南組　宮原　庄助
一丁目　木坂伊太郎
舟入町　福井　照吉
宇品町東部中組　埠岡　實　中元　國三

組合名
段原中上組　前副組長　新副組長
同　新　設　吉田　實
同　稲野皓次郎
同　町下組　古田忠五郎
同　廣藤　又二
富士見下組　大野本之助
三篠本町三丁目南區　沖田　登一
同　田野原正雄
同　町北區
空鞘町中組　高本　光信
元宇品町　迫原　登
南段原町二　梅田彦次郎　坂木　道光
同　新　設　平賀　繁一
西蟹屋上通　大野　元吉
同　町中通　原田　伴美
同　深川　秀二
同　竹本　俊行
同　町本通　三木彰一
松本彌右衛門
仁保町柞木　西村　俊二
新　設　三保嘉一郎

ゴミを棄てる時

一寸・考へて下さい

手近な報國！廢物利用

清掃課

時局の進展に伴ひ種々の物資が不足して居るにも拘はらず、一般家庭の塵芥箱を覗いて見ると未だ〳〵利用出來ると思はれる物資が無造作に投げ込まれて居るのは一體どうしたことでせうか、吾々はもつと深く日本の現狀を認識して日常の生活態度を反省する必要があるのではないでせうか？

◇

現在市では日々約三萬貫のゴミを各家庭から集めて居りますが、之を一戸當りに致しますと約四百匁内外となり其の搬出費は昭和十五年度には一戸一ケ年一圓二十三錢强となつて居ります。そして此のゴミの内容は臺所から出る野菜屑や果物の皮の量が約二百匁内外、其の他はボロ屑藁、紙屑、土砂、木片、器物のかけらなど、所謂厨芥、不燃雜芥、可燃雜芥の三種に大別されます。野菜屑や果物の皮などは厨芥、ボロ、藁、紙屑、木片などは可燃雜芥、土砂や器物のかけらなどは不燃雜芥であります。

◇

斯樣に多種多樣な塵芥をゴミ箱に投げ込む前に今一度、使ひ途はないものかとよく考へて戴きたい。棄てゝある野菜屑、西瓜の皮等をよく調べて見ると殆ど全部が漬物にでもなりさうなものばかりだし、最も大衆向で多量に出る柿や蜜柑の皮なども乾しておけば漬物樽に入れて甘味を增したり、蚊遣りの材料として夏の宵の一景物となるでせう。買物の包裝紙やボール函に二度目の務をさすなどのことはいはずもがな、肉屋や着屋の呉れる竹の皮でもきれいに洗つて藏っておけば樂しいハイキングの時などの辨當包みとしてほんとに理想的のものでせう。下駄の古いのや板の切れ端など少したまれば優に一度位はお風呂が沸きませう。藁屑なども火鉢に入れる藁灰の材料になり木炭節約に一役買つて出るでせう。流石に此の節ではビール瓶やサイダー瓶は見受けませんが、御婦人の化粧品容器、藥瓶のこはれなどの硝子屑が相當多量に出て居る樣ですが、こんなものでも隣組などでまとめて置いて屑屋にお拂ひになれば一年中には可成の額になり町費の一助になるかも知れません。雜巾の使ひ古しだと云つて棄てゝしまはずによく灑いでおけば屑屋が集めてセルロイド工場に廻はり彈藥や可愛いゝ坊ちやん孃ちやん方のおもちやになつて返ります。一般家庭から出る毛ボロなどでも日本内地から一年間に千二百五十萬貫も集まり、これは丁度一千萬頭の緬羊を飼つて居るのと同じことだと聞けば古セルの切れ端だと云つて馬鹿にはなりますまい。まして日本から少しも出ないゴムで作つたものなどはどんな屑でもあだお

市内傳染病發生月報

（四月中）

町名	發生數		町名	發生數	
段原目出町	三	西天滿町	一	西蟹屋町	二
宇品町	五	南觀音町	一	空鞘町	一
舟入川口町	一	趣町	二	段原東浦町	一
松原町	一	京橋町	一	舟入木町	一
平野町	二	中廣町	一	小網町	一
西白島町	一	大須賀町	一	福島町	一
段原大畑町	一	西觀音町	一	寶町	一
南蟹屋町	一	的場町	一	南段原町	一
段原目出町	二	楠木二丁目	一	材木町	一
廣瀬元町	一	皆實二丁目	一		
千田一丁目	二	天神町	四	天滿町	二
千田二丁目	一	陸軍病院	二		
吉島羽衣町	一	舟入病院	五		
牛田町	一	關西病院	二		
段原末廣町	一				
已斐町	一	計	六二		

同　仁保町淵崎　村木　寅市
同　富士見上組　金森　一男
古田田方組　藤川　政吉　大村　米市
舟入本町東　道本　三市　北川　作吉
西新町上組　前　清次　山沖　壽一
堺町三丁目　長尾　政市　中西順太郎
尾長三本松　藤岡　謄　八谷長一郎
同　玖島　孝一
同　堀内　一三　山地謙太郎
宮本榮次郎　高田　弘美
同　神出　信一　陰山良三郎
八丁堀下組　吉田　喜一　野口市太郎
廣瀬元町　島村　讓一　鹽飽　敏二
江波東町　中土井太丸　山崎　元
同　南町　丸本　京一　山本　仁吉
同　本町　新　設　若山　正一
同　港町　有田盛太郎
大手町八丁目　平岡　清一
南町内會
同北町内會　花岡　大市
南觀音町　木村　佐吉　藤田　昇一
一丁目南組　笠岡　貫　道川　林次
鷹匠町中組　千葉　熊吉
廣田　龍市
平田　留吉　榎並　寛一
舟入町　中村　乙藏　稻木　房一
波部　久吉
同　小方　勘一　酒井　澄
庚午町　藤本　軍一　池田　白次
宇品町東部中組　福本　壽夫　岡政　三
千田二丁目　島田　熊藏　寺澤　大了

訂正

四月二十五日市報第七頁登載昭和町東部、同西部、同南部衞生正副組長異動左の通り訂正す。

組名　新組長　新副組長
昭和町東部　乙田　昇　竹本元次郎
同　西部　西龜　正夫　龍野福太郎
同　南部　横山　喜一　石倉爲右衞門

ろそかにしてはなりません。細かくあれこれ考へて見ますとほんとに不用物として棄てる物は無くなります。この位のことは皆さんよく御存じのことゝ思ひますけれども、市のゴミ溜に集まつた山の様なゴミを見てつくづく感じさせられました。

◇

去る五月一日に「汚物掃除法施行規則」が改正せられ來る七月一日からはゴミは燒かなくても適當に處分すればいゝことになりますし、これ迄灰燼は市に蒐集處分をする義務が無かつたのを新に汚物として取扱をする様になり、其の外厨芥、可燃雜芥、不燃雜芥、灰燼と別々に蒐集をしてそれに要する手數料を徴收してもいゝことになつたのでありますが、この改正の主旨は從來衞生上のみの觀點から處理して居た都市のゴミを經濟的に利用化する途を開き、手數料徴收に依つて間接的にゴミの減量を期待して居るわけであります。市としては新に掃除義務を課せられる灰燼の蒐集處分について相當の人員、設備、經費を加重せらるゝことになりその對策に頭を惱ますわけですが、さしあたり市民各位の自覺に愬へて從來の所謂ゴミを減らして之が蒐集處分の餘力を生み灰燼の蒐集作業に振り向ける様に致し度いと考へて居りますから、市民各位特に家庭の主婦の方々には何卒市の方針に御協力下さつて徹底的に廢品利用の方法を講ぜられ汚れ無き健康都市の建設に邁進致さうではありませんか、それが最も手近な報國であると考へます。

思想は穩健だが服裝は些か亂雜

徴兵檢査と廣島市の壯丁

兵事課

本年の廣島市徴兵檢査に現はれた顯著な事象の二、三を記して一般の御參考に資し度いと思ひます。

一、先づ何よりも頼母しかつたのは一般に思想穩健で、言語動作の眞摯であつたことです。これは一つは時局の反映と思はれますが、又青年學校その他社會教育の効果が確に現はれたのであります。

二、然し、服裝は稍や亂雜で、甚しきは洋服の上衣を着用せず出頭して、着用の上再出頭せしめられた者さへあります。服裝は質素を旨として着裝を正しくすることが己の品位を保ち禮儀を直くする所以であり、殊に徴兵檢査は日本男兒の元服式ともいふべき意義深いものですから、今後一般の留意が望ましいと思ひます。

三、次に學力でありますが、中等學校以上の卒業者は暫く措きまして、檢査場で言語、態度、意氣等が嚴正で活氣ある者の殆ど全部が青年學校出席時數の多い者で、學科試驗の成績等におきましても同様であります。入校して居ない者或は出席時數の極めて少い者はその成績が頗る劣るのであります。

この事實から見て青年は何は措いても青年學校に通學して鍛錬を受け、日常生活にもこの心を以て職域奉公に專念するやう心掛けねばならず、父兄、雇傭主も亦同じ心となり青年を勵まして戴きたいものであります。

四、最後に壯丁の體格でありますが、中心部の壯丁の體位が周邊部各町壯丁に比べて劣つて居ることが明瞭に認められるのであります、これは日常の運動が體位に影響する一つの證左であり一般に充分の留意を要することゝ考へます。

五、なほ序ながら徴兵檢査の際必ず携行すべき『職業能力申告帳（若くは申告控）』『體力手帳』を所持せぬ者が相當多數あつたことは時局下に於けるこれら重要施設の意義が充分に徹底してゐないことを如實に示すものでありまして、一般青年は勿論父兄並に雇傭者に於ても十二分の注意をされるやう切望致します。

委員會

◎土木委員會

（四月二十二日午前十時於土木部土木課）

三篠警防團自動車々庫改築工事指名入札執行の件△牛田國民學校第三期工事設計の件△大洲町地先河岸整理工事設計の件

◎天滿國民學校々舎增築工事入札

（五月九日午前十時土木委員會開催開札）

面積　校舎其他延三七八坪六二△請負金　六萬八千六百八十圓也△落札者　南千田町一〇四一中山文夫△竣工期　來る十一月上旬

皇國

大日本は皇國なり。萬世一系の　天皇上に在しまし、肇國の皇謨を紹繼して無窮に君臨し給ふ。皇恩萬民に遍く、聖德八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武祖孫相承け、皇國の道德を宣揚して天業を翼贊し奉り、君民一體以て克く國運の隆昌を致せり。

戰陣訓

戰陣の將兵、宜しく我が國體の本義を體得し、牢固不拔の信念を堅持し、誓つて皇國守護の大任を完遂せんことを期すべし。

「肇國」皇祖が我が國をおはじめになつたこと。

「皇謨」天皇の大きなおはかりごと。

「無窮」廣く長く限りがないこと。

「聖德八紘に光被す」天皇のおめぐみが地の隅々まで及ぶこと。

「天業を翼贊し」天皇のおわざにお力添をなし奉り。

「牢固不拔の信念」かたく信じて動かない心

今後は無くなる督促料の手加減

納稅にも豫め計畫が肝要

稅務課

從來本市で取扱つてゐる國稅、縣稅、市稅等が定められた納期に納さまらなかつた場合は、市としては稅法に規定された猶豫期間の最大限である二十日待つてはじめて七日以内の期日を指定して督促狀を出しこれでなほ納付されぬ向に對し滯納處分をする習はしとなつて居りました。而も督促狀の指定期日前に納められる時は督促料も免除されて居りました處が、一部ではこれをもつて納稅の猶豫期間であるかの様に考へられ、甚しきは納稅の手間を惜しむとともに納期日後の二十餘日間を利用して納稅金を巧みに運轉し市吏員が滯納處分に行つて初めて納付されるといふ風でありました、これでは市が納稅者の便宜を考へてする督促の手加減が反つて納稅上に惡結果を來すこととなる一方さきに本市で納稅奬勵親程を制定されましてから各町內會とも續々納稅施設の設立を計畫されるに至りましたので市としては此の際從來督促狀に附記してゐた『注意書』を斷然削除して納期日に納められぬ稅金に對し督促狀を發した場合は直ちに一件二十錢（卽ち國稅縣稅、市稅と三件の場合は六十錢）の督促料と延滯金を徴收し同時に滯納處分を嚴重にすることに決定いたしました。これによつて市としては無駄な手數と少からぬ冗費とを節する譯けでありますが市民各位におかれましても轉居その他納稅に關する屆出を要する事情の生じた場合は速かに直接市稅務課に手續されて令書配布その他の行違いを生ぜぬやう御注意されるは勿論町內會に納稅施設を設けられて『納稅貯金』とか『納稅積立金』とかを行ひ計畫的に納稅する方策を講ぜられて軍都廣島に滯納なしといふまでに努力されたいと切望致します。

新に生れる納稅施設

實施方法一案

市の納稅奬勵親程制定に伴ふ各町內會の納稅施設創設につきましては去る四月二十八日附文書を以て各町內會長に御盡力を御願ひ致しましたが之が實施の仕組の概畧を御參考までに記しますと、一町內會を單位にして

町內會に納稅部を設けて町內會長又は副會長が部長となり△副部長一名（副會長又は幹事）△會計係一名（町內會會計係）△庶務係若干名（各隣組長）等の納稅部役員を町內會長が委囑して納稅部長は納稅に關する事務を統理し、副部長は部長を補佐し部長事故あるときは其職務を代理し、會計係は納稅に關する金錢の出納事務に從事し、庶務係は部長の命を受け令書の配付集金其の他庶務に從事する

ことが最も望ましいのですが町內會區域が廣すぎるとかその他特別の事情のある場合は一町內會を數部に區分するか又は數隣組（五十戸以上なること）一單位で納稅施設を實行せらるゝも一方法と存じます。

◇

斯くして納稅施設が實現しました場合は納稅令書は全部取纏めて各納稅部長に送付され納稅部長は之を各庶務係を通じて各戸に配布することとなります而して各戸の納稅につきましては各自が一ヶ年度に納める稅額を豫定して之を月掛又は日掛で分割貯金することとし庶務係が之を集金して會計係に送り會計係は各自名義で各別に郵便局、銀行、產業組合等に預金して納期日に各自の納稅令書に依る納稅額をそれ〴〵の預金から引出して納稅部長に廻し部長は之を市役所に納付、領收書は庶務係を經て各納稅者に渡す方法を取られますと頗る好都合と考へられます、勿論納稅令書が來た度毎に庶務係が集金するとか或は常會の日に豫め納稅金を各自が持寄るとかいふ方法もあり、納稅貯金の方法はまことに面倒に考へられ易いのですが長い年月の間には納稅する方もこれを世話される役員の方もこの方法によれば下らぬ行違いを起すことが少く極めて氣易に納稅出來る調法な方法であると御感じになることと信じます。

六月の稅金

縣稅　家屋稅　第一期
　　藝妓稅　六月分
市稅　家屋稅附加稅　第一期
　　家屋稅割　同
　　舟稅　全額
　　舟稅割　同
　　自轉車稅　同
　　自轉車稅割　同
　　荷車稅　同
　　荷車稅割　同
　　金庫稅　同
　　金庫稅割　同
　　犬稅　同
　　犬稅割　同
　　傭人稅　同
　　傭人稅割　同
　　藝妓稅附加稅　六月分
　　藝妓稅割　同

パンとミルクと飴等 食糧品の公定價格表

パン類小賣公定價格

（昭和十五年七月一日商工省指定）

種類	規格	單位	小賣價格
食パン	一斤の量目一二〇匁以上	一斤	円 ・二〇
同	同一一〇匁未満	同	・一七
同	同一〇〇匁以上	同	・一三
同	同八〇匁以上一〇〇匁未満	同	・一〇
同	半斤の量目六〇匁以上	半斤	・〇九
同	同五〇匁以上六〇匁未満	同	・〇七
同	同四〇匁以上五〇匁未満	同	・〇五

（一）食パンとは菓子パンを除くパン類を謂ふ。△（二）食パン原料たる小麦粉は昭和十五年一月農林省商工省告示第一號又は告示に基く地方長官の小麦粉販賣價格の指定に於て掲ぐる强力品のみを使用せるものとす△（三）小賣業販賣價格は賣主店先渡價格とす。△（四）本表に掲ぐる量目以外の量目のもの又は（二）の規定に該當せざるものゝ販賣價格は左の割合に依り算出したる額に依るものとす。但し錢に滿たざる端數は之を切捨つるものとす。

一〇〇匁に付　・一四

△（五）食パンの特殊製品にして地方長官別に其の額を指定したる場合には本表價格を適用せず。△（六）本表價格は沖縄縣を除く道府縣に所在する小賣業者の販賣價格とす。

菓子パン　一箇の量目一七匁以上　一箇　・〇五

（一）菓子パンとは原料として使用する穀粉の重量の三割以上の重量の砂糖を使用せるパン類を謂ふ△（二）一箇の量目一七匁未滿のものゝ小賣業者販賣價格は本表の小賣業者販賣價格を基準として量目の比例に依り算出したる額の七割に相當する額に依るものとす、但し錢に滿たざる端數は之を切捨つるものとす。△（三）本表價格は沖縄縣を除く道府縣に所在する小賣業者の販賣價格とす。

「育兒用乳製品」小賣公定價格

（昭和十五年十二月二十八日農林省指定　單位一錢）

種類別	規格	小賣價格
調製粉乳	四五〇瓦入	一・九四錢
同コーケン	同	一・八六
同パクゲン	同	二・六六
同パトローゲン	同一、三〇〇瓦入	六・三三
同ドリコーゲン	四五瓦入	二・二五
同キノミール	同	一・九三
同ネスル	五〇〇瓦入	二・〇三
同ミルクフード	三五〇瓦入	一・三
同マエゼンミルクフード	同	二・〇七
同煉乳	四五〇	二・〇七
同加糖	二三五	一・一二
同無糖	三九〇瓦入	〇・五二
同一七〇	四一一	〇・四八
同	同	〇・二四

（以下昭和十五年四月五日本縣指定單位一錢）

種類別	規格	小賣價格
粉乳	一、三五〇瓦入	六・二七
同	同	二・〇七
澱粉	同	一・一二
同	同	〇・五二
並同	同	〇・四八
同	同	〇・二四

「飴小賣」公定價格

（昭和十五年十一月十九日縣指定單位百匁）

種類別	規格	小賣價格
粉飴	特等	〇・二五
同	一等	〇・二五
同	二等	〇・二四

隣組一字（一）

一、諸士中、忠孝の道第一に相守り五人與仲むつましく可相交事（天文八年島津貴久忠良連判捻書）

一、五人組の者共、萬事父子兄弟同意かくしなく何事も申合せ（元祿元年寫隣民撫育法所載五人組帳前書）

一、伍人組は常にむつましく交りて苦樂を共にする事家族の如くなるべし（享和元年米澤藩伍人組捻書）

勞働技術統計調査

來る六月十日現在で實施

政府は時局に鑑みて賃金規制の計畫適用を適正ならしめ且又、勞務動員其の他の計畫に必要な統計を整備するため曩に調査令を改正して勞働技術統計調査を毎年實施することゝなり、先づ來る六月十日現在に依つて行ふが、これが調査範圍は

1、工業事業體。2、鑛業事業體（以上二種共常時五人以上の勞働者を使用し又は五人以上の勞働者を使用する設備を有するもの）3、運輸事業體（調査當日五人以上の勞働者を使用するもの）4、事務所商店（この事項は今回新たに追加されたもので調査當日勞務者十人以上使用するもの）

而して調査の目標は各事業體の事業主、勞務者及技術者であつて調査事項は左の通りとなつてゐる。

△事業票　一、所在地二、事業體名三、事業の種類。

△勞務票　一、氏名二、男女の別三、出生の年月日四、卒業又は修業國民學校所在地五、配偶者の有無六、教育の程度七、職名八、職歴九、賃金十、就業時間十一、民籍。

△技術票　一、氏名二、男女の別三、出生年月日四、現技術者元技術者又は技術能力者の別五、職名

なほ本市では今回の改正で調査範圍が擴大されたので、これが趣旨の普及徹底に努むるとともに調査上萬遺漏なきを期し近く調査員を推薦して調査員を經て調査用紙を期日前日までに事業主に交付する豫定である。

廣島市報

第一臨時號

昭和十六年五月十五日印刷
昭和十六年五月十五日發行
定價一部金五錢

廣島市役所
廣島市人行道
所行發
廣島市增田兄弟活版所
所刷印
廣島市大手町七丁目一番地
廣島市增田甲雄
廣島市大手町七丁目一番地

主要目次

○條例　廣島市共濟組合條例制定ノ件
同施行細則
○告示　廣島市納稅奬勵規程制定ノ件
市常會議員就任ノ件
廣島市名譽職員表彰規程制定ノ件
觀音託兒所移轉ノ件
○彙報　納稅奬勵規程制定ニ就テ
町內會正副會長異動其ノ他
官報要項摘錄

【條例】

廣島市條例第一號

廣島市共濟組合條例制定ノ件

廣島市會ノ議決ヲ經廣島縣知事ノ許可ヲ得廣島市共濟組合條例左ノ通リ定ム

昭和十六年四月十一日　廣島市長　藤田若水

廣島市共濟組合條例

第一條　市長ノ命免スル雇員、傭人ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ相互扶助ヲ目的トスル共濟組合ヲ組織ス但シ雇傭ノ性質若ハ服務ノ關係ニ依リ不適當ト認ムルモノハ市長ニ於テ之ヲ組合員ト爲サザルコトヲ得

第二條　組合ハ其ノ目的達成ノ爲組合員ニ對シ左ノ給付ヲ爲スモノトス

一、療養費
二、傷病手當金
三、弔慰金
四、罹災給付
五、分娩費及出產手當金
六、脫退一時金
七、養老年金
八、特別給付

第三條　組合ハ前條ノ外組合員ノ保護救濟ノ爲必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第四條　市ハ組合ノ事務並ニ事業助成ノ爲毎年度左ノ區別ニ依ル金額ヲ限度トシテ助成金ヲ交付ス

一　事務費ニ充テシムル爲四拾錢ニ組合員ノ員數ヲ乘ジテ得タル金額

二　事業費ニ充テシムル爲組合員給料總額ノ百分ノ二ニ相當スル金額

組合經費ニ不足ヲ生ジ爲ニ事業執行不可能トナリタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ金額ヲ增加スルコトアルベシ

第五條　組合ハ組合ノ事業費ニ充ツル爲組合員ヨリ毎月給料月額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ掛金トシテ徵收ス

第六條　組合ハ市長之ヲ管理ス

第七條　市長ハ市吏員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第八條　本條例施行ニ關シ必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

附則

第九條　本條例ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條　本條例ハ廣島市會議長ノ命免スル雇員、傭人ニ之ヲ適用ス

達甲第九號

廣島市共濟組合條例施行細則左ノ通リ定ム

昭和十六年四月三十日　廣島市長　藤田若水

廣島市共濟組合條例施行細則

第一章　總則

第一條　本細則ニ於テ條例トハ廣島市共濟組合條例、細則トハ廣島市共濟組合條例施行細則ヲ謂フ

第二條　本組合ノ事務所ハ廣島市役所內ニ置ク

第三條　組合員掛金及給付金算定ノ標準タル給料額ハ日給者ニ在リテハ其ノ三十日分ヲ以テ月額ト看做ス

【告示】

●廣島市告示甲第六〇號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十六年四月十九日　廣島市長　藤田若水

昭和十六年度廣島市歲入出豫算追加

歲入

第十五款　繰越金　金壹萬百六圓

第一項　前年度繰越金　金壹萬百六圓

歲出臨時部

第卅九款　塵芥處理費　金壹萬百六圓

第一項　塵芥處理費　金壹萬百六圓

臨時部計金壹萬百六圓

歲出合計金壹萬百六圓

歲入出差引殘金ナシ

●廣島市告示甲第六一號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度廣島市歲入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十六年四月十九日

馬其ノ他道具持ノ者ニ在リテハ其ノ日給ノ六割額ヲ以テ前項算定標準タル日給額トス

第四條　市長ハ毎年度組合事業ノ概況並ニ收支決算ヲ組合員ニ公表ス

第五條　本組合ノ公示事項ハ之ヲ廣島市報ニ掲載ス

第二章　組合員

第六條　本市雇員若ハ傭人ハ條例第一條ニ該當スル身分ヲ取得シタル日ヨリ組合ニ加入スルモノトス

第七條　組合員左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ事實アリタル日ノ翌日ニ於テ本組合ヲ脫退ス

一　死亡シタルトキ

二　本市有給吏員又ハ市會書記トナリタルトキ

三　解雇又ハ解傭トナリタルトキ

第八條　左ノ事由ヲ生ジタル者アルトキハ其ノ所屬課長ハ七日以內ニ其ノ旨組合ニ報告スベシ

一　組合員タルノ資格ノ取得又ハ喪失

二　組合員ノ氏名、職名又ハ給料額ノ異動

第九條　組合加入期間ノ計算ハ加入ノ月ヨリ之ヲ起算シ脫退ノ月ヲ以テ終ル但シ脫退ノ當日又ハ翌日再ビ組合員トナリタルトキハ之ヲ繼續ト看做ス

再ビ組合ニ加入シタル者ノ前加入年月數ハ之ヲ通算セズ但シ養老年金算定ノ基準タル加入年數ノ計算ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三章　掛金

第十條　組合員ハ掛金トシテ毎月給料ヲ受クル都度其ノ算定標準タル給料月額ノ百分ノ一ヲ組合ニ納付スベシ

給料ヲ受領セザル月ノ掛金ハ次回受領ノトキ之ヲ納付スルモノトス

掛金ハ毎月其ノ受クル給料ヨリ之ヲ控除徵收スルコトヲ得

第十一條　掛金額ニ異動ヲ生ズベキ事由ヲ生ジタルトキハ其ノ翌月ヨリ掛金額ヲ改定ス但シ月ノ初日ニ於テ其ノ事由ヲ生ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條　月ノ中途ニ於テ組合員トナリタル者ノ掛金ハ其ノ月十五日以前ナルトキハ一月分十五六日以後ナルトキハ半月分トス

第十三條　戰時又ハ事變ニ際シ召集又ハ徵用セラレタルトキハ其ノ月ヨリ召集又ハ徵用解除ノ月迄其ノ掛金ヲ免除ス

第十四條　課長ハ毎月其ノ所屬組合員ノ掛金ヲ取纏メ翌月五日迄ニ會計係ニ之ヲ送付スベシ

第四章　給付

第一節　通則

第十五條　本細則ニ依ル給付ノ事由併發シタルトキハ當該各條ノ給付ハ之ヲ併給ス但シ左ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一　脫退一時金、養老年金相互間

二　傷病手當金、出產手當金相互間

第十六條　給付金ノ算定ハ給付ノ事由發生當時ニ於ケル掛金ノ算定標準タル給料額ニ依ル給付金ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第十七條　給付金支給ノ場合ニ於テ之ヲ受クベキ者組合ニ對シ支拂フベキ金額アルトキハ給付金ヨリ之ヲ控除ス

第十八條　本細則ニ於テ遺族ト稱スルハ組合員又ハ組合員タリシ者ノ死亡當時之ト同一戶籍內ニ在リタル祖父、祖母、父、母、夫、妻及子ヲ謂フ

第十九條　遺族ニシテ本細則ニ定ムル給付ヲ受クルハ妻、子、夫、父、母、祖父、祖母ノ順位ニ依リ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス但シ組合員ガ死亡前特別ノ意思ヲ表示シタルトキハ之ニ依ルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル同順位者數人アルトキハ左ノ順位ニ依ル

一　子ニ付テハ組合員ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準ズ

二　父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

第二十條　前條ノ規定ハ組合員又ハ組合員タリシ者生存中ニ受クベキ給付ヲ受ケズシテ死亡シタル場合ニ付之ヲ準用ス

廣島市長　藤田若水

昭和十六年度廣島市歲入出豫算追加

歲入

第十五款　繰越金　金四千五百圓

第一項　前年度繰越金　金四千五百圓

歲入合計金四千五百圓

歲出臨時部

第廿三款　雜支出　金四千五百圓

第一項　雜出　金四千五百圓

臨時部計金四千五百圓

歲出合計金四千五百圓

歲入出差引殘金ナシ

◎廣島市告示甲第七一號

昭和十六年五月一日ヨリ觀音託兒所ヲ廣島市西觀音町二丁目九九一ノ一番地ニ移轉ス

昭和十六年四月二十六日

廣島市長　藤田若水

【達】

◎達甲第六號

廣島市臨時手當金支給規程中改正ノ件

昭和十四年七月達甲第三號廣島市臨時手當金支給規程中左ノ通リ改ム

昭和十六年四月十日

廣島市長　藤田若水

第二條第三號ヲ左ノ通リ改ム

三　日給者ニシテ病氣又ハ私事ノ爲其ノ月全日數缺勤シタル者ニ

第二十一條　前二條ノ規定ニ依リ給付金ヲ受領スル者ナキトキハ市長ハ本組合ノ趣旨ニ遵ヒ之ヲ適當ニ處分スルコトヲ得

第二十二條　給付金ハ請求ヲ俟チテ之ヲ支給ス但シ第十七條ノ規定ニ依ル控除金アルトキハ請求ナキトキト雖モ之ヲ控除スルコトヲ得

給付ヲ受クベキ者ガ給付ヲ受クベキ事由終了ノ日ヨリ起算シ一年以內ニ給付ノ請求ヲ爲サザルトキハ當該給付金ハ之ヲ給セズ

第二十三條　組合員死亡シタルトキハ其ノ遺族若ハ家族又ハ之ニ代ルベキ者ヨリ遲滯ナク市長ニ其ノ旨申告スベシ

第二十四條　組合員傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルトキハ市長ノ指名シタル醫師ノ診察ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十五條　前二條ノ規定ニ從ハザルトキハ給付ヲ爲サザルコトアルベシ

第二十六條　組合員不都合ノ行爲アリタルニ因リ解雇又ハ解傭トナリタトキハ給付金ノ全部又ハ一部ヲ給セザルコトアルベシ

第二十七條　給付ヲ受クルノ權利ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供シタルトキハ給付金ハ之ヲ給セズ但シ恩給金庫ニ擔保ニ供スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二節　療養費、傷病手當金

第二十八條　療養費ハ引續キ六月以上組合員タル者ニシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ組合ノ指定シタル醫療機關ニ就キ醫療ヲ受クルコト七日以上ニ及ビタルトキ七日ヲ經過シタル日ヨリ起算シテ九十日ヲ限度トシ醫療費ノ十分ノ八以內ヲ給ス但シ他ノ規定ニ依リ療治料ノ給付ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

組合員組合ノ指定シタル醫療機關以外ニ就キ醫療ヲ受ケタル場合ニ於テ市長正當ノ事由アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ準ジ療養費ヲ給スルコトヲ得

第二十九條　療養費ハ組合ニ於テ醫療機關ニ直接之ヲ支拂フコトヲ得

第三十條　傷病手當金ハ引續キ六月以上組合員タル者ニシテ傷痍又ハ疾病ノ爲休業シ給料ヲ受ケザルコト七日以上ニ及ビタルトキ七日ヲ經過シタル日ヨリ起算シテ九十日ヲ限度トシ其ノ給料ノ半額ニ相當スル金額ヲ給ス但シ他ノ規定ニ依リ休業手當等ノ給付ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三節　弔慰金、罹災給付

第三十一條　弔慰金ハ組合員又ハ其ノ父母、配偶者若ハ子死亡シタルトキ左ノ區分ニ依リ之ヲ給ス

一　組合員　三十圓

二　父母（同一戶籍內ニアル者）　十圓

三　配偶者（屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在リタリト認メラルル者ヲ含ム）　十圓

四　子（同一戶籍內ニ在ル者）　五圓

第三十二條　罹災給付ハ組合員ガ風水、震災、火災其ノ他ノ非常災害ニ罹リタルトキ給料ノ二月分ニ相當スル金額ノ範圍內ニ於テ之ヲ給ス

第四節　分娩費及出產手當金

第三十三條　分娩費及出產手當金ハ組合員分娩シタルトキ左ノ區分ニ依リ之ヲ給ス

一　分娩費　二十圓

二　出產手當金　組合員分娩ノ爲休業シ給料ノ支給ヲ受ケザル場合ニ於テ分娩前後ヲ通ジ七十日ヲ限度トシ給料ノ半額ニ相當スル金額

第五節　脫退一時金及養老年金

第三十四條　脫退一時金ハ組合員加入後一年以上ニシテ組合ヲ脫退シタルトキ又ハ養老年金ヲ受クベキ資格ヲ有スル者在職中死亡シタルトキ左ノ區分ニ依ル率ニ加入期間ノ年數ヲ乘ジタル額ヲ給ス

一　加入期間一年以上ノ者ニ在リテハ給料月額ノ百分ノ十二

二　加入期間四年以上ノ者ニ在リテハ給料月額ノ百分ノ十五

三　加入期間八年以上ノ者ニ在リテハ給料月額ノ百分ノ十八

加入期間五年以上ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ職務ニ堪ヘズシテ脫退シタル者ニハ一月分ハ支給セズ

第三條　手當金ハ毎月給料支給ノ定日ニ之ヲ支給ス

附則

本規程ハ昭和十六年度ヨリ之ヲ施行ス

◎達甲第七號

臨時家族手當支給規程中改正ノ件

昭和十六年三月達甲第三號臨時家族手當支給規程中左ノ通リ改ム

昭和十六年四月十日

廣島市長　藤田若水

第十二條第一項ヲ左ノ通リ改ム

臨時家族手當ハ毎月給料支給ノ定日ニ之ヲ支給ス

附則

本規程ハ昭和十六年度ヨリ之ヲ施行ス

◎達甲第八號

外勤手當及賄料支給規程制定ノ件

外勤手當及賄料支給規程左ノ通リ定ム

昭和十六年四月十九日

廣島市長　藤田若水

外勤手當及賄料支給規程

第一條　吏員、雇員及月俸ヲ受クル傭人ニシテ外勤シタル者ノ手當及宿直、夜勤若ハ廢休シタル者ノ賄料ハ別ニ規定スルモノヲ除キ本規程ニ依リ之ヲ支給ス

第二條　外勤手當ハ市內出張手當、現場手當及時間外手當ノ三種トス

第三條　市內出張手當ハ公務ニ依リ

ノ給料ニ相當スル金額以内ヲ加給ス

第三十五條　養老年金ハ組合員加入期間十四年以上ニシテ脱退シタルトキ給料月額ノ三月分ニ相當スル金額ヲ年金トシテ終身之ヲ給ス十四年ヲ超ユルトキハ一年ヲ増ス毎ニ給料月額ノ十分ノ一ヲ加給ス

第三十六條　養老年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者再ビ組合ニ加入シ其ノ加入期間一年以上ニシテ失格原因ナクシテ脱退シタルトキハ前後加入年月數ヲ通算シテ養老年金ノ額ヲ改定ス但シ其ノ年額從前ノ年額ヨリ少キトキハ仍從前ノ養老年金ヲ支給ス

第三十七條　養老年金ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一　年齢四十歳ニ滿ツル月迄ハ其ノ全額四十歳以上四十五歳ニ滿ツル月迄ハ其ノ四分ノ一ヲ停止ス

二　再ビ組合ニ加入シタルトキハ其ノ加入ノ月ノ翌月ヨリ脱退ノ月迄

第三十八條　養老年金ノ給付ハ其ノ事由發生ノ翌月ヨリ始マリ事由消滅ノ月ヲ以テ終ル

養老年金ハ月割ヲ以テ計算シ一月、四月、七月及十月ニ於テ其ノ前三月分ヲ支給ス但シ權利消滅ノ場合ニ於テハ期日ニ拘ラズ之ヲ給ス

第三十九條　養老年金ハ之ヲ受クベキ事由發生シタルトキ本人ノ請求ニ依リ該給付金ニ代ヘ第三十四條ノ規定ニ依ル脱退一時金ニ相當スル金額ヲ一時金トシテ支給スルコトヲ得

第四十條　養老年金ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ資格ヲ失フ

一　死亡シタルトキ

二　死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル徴役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

三　國籍ヲ失ヒタルトキ

第六節　特別給付

第四十一條　特別給付ハ第二十八條ニ定ムル療養費又ハ第三十二條ニ定ムル罹災給付ヲ受クルコト能ハザルモ特ニ給付ヲ要スル事情アリト認ムルトキ又ハ之ヲ受クルモ仍給付ノ必要アリト認ムルトキ百圓以内ニ於テ之ヲ給ス

第四十二條　組合員徴集、召集若ハ徴用ニ應ジタルトキハ贈トシテ金五圓ヲ贈與ス

第五章　貸付

第四十三條　貸付ハ組合員左ノ各號ノ一ニ該當シ其ノ必要アリト認ムル場合ニ之ヲ行フ

一　組合員又ハ其ノ家族冠婚、祭葬又ハ出産アリタルトキ

二　組合員又ハ其ノ家族傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リルトキ

三　組合員家族ノ教育ノ爲臨時出費ヲ要スルトキ

四　組合員又ハ其ノ家族火災、水災、震災其ノ他災厄ニ罹リタルトキ

五　組合員前各號ノ外已ムヲ得ザル事情ニ依リ臨時出費ヲ要スルトキ

第四十四條　貸付ハ一口ノ金額ヲ五十圓以内トシ左ノ範圍内ニ於テ必要ノ程度及償還ノ能力ヲ考慮シテ之ヲ行フ

一　組合加入期間二年以上五年未滿ノ者　一口

二　組合加入期間五年以上十二年未滿ノ者　二口

三　組合加入期間十年以上ノ者　三口

貸付ニハ圓位未滿ノ端數ヲ附セズ

第四十五條　貸付手數料ハ一口ニツキ金壹圓五拾錢トシ最終償還ノ際之ヲ徴收スルモノトス

第四十六條　貸付ノ期間ハ一年以内トス

第四十七條　貸付金ハ一時ニ又ハ分割シテ之ヲ償還セシム

第四十八條　貸付ヲ受ケタル組合員償還ヲ完了セズシテ組合ヲ脱退シタルトキハ未償還金及手數料ヲ即時ニ償還セシム

第四十九條　前條ノ場合ニ於テ未償還金及手數料ハ組合ヨリ受クベキ脱退一時金又ハ其ノ他ノ給付金ヨリ之ヲ控除徴收スルコトヲ得

第五十條　前條ノ規定ニ依リ徴收スルモ尚未償還ノ額アルトキハ別ニ定ムル貸付ノ約定ニ依リ本人又ハ保證人ニ支給セラルル給料其ノ他ノ諸給與支拂ノ際其ノ市内ニ出張シ四時間以上勤務シタル者ニ對シ別表ニ依リ之ヲ支給ス但シ公用ノ自動車、サイドカーニ依リ又ハ乘車券、乘船券ノ交付ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　現場手當ハ各種工事ノ監督・測量・調査等ノ爲終日現場事務ニ從事スルコトヲ主タル任務トスル者ニ對シ月額參拾圓以内ノ範圍ニ於テ其ノ者ノ身分及用務ノ性質ニ應ジ之ヲ支給ス但シ現場勤務日數二十日ニ滿タザル月ニ在リテハ其ノ勤務日數ニ應ジ日割ヲ以テ之ヲ支給ス

第五條　時間外手當ハ市内出張又ハ現場事務引續キ午後七時以後ニ及ビタル者又ハ退廳後午後七時以後ニ更ニ出務シタル者ニ對シ其ノ勤務時間三時間ヲ一回トシ一回ニ付參拾錢ノ割合ヲ以テ二回分ヲ限度トシテ之ヲ支給ス

前項ノ勤務引續キ午前零時ヲ過グル場合ハ更ニ五拾錢ヲ加給ス

退廳後午前零時以後午前五時迄ノ間ニ更ニ出務シタル者ニ對シテハ一夜ニ付參拾錢ヲ支給ス

第八條　夜勤賄料ハ市役所・廨又ハ學校ニ於テ執務時間後引續キ勤務シ午後七時以後ニ及ビタル者又ハ退廳後午後七時以後ニ更ニ出務シタル者ニ對シ其ノ勤務時間三時間ヲ一回トシ一回ニ付貳拾錢ノ割合ヲ以テ二回分ヲ限度トシテ之ヲ支給ス

前項ノ勤務引續キ午前零時ヲ過グル場合ハ更ニ五拾錢ヲ加給ス

前各項ノ夜勤連續七日以上ニ亘リタルトキハ一夜ニ付拾錢ヲ加給スルコトヲ得

退廳後午前零時以後午前五時迄ノ間ニ更ニ出務シタル者ニ對シテハ其ノ勤務時間ニ拘ラズ五拾錢ヲ支給ス

第九條　廢休賄料ハ廣島市役所處務順序ノ規定ニ依ル日直者以外ノ者ニシテ日曜・祝祭日又ハ休日ニ出務シ五時間以上ニ及ビタル者ニ對シ參拾錢ヲ支給シ更ニ引續キ三時間以上勤務シタルトキハ貳拾錢ヲ加給ス

前項ノ勤務引續キ午前一時ヲ過グル場合ハ更ニ五拾錢ヲ加給ス

第十條　前三條ノ賄料ハ實物ヲ給シタル場合之ヲ重複支給セズ

第十一條　市内出張手當ト現場手當、時間外手當ト夜勤賄料、宿直賄料ト時間外手當若ハ夜勤賄料、廢休賄料ト市内出張手當又ハ時間外手當若ハ夜勤賄料ハ何レモ之ヲ重複支給セズ

第十二條　用務ノ都合ニ依リ本規程ノ定額ヲ超ユル經費ヲ要シタルトキハ其ノ實費ヲ支給スルコトアルベシ

附則

第十三條　本規程ハ昭和十六年度分

ノ受領額ヨリ之ヲ徴收スルコトヲ得

第六章　組合機關

第一節　審査會

第五十一條　加入、脱退、掛金及給付ニ關スル處分ニ對シ異議アル者ハ其ノ處分ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ市長ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條　市長ハ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ六十日以内ニ之ヲ審査會ニ附議シ其ノ決議ニ依リ之ヲ決定シ審査請求者ニ通知ス

第五十三條　審査會ハ議長及審査員八名以内ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ市長ノ指名シタル助役ヲ以テ之ニ充テ審査員ハ市吏員及組合員中ヨリ市長之ヲ指名ス

第五十四條　議長ハ審査會ヲ開閉シ議事ヲ整理ス

議長事故アルトキハ議長ノ指名シタル審査員其ノ職務ヲ代理ス

第五十五條　審査會ノ決議ハ審査員三分ノ二以上出席シ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第五十六條　審査員ハ一身上ニ關スル事件ノ審査ニ關與スルコトヲ得ズ

第五十七條　議長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ審査會ニ審査員ニ非ザル者ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ徴スルコトヲ得

第五十八條　審査會ノ決議ニ對シテハ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ズ

第二節　評議會

第五十九條　評議會ニ於テ議定スベキ事項左ノ如シ

一　諸規程ノ制定改廢ニ關スル件

二　組合歳入歳出豫算ニ關スル件

三　組合歳入歳出決算ニ關スル件

四　前各號ニ掲グル事項ノ外本組合ノ利害ニ關シ臨時議定ヲ要スル件

第六十條　評議會ハ議長及評議員三十名以内ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ市長ノ指名シタル助役ヲ以テ之ニ充テ評議員ハ市吏員及組合員中ヨリ市長之ヲ指名ス

第六十一條　評議會ハ毎年一回之ヲ開ク

市長必要ト認メタルトキ又ハ評議員三分ノ一以上ノ發議アリタルトキハ臨時評議會ヲ開ク

第六十二條　第五十四條、第五十五條ノ規定ハ評議會ニ付之ヲ準用ス

第三節　職員

第六十三條　市長ノ指名シタル助役ハ組合ノ事務ヲ總理ス

第六十四條　組合ノ事務ヲ處理スル爲左ノ職員ヲ置キ市長之ヲ指名ス

事務長（秘書課長）一名

庶務係長（秘書課人事係長）一名

庶務係　若干名

會計係長（會計課上席主事）一名

會計係　若干名

第七章　會計

第六十五條　本組合ノ事業年度ハ市ノ會計年度ニ依ル

第六十六條　本組合ノ財産ハ市長ノ定ムル所ニ依リ利殖ノ目的ヲ以テ郵便貯金ト爲シ若ハ確實ナル銀行ニ預入レ信託會社ニ信託シ又ハ國債證券ヲ以テ保有スルコトヲ得

第六十七條　本組合ハ毎事業年度ノ終リニ於テ給付金責任準備金トシテ資金ヲ蓄積ス

資金ハ組合員ノ掛金、助成金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第六十八條　本組合ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第六十九條　本組合ハ給付ヲ爲ス爲必要アルトキハ市長ノ認可ヲ受ケ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第八章　處務

第七十條　事務長ハ組合事務ヲ掌理ス

第七十一條　係ノ事務分掌左ノ如シ

庶務係

一　歳入歳出豫算及決算ニ關スル件

二　給付ニ關スル件

タル者ニ對シ其ノ勤務時間三時間ヲ一回トシ一回ニ付貳拾錢ノ割合ヲ以テ二回分ヲ限度トシテ之ヲ支給ス

前項ノ勤務引續キ午前零時ヲ過グル場合ハ更ニ五拾錢ヲ加給ス

前各項ノ夜勤連續七日以上ニ亘リタルトキハ一夜ニ付拾錢ヲ加給スルコトヲ得

退廳後午前零時以後午前五時迄ノ間ニ更ニ出務シタル者ニ對シテハ其ノ勤務時間ニ拘ラズ五拾錢ヲ支給ス

前項ノ勤務引續キ午前零時ヲ過グル場合ハ更ニ五拾錢ヲ加給ス

第九條　廢休賄料ハ廣島市役所處務順序ノ規定ニ依ル日直者以外ノ者ニシテ日曜・祝祭日又ハ休日ニ出務シ五時間以上ニ及ビタル者ニ對シ參拾錢ヲ支給シ更ニ引續キ三時間以上勤務シタルトキハ貳拾錢ヲ加給ス

前項ノ勤務引續キ午前一時ヲ過グル場合ハ更ニ五拾錢ヲ加給ス

第十條　前三條ノ賄料ハ實物ヲ給シタル場合之ヲ重複支給セズ

第十一條　市内出張手當ト現場手當、時間外手當ト夜勤賄料、宿直賄料ト時間外手當若ハ夜勤賄料、廢休賄料ト市内出張手當又ハ時間外手當若ハ夜勤賄料ハ何レモ之ヲ重複支給セズ

第十二條　用務ノ都合ニ依リ本規程ノ定額ヲ超ユル經費ヲ要シタルトキハ其ノ實費ヲ支給スルコトアルベシ

附則

第十三條　本規程ハ昭和十六年度分

三　組合員身分ニ關スル件
四　諸報告ニ關スル件
五　其ノ他庶務ニ關スル件

會計係

一　金錢出納並ニ保管ニ關スル件
二　資金保管ニ關スル件
三　其ノ他會計ニ關スル件

第七十二條　組合ニ備フベキ簿冊ノ種類並ニ其ノ保存期限左ノ如シ

一　組合ノ沿革ニ關スル書類　永久
二　組合員原票　組合員加入期間中
三　脫退組合員原票　組合員脫退後五年
四　歲入歲出整理簿　十年
五　給付簿　十年
六　收入支出證憑書類　十年
七　組合員異動報告書　十年
八　金錢出納簿　十年
九　組合員掛金拂込書　十年
一〇　現金出納簿　二十年
二　其ノ他ノ雜書　一年

第七十三條　組合ノ事務處理ハ特別ニ定ムルモノノ外概ネ廣島市役所處務順序ノ例ニ依ル

附則

第七十四條　本細則ハ廣島市共濟組合條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七十五條　昭和十六年四月一日ニ於テ現ニ本市ニ在職スル雇員傭人ノ組合加入期間ノ計算ハ本細則施行前ニ引續キ在職シタル年月數ノ三分ノ一ヲ組合加入期間ト看做シ本細則ニ依リ脫退一時金及養老年金算定ノ基礎タル年月數ニ通算ス

第七十六條　本細則施行後一年以内ニ組合ヲ脫退シタル者ハ前條脫退一時金及養老年金算定ノ基礎タル組合加入期間ノ年月數ニ通算セズ但シ組合員市吏員任用ノ場合又ハ死亡ニ依ル脫退一時金算定ノ基礎タル加入期間年數ノ計算ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

【告示】

廣島市告示甲第六二號

廣島市納稅奬勵規程制定ノ件

廣島市納稅奬勵規程左ノ通リ定ム

昭和十六年四月二十二日

廣島市長　藤田若水

廣島市納稅奬勵規程

第一條　納稅ノ美風ヲ涵養シ之ガ完璧ヲ期スル爲廣島市町内會等設置規程ニ依リ設置セラレタル町内會又ハ其ノ他ノ團體ニ於テ納稅ニ關スル施設ヲ爲シ稅金ヲ取纏メ納付スルモノニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ奬勵金ヲ交付ス

第二條　本規程ニ於テ稅金トハ市ニ於テ取扱フ國稅、縣稅、市稅及市稅外諸收入金ヲ謂フ

第三條　奬勵金ハ左ノ區分ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ交付ス

一、納稅施設ヲ爲シタル當初ニ於テ一回限リ納稅者一世帶ニ付拾錢ノ割合ヲ乘ジテ得タル額

二、納期限内其ノ町内會又ハ團體納稅者ノ稅金全額ヲ取纏メ納付シタルトキハ其ノ稅金額ノ千分ノ五以内

三、納期限内ニ前號稅金額ノ總額及ビ總人員ノ九割以上ヲ取纏メ納付シタルトキハ其ノ納付額ノ千分ノ三以内

四、納稅告知書、徵稅傳令書、徵稅令書又ハ納額告知書（以下單ニ令書ト稱ス）一枚ニ付壹錢

前號令書ノ計算ニ付テハ數稅目ヲ併記シアルモノハ之ヲ一枚トシテ計算ス

第四條　町内會其他ノ團體ニ於テ納稅施設ヲ爲シ本規程ニ依ル奬勵金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ左ノ事項ヲ市長ニ屆出デ其ノ承認ヲ受クベシ

一、納稅施設ニ關スル規約

第一條　左ノ規程ハ昭和十五年度限リ之ヲ廢止ス

一、失業救濟事業道路改築工事ニ從事スル者ノ手當金支給規程
一、都市計畫事業ニ從事スル者ノ手當金支給規程
一、廣島市外勤手當支給規程
一、廣島市賄料支給規程
一、水道部吏員特別勤務手當支給規程
一、河川調査ニ從事スル者ノ手當支給規程
一、宇品船溜築造工事並ニ附帶工事ニ從事スル者ノ手當金支給規程
一、北支事變事務從事者賄料支給規程
一、宇品町排水工事ニ從事スル者ノ手當金支給規程

別表

出張地名	種別	吏員及雇員	月俸ヲ受ケル傭人
仁保町ノ内金輪島、カクマ島、峠島	實費	實費	
似島町		五拾錢	四拾錢
仁保町ノ内向洋、堀越		四拾錢	參拾錢
其ノ他		參拾錢	貳拾錢

人事欄

◎廣島市告示甲第六九號

町内會正副會長異動ノ件

廣島市町内會長及同副會長左ノ通リ變更シタリ

二、町内會事務所所在地（團體ニ在リテハ團體事務所）

三、町内會長ノ住所氏名（團體ニ在リテハ責任者）

前項ノ規程ニ依リ屆出デタル事項ニ異動ヲ生ジ又ハ納稅施設ノ實行ヲ廢止シタルトキハ其ノ事實ノ生ジタル日ヨリ五日以内ニ市長ニ屆出ヅベシ

第五條　市長ハ前條ノ屆出ヲ適當ト認メタルトキハ之ヲ承認ス

第六條　奬勵金ハ左ノ二期ニ分チテ計算シ其ノ期ノ翌月之ヲ交付ス

但シ第三條第一號ノ奬勵金ハ承認ノ翌月ニ於テ之ヲ交付ス

第一期　其ノ年四月一日ヨリ九月三十日迄

第二期　其ノ年十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄

第七條　市長ハ町内會又ハ團體ニシテ納稅ニ關シ其ノ施設優良ト認ムルトキハ之ヲ表彰スルコトアルベシ

個人ニシテ納稅ニ關シ功勞顯著ナリト認ムル者アルトキ亦同ジ

第八條　市長ハ成績不良ト認ムルモノニ對シテハ承認ヲ取消スコトアルベシ

第九條　納稅施設ノ承認ヲ受ケタル町内會長又ハ團體責任者（以下單ニ會長、責任者ト稱ス）ハ毎月五日迄ニ前月中ニ納付シタル令書ノ通數、金額、及滯納者氏名ヲ第一號樣式並ニ第二號樣式ニ依リ市長ニ提出スベシ

第十條　會長又ハ責任者ハ第三號樣式ニ依リ奬勵金受拂簿ヲ設ケ其ノ事項ヲ明カニスベシ

第十一條　市吏員ハ納稅ニ關スル諸帳簿ノ檢査ヲナスコトヲ得

附則

第十二條　本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條　本規程施行ノ際既ニ屆出ヲ爲シタル納稅組合ハ本規程ニ依リ承認ヲ受ケタル納稅施設團體ト看做ス

第十四條　前條ニ依ル納稅施設團體ニ交付スル奬勵金ハ從前ノ例ニ依リ之ヲ交付スルコトヲ得

（樣式略）

納稅奬勵規程創定に就いて

納稅は大日本帝國臣民の三大義務の一つとして憲法に定められたものであり又誰れにも出來る御奉公であることはよく〳〵辨へられて居りますが今日のやうに國を擧げて、いや國運を賭して肇國の大精神顯現のために邁進して居ります秋には、より一層この臣民としての辨へを實踐にあらはして國家行政、地方行政の運行を圓滑にして、國の總力を最大限に發揚せねばなりません。

本市では今度町内會等が創設されましたのを機會に「納稅奬勵規程」を制定して、町内會その他團體の納稅施設の設置によつて市民各位の納稅についての御便宜をはかる一方、些かながら納稅奬勵金を交付して徵收の勞に酬ゆる方法をとり全市民協同で「納稅報國」の實をあげることとなりました。縣下におきまして呉、尾道、福山、三原の四市では早くから納稅組合の組織があり、呉の如きは二十年も前に創始され納稅のみならず電燈料金の取立にまで手を染めていづれも多大の成績をおさめてゐるのでありますが、本市では從來この種施設としては僅かに補助金程度であり、納稅組合も二十に足らぬ有樣でありますことは縣下首位の大都市として、將又、軍事都市としてまことに遺憾でありますので今回右の規程を制定した譯けであります。

この奬勵規程で納付をお奬めするものは市で取扱つてゐる。

國稅△縣稅△市稅△水道使用料△道路占用料△堤塘使用料△公有水面使用料（牡蠣、海苔等）△溝渠使用料△河川水面使用料△都市計畫受益者負擔金等

昭和十六年四月三十日

廣島市長　藤田若水

町内會名	就任	退任
西平塚町	長　瀧口　忠雄	長　三木　忠
同	副　秋田新左衞門	副　瀧口　忠雄
同	同　平田　重三	同　木村　吉松
中廣北町	長　河野　年男	長　小谷　義男
同	副　坂本　幹一	
東青崎町	同　平賀　保	
仁保柞木	同　村木　寅市	副　金森　一男
宇品南部港組		同　伊藤　繁一

長ハ會長、副ハ副會長ヲ示ス

廣島市方面委員（完）

昭和十六年五月一日現在

△中島方面

田村　源一　中島新四七
井上　爾樓　吉島本
菅　五郎　中島本九
中村　正造　水主一五
長岡　勘一　吉島羽衣二四二
三村峰次郎　吉島六七一ノ三
中村　泰　天神三一
巢守カネオ　水主一五二
朝田　良一　同
木村　彦藏　材木四〇
伊藤　順一　水主四九二
村田まさき　吉島羽衣三二四
日下　幹一　木挽四五

△舟入方面

西村　幸藏　河原八四ノ一
高木　吾一　舟入仲九六
林　善三郎　小網一五
羽田　善信　同　一九八

でありまして、町内會その他團體の納稅施設によつてこれらの納付を扱はれることとなれば

一、最初に一回限り一世帶に付十錢

一、納付通知書一枚に付一錢

一、期限内に稅金その他を全部取纏めて納付された時はその取纏め納付された金額千圓に付五圓以内

一、同樣九割以上納付の時はその納付額千圓に付三圓以内を交付することとなつて居りますがこの方法によりますと

一、先づ第一に市民各位は稅金その他を納付のために多大の時間を費されぬこととなる

一、納付通知書の不着とか紛失その他の行違ひがなくなる。

加之、これを機として「納稅貯金」といつたやうな貯蓄をお始めになればまことに氣安く納稅が出來、また貯金がされるとともに町内の納稅成績が擧つてそれにより收入が增し、直接間接に町費が助かるといふ一擧三得四得といふことになるのであります。

斯くて全市町内會にこの施設が普及してその成績があがるに至りますと市として、現在市内の納稅者約七萬人を基礎として考へますと督促手數料延滯金並に郵便局へ支拂ふ徵收料その他失費として十萬圓餘が浮びますこのうち約七萬圓（一戶當約一圓）は奬勵金として市民各位に返へり殘る三萬圓は督促手數料や延滯金がなくなりこれだけ從來一部の市民から出てゐた無用の金が出なくて濟むこととなる次第であります。

廣島市告示甲第七〇號

市常會議員就任ノ件

廣島市常會議員左ノ通リ就任シタリ

昭和十六年四月三十日

廣島市長　藤田若水

廣島市常會議員

廣島市會議員	池永清眞	
同	井上爾樓	
同	德永信男	
同	小倉康弘	
同	角和雄	
同	海部惠一郎	
同	中山孫三郎	
同	村上助次郎	
同	大東政吉	
同	野間眞一	
同	石原光一	
同	脇田長市	
同	佐々木强平	
同	福井照吉	
陸軍大佐	舟入五九	
同	舟入幸三六三ノ一	
陸軍中佐	舟入川口四二四ノ二	
同	江波三二九	
海軍大佐	河原三三〇	
同	舟入仲一二八ノ二	
同	西地方一一五	
同	舟入川口四二九ノ一	
同	舟入本二二八ノ一	
同	藤田儀三郎	
同	山崎潁男	
同	横田治六	
同	楠原常吉	
同	倉本博吉	
同	西村平次郎	
同	桑原梅松	
同	島津春季	
同	吉田庄次郎	
同	木村亮一	
同	村井浚吉	
同	由井善次郎	
同	瀨尾增藏	
同	三宅法市	
同	澁谷美能留	
同	杉本秀一	
同	中島彌太郎	
同	小畑良助	
同	菊崎正行	
同	金澤ミチ	
同	中太只吉	
同	金崎仁藏	
同	杉山廣作	
同	岩井常吉	
同	木原正春	
同	久保八二	
同	伊玉雲人	
同	青野健一	
陸軍大佐	日野熊太郎	
同	吉井靜吉	
同	朝比奈三郎	
同	後藤泊二	
同	小早川隆次	
同	森本甚四郎	
同	安田壽夫	
同	竹內勇平	
同	角田俊次郎	
同	湯谷卓衞	
同	湯淺實吾	
同	村上又一	
同	八谷萬一	
同	西村敏雄	
同	宮川造六	
同	安田リヨウ範一	
同	岸檜垣兵市	
同	加藤俊夫	
同	小畑良助	
同	池田寬作	
同	山本久雄	
同	村上源次郎	
同	前濱百太郎	
同	山口善吉	
同	保田庄一	
同	松島良雄	
同	宮本隆一	
同	三宅峰吉	
同	柴田重暉	
同	前田寺內寿一	
同	宮本勝五郎	
同	平本滕五郎	
同	木村安太郎	
同	青木廣三郎	
同	綿平孝一	
同	大東政吉	
同	石原光一	
同	脇田長市	
同	佐々木强平	
同	福井照吉	

同	宗教家	
同	元廣島文理科大學教授	藤田秀穆
同	朝日新聞社廣島支局長	岡田正夫
同	大阪每日新聞社廣島支局長	武居清志
同	藝備日々新聞社主事	法安雅次
同	醫師	玉野進作
同	聯合町內會長	三好義雪
同	同	森田勇
同	同	奧本鐵漢
同	同	久保萬助
同	同	田中品太郎
同	同	藤井德兵衞
同	同	三原彥三郎
同	同	大田忠次郎
同	同	田村源一
同	同	新宅博雄
同	同	楠原常吉
同	同	石原光一
同	同	津島市太郎
同	同	田村卯一
同	同	中川朝三郎
同	廣島西部衞生組合聯合會長	長崎五郎
同	廣島市警防團副團長	木村松次郎
同	廣島社會事業婦人會長	早速千代野
同	尾長青年團副團長	松下一男
同	廣島米穀商業組合理事長	高義一
同	聯合町內會長	加藤八代藏
同	廣島觀音漁業組合長	藤野七藏
同	藤野製綿株式會社長	藤井順三
同	輸出業	奧久登
同	廣島縣產業組合聯合會長	横山周一
同	元廣島市助役	鈴木峰次郎
同	陸軍中尉（傷痍軍人）	
同	元廣島商工會議所議員	
同	廣島市高等女學校	
同	父兄會幹事	

（參考）廣島市町內會等設置規程抄錄

第四章　市常會

第二十三條　市常會議員ハ市長之ヲ委囑スヘキ者タルノ資格ニヨリ委囑セラレタル者其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退任トス

第二十四條　市常會ハ每月一回以上之ヲ開催スヘシ

市常會ノ座長ハ市長之ニ當リ其ノ協議ハ懇談ノ上座長之ヲ決ス

第二十五條　市常會ニ於テ協議スベキ事項左ノ如シ

一、市各種行政ノ改善刷新及綜合的運營ニ關スルコト

二、市ト町內會及聯合町內會トノ連絡調査ニ關スルコト

三、市及市內各種團體相互ノ協力ニ關スルコト

廣島市告示甲第六三號

廣島市名譽職員表彰規程制定ノ件

廣島市會ノ議決ヲ經廣島市名譽職員表彰規程左ノ通リ定ム

昭和十六年四月二十二日　廣島市長　藤田若水

廣島市名譽職員表彰規程

第一條　本市名譽職員ニシテ一任期以上其ノ職ニ在リタル者退職シタルトキハ記念品ヲ贈與スルコトヲ得

第二條　多年本市名譽職員タリシ者ニハ名譽職員ニ準ジ待遇ヲ爲スコトヲ得

第三條　本規程ノ施行ニ關スル細則ハ市長之ヲ定ム

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

廣島市告示甲第六六號

土地立入ノ件ニ付廣島遞信局廣島工務出張所ヨリ左ノ通リ通知アリタリ

記

一、立入ノ目的　軍用電話線委託工事ノ爲

一、工事施行箇所　廣島市牛田町打越町己斐町地內

△己斐方面

横田範四郎	古田古江一三〇
高井瑛	庚午五三〇ノ三
土井三郎	同八一八
永岡繁太郎	草津濱七九八
橋本開次郎	草津東四八八
檜垣重忠	己斐二二七二
田中直一	同二一九七ノ二
三島長松	草津南六二二
田中謙一	己斐中町區上組
增田義夫	己斐上區
伊藤馬吉	己斐本町區
藤本善一	古田高須
澁谷キヨミ	古田二〇九
倉本保吉	草津本一一六
上河內德一	己斐五九三

△三篠方面

山本政登	横川二丁目六五〇
佐々木亮	三篠本三丁目
中田牧藏	同一丁目二一七
田中良雄	横川三丁目
田中五郎	同一丁目
武內軍二	楠木一丁目
水田豐之助	同二丁目
沓內一知	同一四一五
阪口三代吉	打越七〇四
田村平一	南三篠一二八六
三宅政一郎	一二〇四
早田熊太郎	同
上本賢市	中廣
宮野賢保	同七一八ノ一
野村範一	大芝二四二七
倉本貢	三瀧一〇七八
梅田玉一	三篠本二丁目
西田卯之助	楠木三丁目
桑原登一	横川二丁目九五〇
	打越二八七

△仁保方面

津村數一	仁保本浦字古城濱
大橋良造	仁保字伏鱗
平野哲夫	仁保日宇那字東城

一、工事期間　自昭和十六年四月二十三日至同年八月十日

昭和十六年四月二十四日　廣島市長　藤田若水

廣島市告示第六八號

廣島市國民學校職員旅費及諸給與支給細則左ノ通リ定ム

昭和十六年四月三十日　廣島市長　藤田若水

廣島市國民學校職員旅費及諸給與支給細則

第一條　廣島市國民學校職員ノ旅費及諸給與ハ明治三十四年一月廣島縣令第六號及第七號ニ依リ支給ス

第二條　旅費ハ非常急行等ノ場合ニ於テ定額ノ汽車賃船賃、車馬賃ヲ以テ支辨シ難シト認ムルトキハ實費ヲ支給スルコトアルベシ

第三條　旅行中事故發生ノ場合ハ其ノ狀況書疾病ニ罹リタル場合ハ診斷書ヲ差出スモノトス

第四條　職員ニシテ宿直スル者ニハ賄料一夜參拾錢ヲ支給ス

第五條　職員ニシテ職務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料實費ヲ支給ス

附則

本細則ハ昭和十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

明治三十四年三月告示甲第八號廣島市立小學校教員並代用教員俸給旅費及諸給與支給細則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ廢止ス

廣島市告示甲第七十二號

廣島都市計畫街路事業及其ノ執行年度割中變更ノ件左ノ通リ內務大臣ノ告示アリタリ

昭和十六年五月二日　廣島市長　藤田若水

內務省告示第二百五號

廣島都市計畫街路事業及其ノ執行年度割中變更ノ件左ノ通決定シ昭和十六年三月三十一日內閣ノ認可ヲ得タリ

昭和十六年四月三十四日　內務大臣　男爵　平沼騏一郎

第二ヲ左ノ通改ム

第一　本事業ノ執行年度割左ノ通定ム

自昭和五年度至昭和十五年度　約八割五分

昭和十六年度　約三分

昭和十七年度　約二分

昭和十八年度　約二分

昭和十九年度　約二分

昭和二十年度　約三分

昭和廿一年度　約二分

昭和廿二年度　約一分

廣島市條例第二號

廣島市旅費條例中改正條例

廣島市會ノ議決ヲ經廣島縣知事ノ許可ヲ得廣島市旅費條例中第二條ノ別表ヲ別表ノ通リ改ム

附則

本條例ハ昭和十六年度分ヨリ之ヲ適用ス

昭和十六年五月五日　廣島市長　藤田若水

別表

職名	鐵道賃		船車賃	宿泊料	日當
市長	一等ノ旅客運賃、但シ一等車ノ連結ナキ鐵道ニ在リテハ二等ノ等級ヲ設ケザルモノニ在リテハ其ノ乘車ニ要スル運賃ニ準ス	壹圓貳拾錢	一里ニ付	一泊ニ付	一日ニ付
助役、收入役、線路ニ依ル旅行ニ在リテハ二等ノ運賃、其ノ等級ヲ設ケザルモノニ在リテハ其ノ乘車ニ要スル運賃ニ準ス	九拾錢	拾壹圓	拾四圓	八圓	六圓
主事、視學、技師	九拾錢	拾圓	九圓五拾錢	九圓五拾錢	四圓五拾錢
主事補、技師補	二等旅客運賃ノ等級ヲ二階級區分スルモノニ在リテハ上級ノ運賃、其ノ等級ヲ設ケザルモノニ在リテハ其ノ乘車ニ要スル運賃ニ準ス	八拾錢	八圓	六圓	四圓
書記、技手、機關手	七拾五錢	五拾錢	五圓五拾錢	五拾錢	參圓五拾錢
書記補、技手補、機關手補	七拾五錢	五拾錢	貳圓五拾錢	五拾錢	貳圓五拾錢

一、運賃中ニハ通行稅、急行料金、艀船賃ヲ含ム

官報要項摘錄（四月中）

一日、鮮魚介配給統制規則△二日、勞働技術統計調査令、同施行心得、郵便爲替規則中改正、桶、化粧樽ノ販賣價格指定△四日、水產用ゴム引布製品ノ販賣價格指定、ス・フ製品ノ販賣價格改正、纖維製品ノ販賣價格改正△五日、住宅營團法施行令、塗料ノ販賣價格指定△七日、種馬登錄規則△八日、セルロイド製履物表ノ販賣價格指定△九日、相續稅法施行規則中改正、教育用具ノ販賣價格指定△十日、廚房用荒物ノ販賣價格指定△十一日、扇子及團扇ノ販賣價格指定△十二日、テーブル掛及カーテンノ販賣價格指定、泡盛ノ販賣價格指定△十四日、折箱類ノ販賣價格指定△十五日、住宅營團登記取扱手續、瓦斯用木炭統制規則、利器類ノ販賣價格指定△十六日、蜂蜜ノ販賣價格指定、曲木家具ノ販賣價格指定、顯微鏡及同附屬品ノ販賣價格指定△十八日、掛時計ノ販賣價格指定△十九日、半成コークス押ねじ、スタンプインキ、戶車等ノ販賣價格指定△二十三日、風呂敷ノ販賣價格指定△二十四日、トマトケチャツプノ販賣價格指定△二十五日農地開發法施行令、農地開發法施行規則、家庭用金物ノ販賣價格指定△二十八日、電力消費制限廢止△三十日、臨時手當給與ノ件

國枝三代一　仁保向洋六九八
大澤　俊範　同　一一四〇
船岡要之助　仁保字新築地
芳川　嘉市　仁保青崎
中本直次郎　仁保大河
大島　サヲ　仁保本浦

廣島市報

第二臨時號

昭和十六年六月九日印刷
昭和十六年六月十日發行
定價一部金五錢

發行人　廣島市役所
印刷所　廣島市大手町七丁目一番地
印刷人　堀田增吉
發行所　廣島市大手町七丁目一番地
廣島活版株式會社

御願ひ

現在隣組長各位まで配布して居ります「廣島市報」は市民と市役所とを繋ぐ大切な機關であります。この意味に於てこれを各隣組内の全世帯に回覽して載けば、市民各位と市役所とのつながりが緊密となり自然に萬民翼贊の實を擧げることゝなります。既に斯樣にお取扱ひの向も多々おありと存じますが、今後は一層全市隣組で毎回御忘れなく市報回覽を御勵行下さる樣御願ひ致します（係）

主要目次

○告示
町内會正副會長異動ノ件
廣島市第一工業學校學則中改正ノ件
廣島市商業學校學則中改正ノ件
廣島市第二商業學校學則中改正ノ件
廣島市工業學校學則中改正ノ件
廣島市高等女學校學則中改正ノ件
市道路線認定變更ノ件
廣島市有給吏員退隱料、退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例施行細則
○彙報
國勢調査に現はれた廣島の人口趨勢
街路並木を愛護しませう

【告示】

町内會正副會長異動ノ件

●廣島市告示甲第七七號

町内會副會長就任ノ件

廣島市町内會副會長左ノ通リ就任シタリ

昭和十六年五月十四日　廣島市長　藤田若水

松川町々内會　副　峯　信夫　五月十二日就任

●廣島市告示甲第七八號

町内會正副會長異動ノ件

廣島市町内會長、副會長左ノ通リ異動シタリ

昭和十六年五月十九日　廣島市長　藤田若水

町内會名	職氏名	就任月日	職氏名	退任月日
田中町々内會	長　三浦　敏夫	五月十六日	長　岡田　陸藏	同上
東觀音町二丁目東區町内會	副　田頭新太郎	五月十六日		

●廣島市告示甲第八六號

町内會正副會長異動ノ件

廣島市町内會長、副會長左ノ通リ異動シタリ

昭和十六年五月二十一日　廣島市長　藤田若水

町内會名	職氏名	就任月日	職氏名	退任月日
己斐町本町區町内會	長　西島彦四郎	五月七日	長　爲本元太郎	同上
西新町南組町内會	長　福原　一穂	五月七日	長　藤巻　國平	同上

大手町九丁目町内會　副　青木梅太郎　五月五日

（以上長ハ會長、副ハ副會長ヲ示ス）

●廣島市告示甲第八一號

廣島市第一工業學校學則中左ノ通リ改ム

昭和十六年五月二十日　廣島市長　藤田若水

第六條中「十二月二十一日」トアルヲ「十二月二十五日」ニ改ム

第二十九條中入學考査料「金貳圓」トアルヲ「金參圓」ニ改ム

附則

本學則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示甲第八二號

廣島市商業學校學則中左ノ通リ改ム

昭和十六年五月二十日　廣島市長　藤田若水

第二十七條中入學考査料「金貳圓」トアルヲ「金參圓」ニ改ム

附則

本學則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示甲第八三號

廣島市第二商業學校學則中左ノ通リ改ム

昭和十六年五月二十日　廣島市長　藤田若水

第二條中「三ケ年」トアルヲ「四箇年」ニ、「三百人」トアルヲ「四百人」ニ改ム

第六條中學科目、學科課程及毎週教授時數表ヲ左ノ通リ改ム

本科

學科目＼時數課程＼學年	第一學年 課程	第一學年 毎週時數	第二學年 課程	第二學年 毎週時數	第三學年 課程	第三學年 毎週時數	第四學年 課程	第四學年 毎週時數
修身	國民道德ノ要領作法	一	同	一	國民道德ノ要義作法	一	同	一
公民科					公民ノ心得	二	同	一
國語	講讀作文	六	同	四	講讀習字商業文	四	同	三
數學	珠算代數	五	同	四	珠算商算幾何	四	同	三
地理	日本地理	二	外國地理概説	二				
歴史					外國史	二	國史	二
外國語	英語	二	同	三	支那語	三	同	二
理科	博物	二	物理、化學	三				
商業法規							民法及ビ商法大意	二
簿記			商業簿記	四	銀行簿記	二	工業簿記	二
商品							重要商品	二
商事要項	商業大意	三	商業通論	二	商業各論			
實踐					商業實務	二	同	二
體操	體操教練武道	三	同	三	同	三	同	三
		三四		三四		三四		三四

第十二條「入學願書ヲ」ノ次ニ「出身學校長經由」ヲ加フ

第七章「授業料」ノ次ニ「入學考査手數料」ヲ加フ

第二十二條以下左ノ通リ改ム

第二十二條　本科授業料ハ一學年間金貳拾圓トシ二期ニ分チ指定ノ日ニ於テ之ヲ徴收ス

但シ學年ノ中途ヨリ入學又ハ出席シタル者ニ對シテハ該期間ニ納付スベキ金額ヲ一時ニ徴收ス

第一學期　金拾圓

第二學期　金拾圓

前項授業料ノ徴收ニ關シ親權者又ハ後見人ヨリ之ガ分納ヲ願出デタルトキハ同項但書ノ場合ヲ除クノ外左ノ各月ニ分チ之ヲ徴收スルコトアルベシ

四月　金貳圓
五月　金貳圓
六月　金貳圓
七月　金貳圓
九月　金貳圓
十月　金貳圓
十一月　金貳圓
十二月　金貳圓
一月　金貳圓
二月　金貳圓

第二十三條　專修科授業料ハ全期金參圓五拾錢トシ入學ノ際之ヲ徴收ス

第二十四條　休學疾病又ハ已ムヲ得ザル事故ニ依リ缺席全一學期ニ及ブトキハ該期間ノ授業料ハ之ヲ徴收セズ

第二十五條　本科入學志願者ハ入學考査料金貳圓ヲ出願ノ際學校ニ納付スベシ

第二十六條　既納ノ授業料又ハ入學考査手數料ハ何等ノ理由アルモ還付セズ

第二十七條　授業料ヲ納付期間内ニ納メザル者ハ其ノ滯納中出席ヲ停止スルコトアルベシ

附則

本學則施行ニ關スル細則ハ學校長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

本學則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎廣島市告示甲第八四號

廣島市工業學校學則中左ノ通リ改ム

昭和十六年五月二十日　廣島市長　藤田若水

「廣島市工業學校學則」トアルヲ「廣島市立第二工業學校學則」ニ改ム

第二條　本校ニ機械科、電氣科、土木科、建築科、應用化學科及工作機械科ヲ置キ各科ノ修業年限ヲ四箇年トス

第三條　本校各科ノ生徒定員ヲ定ムルコト左ノ如シ

機械科　一六〇名
電氣科　一六〇名
土木科　一六〇名
建築科　一六〇名
應用化學科　一六〇名
工作機械科　一六〇名
合計　九六〇名

第五條中「二學期」トアルヲ「三學期」ニ、「九月三十日ニ至ル」トアルヲ「八月三十一日マデ」ニ、「第二學期」「十月一日ヨリ翌年三月三十一日マデ」トアルヲ「九月一日ヨリ十二月三十一日マデ」ト改メ、次ニ「第三學期翌年一月一日ヨリ同三月三十一日マデ」ヲ加フ

第八條中學科目、學科課程及毎週教授時數表ヲ左ノ通リ改ム

機械科

學科目＼時數課程＼學年	第一學年 課程	第一學年 毎週時數	第二學年 課程	第二學年 毎週時數	第三學年 課程	第三學年 毎週時數	第四學年 課程	第四學年 毎週時數
修身	國民道德ノ要旨	一	同	一	同	一	同	一
公民科					公民ノ心	一	同	一
國語	講讀作文文法習字	三	同	三	同	二	同	二
數學	算術代數幾何	六	代數幾何	四	立體幾何角	三	高等數學	二
歴史地理	西洋史外國地理	二	東洋史地理概説	二			國史	一
物理	物性力學熱	三	音光磁氣電氣	二				
化學	無機有機一般	三						
博物	動植物其他	二						
圖畫	自在畫用器畫	二						
體操	體操教練武道	三	同	三	同	三	同	三
工業材料及工作法	工作機械	二						

電氣科

學科目＼時數課程＼學年	第一學年 課程	第一學年 毎週時數	第二學年 課程	第二學年 毎週時數	第三學年 課程	第三學年 毎週時數	第四學年 課程	第四學年 毎週時數
修身	國民道德ノ要旨	一	同	一	同	一	同	一
公民科					公民ノ心得	一	同	一
國語	講讀文法作文習字	三	同	三	同	二	同	二
外國語	講讀作文文法習字	三	同	三	同	二	同	二
數學	算術代數幾何	六	代數幾何角	五	高等數學	四	應用電氣數學	二
歴史地理	西洋史外國地理	二	東洋史地理概説	二			國史	一
物理	物性力學熱	三	音光	一				
化學	無機有機一般	三						
博物	動植物其他	二						
體操	體操教練武道	三	同	三	同	三	同	三
機械力學								
材料力學								
水力及水力機械								
熱機關								
自動車航空機								
精密機械								
電氣工學								
工場要項								
機械計製	製圖	四	設計及製圖	四	同	四	同	四
實習實驗								
計		三〇		三〇		三〇		三〇
基礎力學	二							
機構學	二							
			同	二	同	二	同	二
					汽機及蒸氣タービン	二	內燃機關	二
					精密機械器具	一	同	一
					電氣理論	一	電氣機械	一

土木科

學科目＼時數課程	第一學年 課程	第一學年 毎週時數	第二學年 課程	第二學年 毎週時數	第三學年 課程	第三學年 毎週時數	第四學年 課程	第四學年 毎週時數
修身	國民道德ノ要旨	一	同	一	同	一	同	一
公民科					公民ノ心得	一	同	一
國語	講讀作文文法習字	三	同	三	同	三	同	三
外國語	講讀作文文法習字	三	同	三	同	三	同	三
數學	算術代數幾何	六	代數幾何	四	立體幾何三角	三	高等數學	二
歷史地理	西洋史	二	東洋史地理概說	二			國史	一
物理	物性力學熱	三	音光磁氣電氣	二				
化學	無機有機一般	三						
博物	動植物其他	二						
體操	體操教練武道	三	同	三	同	三	同	三
測量			同	上	同	上	同	上
建築材料學	材料一般	一	同	上	同	上	同	上
建築工學			建築構造	二	同	上	同	上
構造力學					力學	二	材料力學	二
鐵筋混凝土							鐵骨鐵筋コンクリート	三
建築計畫			設計要項	二				
建築法規			同	上	同	上		
建築史學			同	上				
施行法			建築施行法	一	同	上		
工場要項					同	上		
圖畫製圖	自在畫用器畫	三	製圖	五	同	上	設計製圖	五
實習實驗			木工	二	實習實驗	二	同	上
計		三〇		三〇		三〇		三〇

建築科

學科目＼時數課程	第一學年 課程	第一學年 毎週時數	第二學年 課程	第二學年 毎週時數	第三學年 課程	第三學年 毎週時數	第四學年 課程	第四學年 毎週時數
修身	國民道德ノ要旨	一	同	一	同	一	同	一
公民科					公民ノ心得	一	同	一
國語	講讀作文文法習字	三	同	三	同	三	同	三
外國語	講讀作文文法習字	三	同	三	同	三	同	三
數學	算術代數幾何	六	代數幾何	四	立體幾何三角	三	高等數學	二
歷史地理	西洋史外國地理	二	東洋史地理概說	二				
博物	動植物其他	二						
體操	體操教練武道	三	同	三	同	三	同	三
材料學	材料一般	一	同	上				
測量			同	上	同	上		
交通工學			道路二	鐵道二	橋梁	二		
構造力學					力學	二	材料力學	二
鐵筋混凝土							鐵骨鐵筋	三
都市計畫							同	上
衛生工學								
河海工學					上水下水	二		
施行法			土木施行法	一	同	上		
工場要項					同	上		
圖畫製圖	自在畫用器畫	三	製圖	五	同	上	同	上
實習實驗			同	上	同	上	同	上
計		三〇		三〇		三〇		三〇

應用化學科

學科目＼時數課程	第一學年 課程	第一學年 毎週時數	第二學年 課程	第二學年 毎週時數	第三學年 課程	第三學年 毎週時數	第四學年 課程	第四學年 毎週時數
修身	國民道德ノ要旨	一	同	一	同	一	同	一
公民科					公民ノ心得	一	同	一
國語	講讀作文文法習字	三	同	三	同	三	同	三
外國語	講讀作文文法習字	三	同	三	同	三	同	三
數學	算術代數幾何	六	代數幾何	四	立體幾何三角	三	高等數學	二
歷史地理	西洋史外國地理	二	東洋史地理概說	二			國史	一
物理	物性力學熱	三	音光磁氣電氣	二				
化學	無機有機一般	三						
博物	動植物其他	二						
體操	體操教練武道	三	同	三	同	三	同	三
圖畫	自在畫	一						
物理化學							理論化學大意	二
無機化學			高等無機化學	二	同	上		
有機化學			高等有機化學	二	同	上		
機械工學					同	上		
電氣工學							同	上
電氣工業							同	上
無機化學製造					同	上		
有機化學製造					同	上		
工場要項							同	上
用器及製圖	同	上			同	上	同	上
實習實驗			定性分析	八	定量分析	六	工業分析製造實習	五
計		三〇		三〇		三〇		三〇

工作機械科

學科目＼時數課程	第一學年 課程	第一學年 毎週時數	第二學年 課程	第二學年 毎週時數	第三學年 課程	第三學年 毎週時數	第四學年 課程	第四學年 毎週時數
修身	國民道德ノ要旨	一	同	一	同	一	同	一
公民科					公民ノ心得	一	同	一

版の昭和十五年廣島市推計人口が三十五萬二千となつてゐるのも敢へて異とするに足らず、寧ろ當らずとも遠からずとすべきでありませう。

◇

今試みに廣島市の今次國勢調査確定人口と過去四回のそれを對比檢討致しますと前表の如くいかにも廣島市の人口增加率が年を逐うて低下してゐる、しかもそれが加速度的である。これを昨年十月一日國勢調査當日に於ける內地百六十一都市の現在市域に於ける各國勢調査時の人口に基く增加率と比べますと

國調年次	內地都市	廣島市	同上差
大九—一四	一六・九	二三・〇	六・一
大一四—昭五	一五・七	二二・三	△二・四
昭五—一〇	一四・七	一四・七	—
昭一〇—一五	一一・四	一〇・九	△〇・五
大九—昭五	三五・二	三九・四	四・二
大一四—昭一〇	二二・七	二九・九	△二・八
昭五—一五	二七・七	二七・二	△〇・五
大九—昭一〇	五五・〇	五九・八	四・八
大一四—昭一五	四七・八	四四・一	△三・七

廣島市の人口增加率低下が一層鮮明となるのであります。而も右の百六十一都市中には第一回國勢調査以降に市制を布かれた、增加率の最も低い人口五萬以下の都市が多數含まれてゐるにおいてをやであります。

◇

次に廣島市の第一環境たる廣島縣の狀態を見るに

年次	內地	廣島縣	差
大九—一四	六・七	四・九	△一・八
大一四—昭五	七・九	四・六	△三・三
昭五—一〇	七・五	六・六	△〇・九

昭一〇—一五　五・六　三・五　△二・一
大九—昭五　一五・一　九・七　△五・四
大一四—昭一〇　一五・九　一一・六　△四・三
昭五—一五　一〇・五　一三・四　△二・九
大九—昭一〇　一七・〇　二三・七　△六・七
大一四—昭一五　二五・六　一五・四　△六・八

と、廣島縣の人口增加率は每回內地のそれを下廻り容易に反發すべくもない有樣であります。一方、內地人口に對する廣島縣人口の割合は

大正九年二・八△同十四年二・七△昭和五年乃至同十五年每回二・六

と平調を保ち、實數は殖えるべくして殖えたといふ調子を示してゐるのであります。

◇

更に縣下五都市全體の人口と廣島市の人口とが縣人口に對して占むる割合は

年次	五都市	廣島市
大正九年	三〇・一	二二・六
同 十四年	三二・五	二五・〇
昭和五年	二四・八	一六・〇
同 十年	二六・〇	一七・二
同 十五年	二六・九	一八・四

と逐年增加して居ります。然し、それは五都市全體に人口が集中するに因るものでないことは次の人口增減率表によつて明かであります。

	廣島	吳	尾道	福山	三原
大九—一四	二二・〇	五・七	七・五	二・六	三・〇
大一四—昭五	二二・三	二二・五	五・五	九・八	六・〇
昭五—一〇	一四・七	二一・六	六・五	七・〇	三・〇
昭一〇—一五	一〇・九	三・〇△二〇・八	△二・六	三三・三	

右のうち廣島、吳の人口增加率が減退したのは、今次國勢調査の手法

第九條中「同九時」トアルヲ「同九時三十分」ニ改ム

第十四條　入學志願者ハ本校所定ノ入學願書ヲ出身學校長ヲ經由學校長ニ差出スベシ

第七章「授業料」ノ次ニ「入學考査料」ヲ加フ

第二十六條以下左ノ通リ改ム

| | | |

第六條中「雇員、職工、看病人及常傭消毒人夫」トアルヲ「雇員及常傭傭人」ニ改ム

第七條中「本市職工、工夫、看守、番人、給仕、使丁、掃除人夫及常傭人夫」トアルヲ「本市雇員及常傭傭人」ニ改ム

第八條中「官吏遺族扶助法」トアルヲ「廣島市有給吏員退隠料、退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例」ニ改ム

別表第一中「遺族扶助料金額表」トアルヲ「弔慰金額表」ニ「扶助料」トアルヲ「弔慰金」ニ改ム

別表第二中「療治料　一日壹圓五拾錢以内」トアルヲ「療治料　實費」ニ「遺族扶助料」トアルヲ「弔慰金」ニ改ム

附則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【達】

●達甲第一一號

廣島市有給吏員退隠料、退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例施行細則左ノ通リ定ム

昭和十六年六月一日

廣島市長　藤田若水

廣島市有給吏員退隠料、退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例施行細則

第一條　廣島市有給吏員退隠料、退職給與金遺族扶助料及死亡給與金條例（以下條例ト稱ス）ノ規定ニ依リ給スベキ退隠料、退職給與金、遺族扶助料又ハ死亡給與金ノ給與ニ付テハ市長之ヲ裁定ス

第二條　公務ニ起因スル傷病及不具癈疾ノ程度並ニ之ニ對スル退隠料年額ノ加算率ヲ定ムルコト左ノ如シ

特別項症　十分ノ七

一　常ニ就床ヲ要シ且複雜ナル介護ヲ要スルモノ

二　重大ナル精神障害ノ爲常ニ監視又ハ複雜ナル介護ヲ要スルモノ

三　兩眼ノ視力ガ明暗ヲ辨別シ得ザルモノ

四　身體諸部ノ障害ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第二項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ

第一項症　十分ノ六

一　複雜ナル介護ヲ要セザルモ常ニ就床ヲ要スルモノ

二　精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨ジ得ルニ過ギザルモノ

三　咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ癈シタルモノ

四　兩眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得ザルモノ

五　肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ

六　膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第二項症　十分ノ五、五

一　精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ

二　咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ癈シタルモノ

三　兩眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得ザルモノ

四　兩耳全ク聾シタルモノ

五　大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、總頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ發シタルモノ

六　腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ

七　足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ

第三項症　十分ノ五

一　肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ

二　膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第四項症　十分ノ四、五

一　精神的又ハ身體的作業能力ヲ著シク妨グルモノ

二　咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨グルモノ

三　兩眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得ザルモノ

四　兩耳ノ聽力ガ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得ザルモノ

五　泌尿器ノ機能ヲ著シク妨グルモノ

六　兩睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脫落症狀ノ著シカラザルモノ

七　腕關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ

八　足關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第五項症　十分ノ四

一　頭部顏面等ニ大ナル醜形ヲ殘シタルモノ

二　一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得ザルモノ

三　一側總指ヲ全ク失ヒタルモノ

第六項症　十分ノ三・五

一　精神的又ハ身體的作業能力ヲ高度ニ妨グルモノ

二　頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨ゲアルモノ

三　一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ一メートル以上ニハ辨別シ得ザルモノ

四　脾臟ヲ失ヒタルモノ

五　一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ

六　一側總指ノ機能ヲ癈シタルモノ

第七項症　十分ノ三

一　一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得ザルモノ

二　一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話聲ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得ザルモノ

三　一側腎臟ヲ失ヒタルモノ

四　一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ

五　一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ

六　一側足關節ガ直角位ニ於テ强剛シタルモノ

七　一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第八項症　十分ノ二・五

一　一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ二・五メートル以上ニテハ辨別シ得ザルモノ

二　一耳全ク聾シタルモノ

三　一側拇指ノ機能ヲ癈シタルモノ

四　一側示指乃至小指ノ機能ヲ癈シタルモノ

五　一側總趾ノ機能ヲ癈シタルモノ

第九項症　十分ノ二

一　精神的又ハ身體的作業能力ヲ輕度ニ妨グルモノ

二　一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ三・五メートル以上ニテハ辨別シ得ザルモノ

三　一耳ノ聽力ガ〇・〇五メートル以上ニテハ大聲ヲ解シ得ザルモノ

四　一側睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ

五　一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ

六　一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第十項症　十分ノ一・五

一　一側示指ノ機能ヲ癈シタルモノ

二　一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ

三　一側第一趾ノ機能ヲ癈シタルモノ

四　一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

第十一項症　十分ノ一

一　一眼ノ視力ガ〇・一ニ滿タザルモノ

二　一耳ノ聽力ガ尋常ノ話聲ヲ〇・五メートル以上ニテハ解シ得ザルモノ

三　一側中指ノ機能ヲ癈シタルモノ

四　一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ

五　一側第二趾ノ機能ヲ癈シタルモノ

六　一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ

前項ノ各症ニ該當セザル傷痍疾病ノ症項ハ前項ノ規定ニ準ジ之ヲ査定ス

視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第三條　條例第十三條ノ規定ニ依リ條例ニ定ムル給與ヲ受クル者ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ受クベキ給與ヲ請求スルコトヲ得

第四條　條例第十九條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ退隠料又ハ遺族扶助料ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタル場合ニ於テハ本人、遺族又ハ緣故者ヨリ速ニ其ノ旨ヲ市長ニ通知スベシ

第五條　條例第十一條ノ給料月額トハ其ノ月ニ受ケタル給料賞收額ヲ謂フ

第六條　條例ニ揭グル退職當時ノ給料年額トハ月俸者ニ在リテハ退職ノ際受クル月俸額ノ十二倍ニ相當スル額、年俸者ニ在リテハ退職ノ際受クル年俸額トス

廣島市吏員給料條例第八條乃至第十條ニ依リ給料ノ停止若ハ減額支給ヲ受クル者ノ給料年額ハ其ノ停止若ハ減額セラレザル給料額ヲ基準トシテ之ヲ計算ス

第七條　退隠料證書又ハ遺族扶助料證書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ證據書類ヲ添ヘ市長ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第八條　退隠料證書又ハ遺族扶助料證書ノ再交付アリタルトキハ從前ノ退隠料證書又ハ遺族扶助料證書ハ其ノ效力ヲ失フ

亡失シタル退隠料證書又ハ遺族扶助料證書ヲ發見シタルトキハ速ニ市長ニ之ヲ返還スベシ

はざつと三里餘に上り、この他に比治山橋、荒神橋の各東詰の小綠地帶と十日市、荒神線の交叉點とにヒマラヤシイダ、松その他二百八本が植つてゐて綠の町廣島をいよ〳〵綠化してゐるのであります。

廣島市都市計畫路線街路樹栽植一覽表

路線＼樹種	プラタナス	トゲナシアカシヤ	シダレヤナギ	イテフ	アオギリ	ケヤキ	クス	計
的場宇品線	472	270	30	178	63	4	—	1,017
觀音十日市線	—	—	67	90	—	—	—	157
小網町江波線	273	140	71	—	78	—	—	562
舟入御幸橋線	37	—	3	—	—	—	16	56
舟入皆實線	122	55	50	—	80	—	—	307
十日市荒神町線	95	—	103	18	—	—	—	216
十日市横川線	136	—	90	122	—	—	—	346
己斐草津線	79	59	—	—	—	—	—	138
十日市己斐線	—	—	—	—	92	—	—	92
廣島驛前線	—	—	70	—	—	—	—	70
荒神町矢賀線	83	—	—	—	—	—	—	83
計	1,297	524	484	409	313	4	16	3,047

◇

然るに世の中にはまだ心ない人がありまして面白半分に並木の枝を折つたり、幹を削つたり、押倒したりいろ〳〵にして樹を傷めることが少くないので年々二百本に近い並木が枯死して居ります。折角街を美化する爲に植ゑた並木が、枯れたり折れたりしては却つて街の風景を損ふばかりでなく、市民として物質的損害も決して輕微ではありません。

◇

市役所としても常に係員を見廻りさせて並木の保護をして居りますが、何樣限りある經費では思ふにまかせぬ點が多々ありますので、これはどうしても市民各位の御理解により隣組の皆樣の御助力を受けまして此の上とも並木を可愛がり廣島の街を一層美しくさせたいと思ふのであります。

◇

そこで隣組や町の皆樣にお願ひしたいことは、其の町に植ゑてある並木は皆樣の庭木であると云ふお氣持で、平素愛護して戴くと同時に左記に就て特に御配慮を煩はしたいのであります。

一、**牛馬をつながぬこと**（樹の皮をかぢり幹に傷をつけ又は折り、或は根を緩めますから必ず牛馬をつながぬやうに注意して下さい）

一、**惡戲（いたづら）をせぬこと**（小刀で樹の皮を削つたり柵の繩や針金を切つたり、或は杭に傷をつけたりする者は見つかり次第とめて下さい）

一、**根元に汚物を捨てぬこと**（石炭、コークス、煉炭の灰、泥土、馬糞或は塵芥などを根元に捨てると不潔なばかりでなく根元が腐りますから注意して下さい）

一、**塵箱を置かぬこと**（根元に塵箱を

第九條　退隠料又ハ遺族扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ退隠料證書又ハ遺族扶助料證書及戸籍謄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ヅベシ

第十條　退隠料又ハ遺族扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スル者其ノ現住所ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ヅベシ

第十一條　本細則ノ定ムル所ニ依リ提出スル戸籍謄本又ハ戸籍抄本若ハ證明書ハ之ヲ提出スベキ月又ハ其ノ前月ニ於ケル權利者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノタルコトヲ要ス

第十二條　退隠料又ハ遺族扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタルトキハ其ノ證書ヲ占有スルモノハ速ニ市長ニ之レヲ返還スベシ

前項ノ場合ニ於テ亡失其ノ他ノ事由ニ因リ退隠料證書又ハ遺族扶助料證書ヲ返還シ得ザルトキハ速ニ其ノ旨ヲ市長ニ屆出ヅベシ

第十三條　條例第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ退隠料ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類ヲ添付シテ別紙様式（第一號）ニ準ジ退隠料請求書ヲ作成シテ市長ニ請求スベシ

一　在職中ノ履歴書

二　戸籍謄本（退職後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ）

三　印鑑屆書

第十四條　條例第十五條ノ規定ニ依リ增加退隠料ヲ受ケントスル場合ニ於テハ前條ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添付スベシ

一　傷痍疾病ガ公務ニ起因シタルコトヲ認ムルニ足ルベキ書類（例ハ現認者ノ現認證明書其ノ他）

二　症狀ノ經過ヲ記載シタル書類

三　請求當時ニ於ケル診斷書

第十五條　條例第二十條ノ規定ニ依リ退職給與金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職給與金ヲ受ケントスル場合ニハ在職中ノ履歴書ヲ添付シテ別紙様式（第二號）ニ準ジ退職給與金請求書ヲ作成シテ市長ニ請求スベシ

第十六條　條例第二十一條ノ規定ニ依リ第一次ニ遺族扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者ガ遺族扶助料ヲ受ケントスル場合ニハ左ノ書類ヲ添付シテ別紙様式（第三號）ニ準ジ遺族扶助料請求書ヲ作成シテ市長ニ請求スベシ

一　吏員ノ在職中ノ履歴書

二　請求者ノ戸籍謄本（吏員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

前項ノ場合ニ於テ吏員前ニ退隠料證書ヲ受ケタルコトアルトキハ前項各號ニ掲グル書類ノ外其ノ退隠料證書ヲ添付スベシ

第十七條　遺族扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スル者死亡又ハ條例第二十五條ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ喪失シタル場合ニ於テ次順位者遺族扶助料ヲ受ケントスルトキハ左ノ書類ヲ添付シテ別紙様式（第四號）ニ準ジ遺族扶助料請求書ヲ作成シテ市長ニ請求スベシ

一　請求者ノ戸籍謄本（前遺族扶助料權利者失權當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

二　前遺族扶助料權利者ノ遺族扶助料證書

三　前遺族扶助料權利者ガ遺族扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタルコトヲ證スル書類

第十八條　條例第二十六條ノ規定ニ依リ死亡給與金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者死亡給與金ヲ受ケントスル場合ニハ左ノ書類ヲ添付シテ別紙様式（第五號）ニ準ジ死亡給與金請求書ヲ作成シテ市長ニ請求スベシ

第十九條　條例第十三條ノ規定ニ依リ遺族條例ニ定ムル給與ヲ受ケントスル場合ニハ其ノ事由ヲ記載シタル請求書ニ請求者ノ戸籍謄本（吏員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）ヲ添付シテ市長ニ請求スベシ

附　則

第二十條　本細則ハ廣島市有給吏員退隠料、退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條　明治三十八年八月告示參甲第四十八號廣島市有給吏員退隠料條例施行細則ハ本細則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

（別紙様式略）

置くと並木の生育を害し、又通行にも支障を及ぼすことがありますから塵箱は必ず軒下に置く様に注意して下さい）

一、水をやり過ぎぬこと（適量の水をやることは必要でありますが、常に根元がヂメ〳〵する程水をやつたり、炎天に葉に水をかけたり、或は洗濯曹達の溶液、鹽氣のある水をかけること等は大變害になりますから必ず注意して下さい）

新體制關係圖書（一）

△新政治體制の目標（田村德治著、立命館出版部價一圓八十錢）國民戮力體の固成の必要と運動、國民戮力體の固成べの原則と注意、他五章

△翼贊運動と近衛公（小田俊興著、俊平書房價二圓）近衛公蹶起篇。近衛公と近衛内閣の性格、新體制内閣の横顔、翼贊運動の理念解説其他

△事變處理の理念（平貞三著、東洋書館價一圓八十錢）新體制と外交支那事變處理の理論と實踐、大陸縱横談の三編に分け收めた書。

△教育の國防國家（鈴木庫三著、目黑書店價八十錢）國防國家とは何か、教育の國防國家の一部にて說述す。

訂正

五月二十五日市報第十九頁、廣島市有給吏員退隠料、退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例第十一條中「吏員ハ毎年一トアルハ「吏員ハ毎月」ノ誤植ニツキ訂正ス。

廣島市報

第百五十二號

昭和十六年六月二十四日印刷
昭和十六年六月二十五日發行
定價一部金五錢

發行人　廣島市役所
印刷所　廣島市役所
廣島市役所活版部
廣島市役所
廣島市役所
廣島市役所

七月十三日　舟入幸町、舟入本町、舟入仲町、東白島町、白島九軒町、白島東中町
七月十四日　舟入町、小舟區、小網町、牛田町
七月十五日　西新町、西地方町、河原町、猿猴橋町、大須賀町、松原町、二葉ノ里、鐵道官舎組
七月十六日　堺町一圓、榎町、猫屋町西組、西大工町、新市町、北榎町、愛宕町、若草町、東蟹屋町、荒神町
七月十七日　錦町、西九軒町、横堀町、廣瀬元町、廣瀬北町、油屋町西組、矢賀町、尾長町
七月十八日　鷹匠町、左官町、鍛冶屋町、塚本町、仁保町向洋、同堀越
七月十九日　寺町、西引御堂町、十日市町、空鞘町、油屋町東組、猫屋町東組、西蟹屋町、南蟹屋町、大洲町
七月二十日　横川町一、二、三丁目、臺屋町、京橋町、比治山町、稲荷町、金屋町、的場町
七月二十一日　楠木町一、二、三、四丁目、松川町、桐木町、土手町、段原町、比治山本町、比治山公園
七月二十二日　三篠本町一、二、三、四丁目、段原大畑町、段原新町、段原末廣町
七月二十三日　打越町、山手町、新庄町、大芝町、三瀧町、段原東浦町、段原中町、南段原町、段原山崎町
七月二十四日　上天滿町一、二、三丁目、段原日出町、東雲町、仁保町本浦町、仁保町淵崎
七月二十五日　天滿町、西天滿町、霞町、旭町、仁保町大河、仁保町丹那、仁保町日宇那
七月二十六日　東觀音町一、二丁目、出汐町、皆實町一丁目、翠町
七月二十七日　西觀音町一、二丁目、皆實町二丁目、皆實町三丁目東組
七月二十八日　南觀音町、觀音本町、皆實町三丁目西組、宇品町北部上組
七月二十九日　南三篠町、福島町、宇品町東部上、中下組、錦華人絹組、似島町
七月三十日　已斐町上町組、已斐町中町組、已斐町北部中、下組、宇品町西通リ五丁目
七月三十一日　已斐町本町區、庚午町、古田町、元宇品町、已斐町南部東、西、御幸、港組、宇品町
八月一日　草津本町、草津東町、草津南町、濱町、南千田町、千田町三丁目
八月二日　千田町一、二丁目
八月三日　東千田町、平野町、南竹屋町

町内會正副會長異動ノ件

◉廣島市告示甲第八八號

町内會副會長異動ノ件

廣島市町内會副會長左ノ通リ異動シタリ

昭和十六年五月二十八日　廣島市長　藤田若水

町内會名	就任 職	就任 氏名	就任 月日	退任 職	退任 氏名	退任 月日
西新町南組町内會	副	藤田武次	五月廿一日（再任）			
已斐町本町區町内會	副	井上忠一	五月廿三日	副	寺河内巖	五月廿三日
同	同	鹽谷惠光	同	同	田部三代太郎	同
同	同	田中武一	同	同	中村豐一	同
東觀音町一丁目町内會	副	吉村秀樹	五月廿三日			

◉廣島市告示甲第八九號

町内會副會長異動ノ件

廣島市町内會副會長左ノ通リ異動シタリ

昭和十六年五月二十八日　廣島市長　藤田若水

町内會名	就任 職	就任 氏名	就任 月日	退任 職	退任 氏名	退任 月日
田中町町内會	副	平田友吉	五月廿三日（再任）	副	三浦敏夫	五月廿三日
田中町町内會	副	梶谷惣一	五月廿三日			

最高値

卵とパンなど

（サンドウイッチ類）

ジャム、バター付食パン

種類別	規格	甲の場合（賣主店先渡）	乙の場合
ハムサンドウイッチ	食パン30匁以上、ハム9匁以上、バター4匁以上を使用せるものとす	27錢	30錢
玉子サンドウイッチ	食パン30匁以上、玉子2個以上、バター4匁以上を使用せるものとす	27	30
ソーセージサンドウイッチ	食パン30匁以上、ソーセージ9匁以上バター4匁以上を使用せるものとす	23	26
野菜サンドウイッチ	食パン30匁以上、野菜サラダ25匁以上を使用せるもの	20	22
ホットドッグ	食パン10匁以上、ソーセージ5匁以上及野菜を使用せるもの	10	11
ジャム又はバター付トーストパンを含む	食パン30匁以上、ジャム8匁以上又はバター3匁以上を使用せるものとす	8	11
〃	食パン50匁以上、ジャム12匁以上又はバター5匁以上を使用せるものとす	14	15
〃	食パン60匁以上、ジャム12匁以上又はバター5匁以上を使用せるものとす	15	16

（イ）本表に於て乙の場合とは食堂喫茶店其の他自己の營業場に於てサンドウイッチ類、ジャム又はバター付食パンを食用に供することを業とするものが自己の營業場に於て右を食用に供する場合を謂ひ甲の場合とは其の他の場合を謂ふ△（ロ）食パンは昭和十五年商工省告示第三五四號に基く食パンを使用するものとす△（ハ）本表の規格及（ロ）に該當せざるものゝ價格は使用するパンの重量の比例に依り算出したる額の半額とす△（ニ）サンドウイッチの甲の場合の販賣價格にして特別の容器（紙函、木箱又は罎立賣に使用する容器）を使用する場合は容器一個に付三錢以内を加算し得るものとす△（ホ）ジャム又はバター付食パンにして罎立賣の場合は甲の場合の價格に依るものとす△（ヘ）ジャム又はバター付食パンにして料理店等に於て定食に添ゆる場合は本表價格を適用せず

字品町南部港組町内會	副	佐藤繁一	五月廿日			

◉廣島市告示甲第九〇號

町内會副會長異動ノ件

廣島市町内會副會長左ノ通リ異動シタリ

昭和十六年五月二十八日　廣島市長　藤田若水

町内會名	就任 職	就任 氏名	就任 月日	退任 職	退任 氏名	退任 月日
小町町内會	副	高崎兵次	五月廿日	副	三登小六	五月廿日
同	同	六拾部彌（再任）	五月廿日			

◉廣島市告示甲第九一號

町内會長異動ノ件

廣島市町内會長左ノ通リ異動シタリ

昭和十六年五月二十八日　廣島市長　藤田若水

町内會名	就任 職	就任 氏名	就任 月日	退任 職	退任 氏名	退任 月日
千田町一丁目町内會	長	藤井美之一	五月廿日	長	德丸辨藏	五月廿日

◉廣島市告示甲第九二號

聯合町内會副會長異動ノ件

聯合町内會副會長左ノ通リ異動シタリ

昭和十六年五月二十九日　廣島市長　藤田若水

會名	就任 職	就任 氏名	就任 月日	退任 職	退任 氏名	退任 月日
已斐聯合町内會	副	西島彦四郎	五月廿日	副	爲本元太郎	五月廿日

（以上長ハ會長、副ハ副會長ヲ示ス）

◉廣島市告示甲第九三號

廣島市吏員手當金支給規則中改正ノ件

廣島市會ノ議決ヲ經明治三十七年二月告示參甲第一號廣島市吏員手當金支給規則中左ノ通リ改ム

昭和十六年六月一日　廣島市長　藤田若水

第一條第一項第一號ヲ左ノ通リ改ム

一、療治料　實費但シ市費ヲ以テ治療スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一條第一項第四號中「遺族扶助料」トアルヲ「弔慰金」ニ改ム

第二條中「一日金壹圓五拾錢以内ニ於テ」ヲ削ル

第三條中第一項及同條第二項中「者又ハ滿十二年以上勤續ノ者在職中死亡シタル」及「但シ前項ト重複支給セズ」ヲ削ル

第四條　削除

第六條中「雇員、職工、看病人及常傭消毒人夫」トアルヲ「雇員及常傭傭人」ニ改ム

第七條中「本市職工、工夫、看守、番人、給仕、使丁、掃除人夫及常傭人夫」トアルヲ「本市雇員及常傭傭人」ニ改ム

第八條中「官吏遺族扶助法」トアルヲ「廣島市有給吏員退隱料、退職給與金、遺族扶助料及死亡給與金條例」ニ改ム

別表第一中「遺族扶助料金額表」トアルヲ「弔慰金額表」トアルヲ「弔慰金」ニ改ム

別表第二中「扶助料」トアルヲ「療治料　一日壹圓五拾錢以内」トアルヲ「療治料、實費」ニ「遺族扶助料」トアルヲ「弔慰金」ニ改ム

附則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◉廣島市告示甲第九四號

明治二十五年四月告示甲第一四號廣島市立小學校祭日休業ノ件左ノ通リ改ム

昭和十六年六月五日　廣島市長　藤田若水

廣島市國民學校祭日休業ノ件

廣島市國民學校左ノ祭日ニ當リ休業ス

人事欄

衛生正副組長異動

（昭和十六年五月中）

組合名	前組長	新組長
段原新上組	中井勘藏	好長順次郎

一、學校所在地ノ氏神祭
一、廣島招魂祭

附　則

本規程ハ昭和十六年四月一日ヨリ施行ス

●廣島市告示甲第九五號

廣島市町内會助成規程制定ノ件

廣島市會ノ議決ヲ經廣島市町内會助成規程左ノ通リ定ム

昭和十六年六月五日　廣島市長　藤田若水

廣島市町内會助成規程

第一條　廣島市町内會等設置規程ニ依リ設置シタル町内會及聯合町内會ニ對シテハ其ノ發達ヲ圖ル爲事務助成金ヲ交付ス

第二條　助成金ノ額ハ毎年度豫算ノ定ムル範圍内ニ於テ市長之ヲ定ム

第三條　助成金ハ毎年十二月末日現在ニ於テ町内會若ハ聯合町内會區域内ノ世帯數ヲ標準トシテ之ヲ算出シ當該會計年度末迄ニ交付ス

第四條　本規程施行ニ關シ必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

附　則

本規程ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年四月一日告示甲第五十五號ノ二　廣島市町總代區助成規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

【達】

●達甲第一三號

昭和九年二月達甲第一號廣島市被服貸與規程中左ノ通リ改ム

昭和十六年六月四日　廣島市長　藤田若水

別表第一中『工夫』欄ノ次ニ左ノ通リ加フ

職名 ＼ 品目	帽子 日覆付	冬服	夏服	外套	雨衣	作業衣
女子案内人	—	二箇年	二箇年	—	—	—

別表第二ヲ左ノ通リ改ム

貸與品制式

一、帽子
型　海軍型（周圍ニ黑蛇腹組線ヲ附ス）若ハ國民服令禮裝制帽
地質　黑ラシヤ若ハ國民服地
日覆　白、生地適宜
帽章　第一種　金モール縦四糎　横六糎（形狀略）
衛生監督　船長
衛生巡視　運轉手　守衛
第二種　銀色金屬製　縦三・五糎　横三糎（形狀略）
看守　職工　防疫夫　消毒夫　使丁

二、服
衛生監督、衛生巡視　明治三十三年三月内務省訓令第三號掃除監視吏員服制ニ準ジ衛生監督ハ五分ノ蛇腹二條、衛生巡視ハ同一條ノ袖章ヲ附ス
船長、機關士　海軍士官服制軍衣ニ準ジ船長ハ五分ノ蛇腹二條、機關士ハ同一條ノ袖章ヲ附ス
案内人　サージ地ニテ「ワンピース」若ハ「ツービース」
男給仕　中等學校男子制服ニ準ズ
女給仕　サージ地ニテ水兵服ニ準ズ
其ノ他ノ者　國民服乙號
舊御便殿守衛ハ左ノ制式ノ肩章及袖章ヲ附ス
肩章（略）　黑絨ニ濃紫ノ絨ヲ以テ縦一〇糎　横五糎
市ノ徽章ヲ附ス

三、外套
型　折襟（雨覆付）
地質　黑ラシヤ若ハ國民服地
四、雨衣
型　合羽若ハ蓑
地質　防水布
五、作業衣

型　水道部職工、屎尿汲取夫、汚物掃除夫、下水掃除夫、防疫夫、消毒夫、水夫、屎尿運搬船ノ火夫　作業服型　但シ屎尿汲取夫ハ作業帽、前掛ヲ含ム
園丁、其ノ他ノ常傭人夫　法被
屠夫長、屠夫副長、屠夫、火夫　上衣、股引（白帽、白前掛ヲ含ム）
地質　木綿若ハ國民服地

附　則

本規程ハ昭和十六年度ヨリ更新ノ分ニ付之ヲ適用ス

●達甲第十四號

各種補助金奬勵金等交付ニ關スル指令準則左ノ通リ定ム

昭和十六年六月六日　廣島市長　藤田若水

各種補助金奬勵金等交付ニ關スル指令準則

第一條　各種補助金奬勵金等交付ニ關スル指令ハ第一號樣式ニ據リ條件ヲ附スベシ

第二條　各種補助金奬勵金等交付ニ關スル指令ヲ發シタルトキハ第二號樣式ニ據ル請書ヲ徵スベシ

第一號樣式

廣島市指令何第何號

團體名
代表者　氏　名

昭和何年何月何日附申請ニ係ル其ノ團體事業補助金（奬勵金助成金）トシテ金何圓也ヲ交付ス　但シ左記條項遵守スベシ

昭和何年何月何日　廣島市長　氏　名印

記

一、本補助金（奬勵金助成金）ハ其ノ事業費以外ニ使用スルコトヲ得ズ
二、既定計畫ヲ變更セントスルトキハ關係書類ヲ具シ豫メ市長ノ承認ヲ受クベシ
三、事業年度終了後二ケ月以内ニ事業報告書及收支決算ヲ提出スベシ
四、市長ニ於テ其ノ事業又ハ收支ノ狀況等調査ノ爲帳簿書類等ノ提出ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
五、左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ本指令ヲ取消シ交付金ノ額ヲ變更シ又ハ既ニ交付シタル金額ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
(一)本命令ニ違背シ又ハ市長ノ指示ニ從ハザルトキ
(二)收支決算額ニ於テ事業費ノ支出著シク豫算額ト相違シ且其ノ支出補助額（奬勵金助成金）ニ比シ甚シク寡少ナルトキ
(三)其ノ團體解散シ又ハ事業ヲ中止シ若ハ市長ニ於テ事業遂行ノ見込ナシト認メタルトキ
(四)其ノ他不都合ト認ムル行爲アリタルトキ
六、本補助金（奬勵金助成金）ハ請書ノ提出アリタル後ニ之ヲ交付ス

第二號樣式

請　書

昭和何年何月何日附廣島市指令何第何號ヲ以テ補助金（奬勵金助成金）金何圓也交付ス指令相成リ候處右指令書記載ノ各條項遵守可致候間補助金（奬勵金助成金）御交付相願度此段請書提出候也

昭和何年何月何日

團體名
代表者　氏　名印

廣島市長宛

●達甲第一五號

廣島市少年職業指導委員會規程廢止ノ件

昭和七年六月達甲第十號廣島市少年職業指導委員會規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年六月六日　廣時市長　藤田若水

日射病

豫防と手當

夏の日中に無理な長あるきをすると日射病にかゝることがあります兵隊さんの行軍や子供の遠足、又は日中野外で長い講演を聽いたりする時にも起ることがあります日射病も色々程度がありますが初めは嘔氣（ハキゲ）冷汗（ナマアセ）眩暈（メマイ）等が起り顏色は蒼白くなり最後には氣を失つて倒れることもあります。

若し日射病に罹つた時には直ちに涼しい日蔭に收容し帶をといて裸にし水を飲ませ氷又は水で頭を冷しますと漸くして氣がつきます。重症の時には生命にかゝわる事もありますから必ず醫師を迎へねばなりません

豫防法の第一は日傘帽子等で强い日光を防ぐこと、暑い時には着物の胸を開いて風を入れること又前夜睡眠が不足した時には遠足等日中の行事に參加しないこと等であります第二の豫防法は夏の遠足には食鹽を一つまみ持つて行つて水を呑む時少しづゝ之をなめることです又梅干をなめてもきゝめがあります。殊に日射病は空腹時に起り易いのですからこんな時には鹽をなめることを忘れてはなりません。こんな簡單なことで日射病が豫防出來るのですから是非心得て居て實行して下さい

組合名		
同　下組	（新　設）	佐伯　正躬
天神町南組	〃	津田　享平
舟入幸西組	〃	川岡　勘助
木挽町	中井八十吉	田村俊太郎
西白島町	光本　天造	佐々木重九郎
舟入川口町	村上長次郎	神田　慶吉
公園組	（新　設）	田部　行雄
廣瀬北町二	〃	高橋　勇
上天滿本町	〃	木村　春三
同　東通	〃	平林　龜吉
東蟹屋東組	〃	三浦　敏夫
田中町	岡田　陸藏	道田　政雄
舟入幸東組	甫田常太郎	矢野　榮
東千田町	篠田　精一	

組合名	前副組長	新副組長
段原新上組	好長順次郎	興相　數義
同　井上	次六	伊藤　爲道
同　下組	（新　設）	本光義三郎
同　〃	〃	植木　繁造
天神町南組	竹内　十吉	石田　宇一
同　北組	（新　設）	大野音次郎
西地方町	鹽本伊勢松	信長　羯磨
舟入幸西組	奥　謙三	河本　民藏
田村俊太郎	河内　盛信	
木挽町	增　員	新林　健造
西白島町	神田　慶吉	好富　李滿
舟入川口町	（新　設）	石尾　佐一
中組	〃	大田垣幸一
同　公園組	〃	樽本喜代一
廣瀬北町三	〃	高田　一人
上天滿本町	〃	久保　清一
同　上天滿町	〃	岩佳　善次
上天滿東通	〃	森川　龜藏
同　田中町	〃	梶谷　惣一
東蟹屋東組	（新　設）	中村市太郎
東千田町	豐島寅太郎	小浪　義美
同　佐々木勘一		加登　鎭男
舟入幸東組	久保田吉郎	三神幸三郎
道田　政雄		荒神　龍夫
同　增　員		（辭　任）
上天滿南組	新居　恒一	
櫻井　小七		

藤田議長から市政の方針說明

第二回廣島市常會開く

第二回廣島市常會は六月十日午後一時半廣島市公會堂階上に開會、市常會議員並に翼賛會廣島市支部役員、市役所關係各部課長ら約百十名出席一同東方遙拜、國歌齊唱、默禱、誓詞朗讀を行つたのち藤田市長議長席につき前回各議員より希望事項としてあげられた廣島市政方針につき藤田議長から

△市民組織整備に伴ふ之が運營△食糧增產、物資の配給△青少年の教育及び健康確保△各學校の機構改革△太田川改修、商工業港修築△町村合併△住宅問題

等について詳細說明、ついで池田寛作氏より第一回縣協力會議の結果につき本市提出議案を中心に報告を行ひ、二時四十分より協議に入り第一回市常會議宿題「市民上層階級の國策實踐に對する協力に關する件」につき、天野進作、久保萬助、奥本鐵漢、田村卯一、高義一、岸範一、三原彦三郎、小早川隆次の諸氏より種々意見を發表し藤田議長より、本案の協議は是れを以て打切とし市政の改革に對する意見を宿題として次回に提出されたき旨を述べ、

第二號議案「愛市觀念の昂揚に關する件」に對する協議を中止

聯合町内會提出の「盆燈籠廢止の件」を上程、藤田議長より現下物資愛護の意味から盆燈籠を廢止してこれに代る名刺受けを設備しては如何とはかり久保萬助、山本久雄、長崎五郎藤秀璨四氏相次いでこれが實現を希望、これに對し、安田リョウ、天野進作兩氏より敬神崇祖の立場より反對ありて賛否兩論の討論となり、三宅峰吉、山口善吉兩氏から一基一燈の實例をあげて說明し、池永清眞氏より兩論とも限度がある問題につき討議を打切られたいと述べ、藤田議長より「信仰に妨げない程度に制限することゝし市では既定方針で進み町内會隣組を通じて徹底させたいと統裁、次いで市當局より市民に對する希望事項として

久保殖產課長より「廢品回收資源活用の件」△川本清掃課長より「塵芥の減量運動實施の件」△篠原工務課長より「上水道一割節水運動實施の件」△名倉產業部長より「米の配給」△河原稅務課長より「租稅其の他公課の納期勵行の件」

についてそれ〴〵具體内容をあげて說明して協力をもとめ、

久保田万助氏より塵芥處理、茶殼蒐集防火水槽設置について△高義一氏より玄米雜穀の問題につき△柴田重暉氏より米の配給、廢品回收につきそれ〴〵意見の開陳があり終始緊張の裡に午後五時閉會した。

◎七月ノ實踐事項

一、支那事變勃發四周年ノ當月ニ際シ吾等軍都市民ハ一層戰時意識ヲ昂揚シテ左ノ各項ヲ實行致シマセウ

(イ)更ニ工夫ヲ凝ラシテ消費ノ節約、資源ノ回收、軍需品並生活必需品ノ增產、貯蓄ノ增加、債券ノ購入、防諜ノ注意等ニ努メルコト

(ロ)前線將士ニ對スル慰問袋及ビ慰問文ノ發送、戰歿勇士ノ展墓及ヒ墓地ノ淸掃、傷痍軍人ノ慰問、出征軍人家族遺族ノ慰藉等ニ努メルコト

(ハ)各戸一個以上ノ廢品ヲ回收シ國民精神總員飛行機獻納運動ニ努力スルコト

二、(イ)傳染病流行期ニ際シ保健上特ニ左ノ事項ヲ注意致シマセウ

(ロ)食物調理前及ビ食前ニ必ズ手ヲ洗フコト

(ハ)飲食物ヲ愼シムコト

(ニ)乳幼兒ノ消化不良及ビ腸炎ニ氣ヲツケルコト

(ハ)清潔ヲ保ツコト

◎貯蓄ノ持久繼續

一、長期貯蓄ノ徹底ニ據置貯金ニシテ貯蓄期間到來スルモノニ付イテ此際引出スコトナク更ニ期間ヲ延長スルカ又ハ國債、事變債券ヲ購入スル等長期貯蓄ノ實行ニ努ムルコト

二、天引貯蓄ノ實行ニ上半期ノ賞與、手當等ノ臨時收入ハ必ズ相當額ノ天引貯蓄ヲ實行スルコト

七月の稅金

○國稅　所得稅第一期

○縣稅　藝妓稅七月分

○市稅　藝妓稅附加稅同

藝妓稅割同

扇風機稅全額

扇風機稅割同

○水道使用料

放任給水　自七月至九月分

計量給水　自四月至六月分

叙任及辭令

（六月九日附）

主事　志波黎二

產業部統計課長ヲ命ス

主事　小野勝

企畫部企畫課長兼祕書課庶務係長ヲ命ス

產業部統計課長主事　中村光次郎

土木部營繕課庶務係長技師補　片山吾一

停年ニ付退職ヲ命ス（各通）

子寶健康相談へ

是非御出下さい

今年は毎月全市であります

體力課

東亞新秩序を建設＝進んで世界新秩序をうち建てるために戰つてゐる日本は、人的資源の確保即ち國の御役にたつ立派な體を持つた人が澤山要るのです。それには澤山の子寶を產みこれを健全に育て上げねばなりません。ところが現在我國の乳幼兒の死亡の數は盟邦獨・伊に較べて遙かに多く甚だ悲しむべき有樣であります。世界の最大强國と云はれたフランスがあの慘めな敗けかたをしたのは國民が子寶を產むことを嫌ひ、又子寶を立派に育てることを忘れてゐたからです。今日本もこのことを深く考へねばならぬ時が來てゐるのです。子寶を健全に育てることは眞に國を思ふ銃後の最も大切な務めです。今や政府は全力を擧げて人を得ることに努力されてゐます。廣島市にても之に卽應して指導醫、巡回指導婦、母性輔導委員の方々の獻身的な奉仕に依つて各學區を單位に去る五月から乳幼兒健康相談を實施し相當の成績を擧げてゐますが、中には多忙の爲めか又健康さうだからといふためか出られない方があります。然し健康さうでも診斷して見ると案外さうでないのが澤山ありますから愛兒の爲めに又御國の寶を守るために是非健康相談を受けて下さい。健康相談を受ける日時、場所及び相談されるべき乳幼兒の生れた月等は左表の通りです。

乳幼兒健康相談一覽

健康相談ヲ行フ月	相談ヲ受ケル乳幼兒ノ出生シタ月
昭和十六年六月	昭和十五年三月、六月、九月、十二月、同十六年三月生
〃 七月	昭和十五年四月、七月、十月、同十六年一月、四月生
〃 八月	昭和十五年五月、八月、十一月、同十六年二月、五月生
〃 九月	昭和十五年六月、九月、十二月、同十六年三月、六月生
〃 十月	昭和十五年七月、十月、同十六年一月、四月、七月生
〃 十一月	昭和十五年八月、十一月、同十六年二月、五月、八月生
〃 十二月	昭和十五年九月、十二月、同十六年三月、六月、九月生
昭和十七年一月	昭和十五年十月、同十六年一月、四月、七月、十月生
〃 二月	昭和十五年十一月生、同十六年二月、五月、八月、十一月生
〃 三月	昭和十五年十二月、同十六年三月、六月、九月、十二月生

この表で例へば今年八月に受ける乳幼兒はその下の行に書いてある去年五月生れと八月生れと十一月生れと今年の二月生れと五月生れです。（尙生後一年二ケ月に達する迄は三ケ月目毎に健康相談を受けるのですから各自の相談の月は何月か又は何遍あるか表をよく御覽下さい）。

相談日（豫定）

日程	學校區域名
毎月十八日	牛田學校
	中神崎校
	似島校
毎月十九日	大手町校
	千田校
	三篠校
	楠那校
	青崎校
毎月二十日	廣瀨校
	天滿校
	矢賀校
	仁保山校
	比治山校
毎月二十一日	幟町校
	竹屋校
	袋町校
	江波校
	觀音校
毎月二十二日	段原校
	白島校
	己斐校
	福島校
	舟入校
毎月二十三日	大芝校
	荒神校
	草津校
	古田校
毎月二十四日	宇品校
	大河校
	皆實校
	本川校
	尾長校

毎月第三木曜日この定例日は大體の豫定日ですから御含み下さい。

疫痢や赤痢

早期發見法

體溫よりも脈と呼吸

先づ第一に元氣よく遊んで居た子供が時ならぬ時にグッタリと癒轉んで居る樣な場合はきつと何か體に變調があることが多いですからよく注意せねばなりません。普通なれば體溫器で熱を計るのでありますが手取早いのは脈と呼吸が普通の數である之れから疫痢や赤痢がだん〳〵ふえて來ますが此の病も早く手當をすれば大丈夫ですから早く病氣を見付けて手當を遲れぬ樣にせねばなりません◇

かどうかを見るのが肝腎であります。

◇

大體丈夫な子供の脈は普通乳呑兒で百二十、滿二、三歳で百十、五歳で百、六、七歳以上が七、八十でありますが、それが疲痢や赤痢にかゝるとか又身體に異狀があると熱の高い低いに關係なくドン〳〵ふえて二、三歳の子で百五十前後になります。

◇

呼吸は普通は二、三歳の子で二十五位、五歳で二十、十歳以上で十八が普通でありますが、之もふえて例へば二、三歳で三十から四十を數へる樣になります。一般に赤痢や疫痢などになると吐きや下痢がつきものゝやうに思つて居られますが、吐きや下痢のないのが却て重病である場合がよくありますから注意されねばなりません。

◇

市内傳染病發生月報（五月中）

町名	發生數	町名	發生數
西觀音町二	一	堂貸二丁目	四
南觀音町	一	同三丁目	一
河原町	一	大洲町	一
荒神町	一	大須賀町	二
彌生町	一	段原中町	三
雜魚場町	一	段原東蓮町	二
富士見町	一	舟入幸町	一
稻樂町	一	田中町	一
舟入川口町	一	已斐町	二
舟入町	一	橋本町	一
舟入本町	二	草津港町	四
寺町	一	仁保町向洋	一
江波町	一		
吉島羽衣町	一		
鷹匠町	一		
空鞘町	二	計	四九

必ずこれだけは氣を付けませう

水を泳ぐ時の注意の數々

體力課

水泳は體育上最もよい運動ですが次のことをよく知つて置かないと取かへしのつかぬ失敗をしますからよく注意して下さい。

◇

幼兒は何歳頃から泳がしてよいかと申しますと發育のよい子供なら五六歳頃から水泳させて差支ありません。併し八歳頃までは游方を敎へるのではなく水遊びの程度にして自然に游げる樣に導けばよいのであります。

老人でも血壓百五十以下であれば靜かに游いでも差支ないと云ふことです。

◇

水泳は激しい運動で、馴れない水中の動作でありますから次の場合は泳いではなりません。肺疾患や肋膜炎又は其疑あるもの、心臟病特に瓣膜障碍や心臟肥大、脚氣、心悸亢進或は血壓高き者、痔の惡い人、耳の病氣や鼓膜穿孔のある人、腎臟病、糖尿病、膀胱カタル、淋疾、重症のトラホーム及び結膜炎、月經中の女子、病氣恢復中の者や癲癇、下痢、胃腸カタル、感冒に犯されてゐる者外傷其の他外科的疾病の有る人は醫師の相談を要します。

◇

健康の人でも水に飛込んだ瞬間に土左衞門になつた例は珍しくありませんから次の注意は十分心得て置いて下さい。

入水前の注意として諸關節を屈げたり伸したりして十分準備運動をしそれから靜かに水に入り、頭をぬらし顏を洗ひ、耳の孔を濕し肩胸を流し、一旦靜かに水に沈んでから游ぎ始めるのです。やれ暑や暑やと言ひながら指に唾して耳孔を濕し着物を脫ぐとどぶんと飛込む人を見受けることがあります、こんな人がよく心臟麻痺を起して死ぬるのです。飲酒後も絶對にいけません。空腹時には頭痛、眩暈を起し易く滿腹時は嘔吐を催したり胃痙攣が起きることがあります。水泳中の胃痙攣では救助者の無い限り百パーセント溺死致します。

◇

水泳は多く烈々たる日光のもとで行はれますので適當な帽子を被り常に頭が濡れてゐる樣に氣をつけないと日射病に犯されることがあります。水泳中はよく鼻に水が入るものですが強く吸込んで口から吐出すことはいけません。強く鼻をかむと中耳炎を起すことがあります。水泳後は渴を覺えるものですが冷い飲物はよくありません。耳に水が殘つたのは氣持の惡いものです。此時は指先で清水をポト〳〵と注ぎ迎水を入れて其の方の耳を下にして飛んで御覽なさい、大概は出ます。

◇

世間には水泳はこわいものだといふ感じを持つた方があると思ひますが決してこわいものではありません。以上申上げた色々の注意を心得て居れば夏の運動の中で水泳程愉快な體育運動はありません。

手輕に出來るお野菜の消毒

晒粉は黴菌もさらします

體力課

傳染病が流行する時季になりました。野菜・果物・飲料水等をよく消毒致しませう。消毒には晒粉を用ひるのが一番手易くて效果があります。使用法は茶匙一杯の晒粉を湯呑茶碗に入れ之れに少しの水を加へてよくかきまはします。之を約一斗の水（約普通のバケツ二杯）に溶かしよくかきまぜてこれに野菜を浸けて消毒すると十分から三十分でコレラ・チフス・セキリ菌を完全に殺しますからその上で調理すれば安心です。野菜を浸けたとき泡がついて居ると效きませんからよく振り洗ふやうにして泡を除いて下さい。林檎や葡萄など果物を消毒するときもゴミがついて居ると泡がつきますから消毒するときよく水で洗つて消毒水に浸けて下さい。井戸水其の他飲料水を消毒するには毎日一回又は朝晩二回行ひます。豫め十匁ほどの晒粉をビール瓶に入れそれに水を入れ充分に振つて布で濾して保存して置きます。使用するときは上澄を約五石の水にビール瓶の十分ノ一ほど（即ち晒粉にして約一匁の割）井戸に投入して釣瓶を動かして十分混ぜ三十分放置して置けばコレラ・チフス・セキリ菌が死にますから投入後三十分たてばこの水を使用しても差支へありません。臭がしても人體には害はありません。又ビール瓶に保存したものは日が經つと段々效かなくなりますから一ケ月以上經過すれば更に新しく作つて使用して下さい。こんな簡單なことで恐しい傳染病から救はれるのですから一軒も殘らず實行して下さい。

一寸した横着から一家が傳染病に襲はれ慘めな家庭となるのです、明日と言はず今からすぐ實行されるやう御奬めいたします。

お家のためにお國のために!!

名譽の戰死者

官等級	職	死者	住所
陸軍兵長		淺田 肇殿	尾長町
同上等兵	沖	東海男殿	山手町
同一等兵	小池	清殿	新市町
警察官吏	丹羽	務殿	西蟹屋町
陸軍伍長	坂本	清秋殿	南觀音町
同 少尉	岩本	二郎殿	水主町
同上等兵	橋上	五六殿	上天滿町
同 兵長	佐藤	幸三殿	愛宕町
同 兵長	井川	久義殿	立町
同上等兵	桑原	上殿	仁保町堀越
同上等兵	竹原	操殿	牛田町
同上等兵	檜谷	幸男殿	鶴見町
同	佐伯誠二郎殿		水主町
陸軍伍長	兒玉	藏殿	松川町
同二等兵	山本	正雄殿	楠木町二丁目

官報要項摘錄（五月中）

△二日　住宅營團登記取扱手續中改正△三日　紙綿ノ販賣價格指定、兵役法施行令ニ該當スル學校在學者ニ付キ徵集ヲ延期シ得ヘキ期間中改正△六日　地方分與稅法施行規則中改正、雨衣ノ販賣價格指定△七日　除蟲菊製品及殺蟲液用噴霧器ノ販賣價格指定、體温計ノ販賣價格指定△十二日　第十七回實業學校卒業程度檢定施行其ノ他△十三日　海軍志願者身體檢査規則△十四日　和傘ノ販賣價格指定、中等學校生徒ノ制服ノ販賣價格指定、家庭用金物ノ販賣價格指定、貿易統制令△十五日　公務員ノ在職年ニ付恩給法ニ依リ加算ヲ爲スヘキ事變ノ期間其ノ他△廿一日　中學校令施行規則中改正、高等女學校令施行規則中改正、荒物類ノ販賣價格指定△廿二日　高等師範學校及女子高等師範學校生徒募集規程中改正△廿三日　學童服、警防團服及青年學校訓練服ノ販賣價格指定△廿四日　陸軍召集規則中改正△廿六日　機械技術養成所規程△廿八日　敎員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ敎員ニ充ツルコトヲ得ルノ件中改正△廿九日　兵役法施行令中改正、陸軍補充令中改正△三十日　兵役法施行規則中改正△卅一日　銑鐵鑄物製家庭用品ノ販賣價格指定、機械技術者檢定令

隣組一宇（二）

一、五人組の者親しみを厚くし善惡共に一家内の心持相成（文政二年庄内在町申渡書）

一、五人組を定、兄弟同意に申合、百姓に不似合行跡之有は意見を加へ諸事互に相救ひ可申候（安政五年三洲竹廣役所申渡書）

一、組中熟和に諭合せ家内不洩樣申聞かせ五竈一家内之ごとく睦まじく（三河吉八偏座石秘鑑第一の五人組仕法書）

一、五伍組合は一家族の如く親睦交結し吉凶相歡し鰥寡孤獨癈疾及び盜賊水火等の災害を協力救助すべき事（明治五伍之法則）

今秋十月を期し 市民體育祭擧催

聯合町内會單位で爭覇する

今秋十月を期し左の要項により「市民體育祭」が催されます。

參加規則 出場者は學生、生徒（青年學校生徒を含まず）兒童を除く一般市民にして各聯合町内會を單位としたるもの、但し集團體操、三代繼走及親子繼走は此の限に非ず。△聯合町内會は町内會を單位とし適宜豫選會を開き各種目毎優秀町内會を選拔し聯合町内會長より申込むこと。△參加者は左の區分に依る。

男子 甲組（四一歳以上）乙組（二六歳—四〇歳迄）丙組（一六歳—二五歳迄）

女子 婦人會、青年組

表彰法 採點の結果優勝したる聯合町内會に對しては優勝旗若くは賞盃を授與し參加全員には參加章を授與す。

開催月日 昭和十六年十月十九日（第三日曜）雨天の場合は十月二十六日（第四日曜）

場所 廣島運動場

種目

『公開演技』（採點せず）

(イ)集團體操、全員ラジオ體操外に競技中厚生體操、丁抹體操、産業體操、建國體操等を聯合町内會別に又は會社、工場の別に指名して出演せしむ

(ロ)三代繼走（制限なし）親、子、孫、各一人づゝ

(ハ)親子繼走（〃）親一人、子三人

(ニ)柔道型

(ホ)劍道試斬り、型

(ヘ)薙刀型

(ト)銃劍術型

(チ)槍術型

(リ)弓道禮射

『一般競技』（採點す）

（男）輪拔き競技（一組五人）（甲組）、毬蹴繼走（一組一〇人）（甲組）運搬競走（一組一〇人、自方六貫）乙組、丙組

兎と龜（一組八人）四人宛

丙組

（女）家庭防衛繼走（一組一〇人）婦人組置換競走（一組一〇人）婦人組オジヤミ競走（一組一〇人）青年組

繩飛（一組六人）青年組

『選拔競技』選拔競技は聯合町内會を一單位とす

町内動員繼走（一組九人）丙組一五〇米を四人づゝ、乙組一〇〇米を三人づゝ、甲組五〇米を二人

二〇粁團體競走（一組三人）甲乙、丙組の制限なし

隣組繼走（一組八人）婦人組二五米を四人、青年組五〇米を四人

『特別競技』傷痍軍人招待競技、來賓

新體制關係圖書（三）

△日本の新方向（加藤一夫著、山雅房、價一圓四十錢）日本の新方向昭和維新論、國内新秩序の基調、國内新秩序の實現外三篇

△新體制の指導原理（石川興二著、有斐閣、價三圓二十錢）新體制の意義と指導原理の問題より說き起し「天皇中心の國民共同體」につき三篇十八章三百五十五頁にわたり學究的に基礎原理と實踐原理とを詳述す。

△日本翼賛體制（中野登美雄著、新公論社、價一圓六十錢）我國に於ける擧國體制・大政翼賛運動の本質及特異性を究め、日本的性格を究明、その抱懷せる日本翼賛の最高形を披瀝し、堂々十七章

△配給機構の再編成（山崎和勝著、東洋書館、價一圓二十錢）配給機構改革の基本方針と中間配給機構の改革、中小商業者協議會の諸問題等十七章

隣組問答 隣組體驗を語る

◇ 隣組常會をはじめ各級常會の圓滑な發展を念願しまして常會のことにつき市民各位の御質問に本紙上でお答へすることゝ致しました。御遠慮なく御利用下さい。

○「隣組問答」「體驗を語る」は共に市内各級常會で御試みになりまして大變成績のよかつた事項とか行事とかその他あらゆる體驗を本誌上で廣く御紹介致します、奮つて御寄書下さい。

○**宛名は廣島市役所祕書課庶務係として「市報係」と朱書して下さい。**（但し誌上の匿名は差支ありません）

○回答は本誌上に限ります。

○以上に反する場合は誌上に載せぬ場合がありますから御含みおき下さい。

◇ ◇ ◇ ◇

廣島市報

第百五十三號

昭和十六年七月二日印刷
昭和十六年七月二日發行
定價一部金五錢

廣島市役所 廣島市長 藤田若水
廣島市役所 廣島市長 藤田若水
廣島市役所 廣島市長 藤田若水

●廣島市告示甲第一一七號

町內會正副會長就任ノ件

廣島市町內會長、副會長左ノ通リ就任シタリ

昭和十六年七月四日

廣島市長　藤田若水

町內會名	就任 職氏名	就任 月日	退任 職氏名	退任 月日
福島町本町內會	長 西本是一	六月十二日	長 杉本秀一	六月十一日
上天滿町內會	副 沖公長	六月十二日	副 松宗阜一	六月十一日
同	—		同 山口壽一	六月十一日

町內會名	就任 職氏名	就任 月日	退任 職氏名	退任 月日
大洲町東組町內會	長 兒玉義德	六月三日	副 熊野悟	七月二日
大洲町西組町內會	同 小松清次	同	同 田地春一	同
同	—		同 前川善次郎	同
大洲町南組町內會	同 井上主衞	同	同 山田三郎	同

（以上長は會長、副は副會長を示す）

●廣島市告示甲第一一六號

町內會分割設置ノ件

廣島市大洲町町內會ヲ廢止シ其ノ區域ヲ分割シ左ノ町內會ヲ設置シタリ

昭和十六年七月四日

廣島市長　藤田若水

町內會名	區域	設置年月日
大洲町東組町內會	大洲町東組ノ區域	昭和十六年六月三日
大洲町西組町內會	同　町西組ノ區域	同
大洲町南組町內會	同　町南組ノ區域	同

●廣島市告示甲第九八號

町總代設置準則廢止ノ件

廣島市參事會ノ議決ヲ經大正八年三月告示甲第十八號町總代設置準則ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年六月十二日

廣島市長　藤田若水

市道路線變更ノ件

●廣島市告示甲第一〇五號

廣島市古田町地內市道六〇號線ノ區域ヲ一部左ノ通リ變更シ新ニ道路區域ニ編入シタル部分ノ供用ヲ開始ス

昭和十六年六月二十一日

廣島市長　藤田若水

記

路線名	起點	終點	延長	幅員	區域變更區間
六〇號	古田町八五ノ一	古田町七三八	六九九・七三米	一般	自古田町八五ノ一 至同町八四八

圖面ハ土木部土木課ニアリ

●廣島市告示甲第一〇六號

廣島市南觀音町地內市道四三號線ノ區域ヲ一部左ノ通リ變更シ新ニ道路區域ニ編入シタル部分ノ供用ヲ開始ス

昭和十六年六月二十一日

廣島市長　藤田若水

記

路線名	起點	終點	延長	幅員	區域變更區間
四三號	南觀音町二二〇	南觀音町三八五	三六・二〇間	三尺	南觀音町三八五

同

圖面ハ土木部土木課ニアリ

●廣島市告示甲第一一〇號

廣島市舟入幸町地內ニ於テ市道七八號線ヲ左記ノ通リ區域變更シ新ニ道路區域ニ編入シタル部分ノ供用ヲ開始ス

昭和十六年六月二十六日

廣島市長　藤田若水

納稅標語

入賞者決定

廣島市、廣島縣、廣島稅務署、廣島稅務監督局では七月十四日から七日間「納稅報國週間」を實施、同時に一般市民から「納稅標語」を懸賞募集し十日左の通り入賞者を發表した。

一等　翠町　森畠淳造

納稅も揃つて仲良い隣組

二等　舟入仲町　中村健

手輕い日掛で氣樂な納稅

同　西部第二部隊岩村隊第二內務班　今枝繁一

納稅は國を固める底力

同　東白島町　河野芳德

愉快に働き感謝の納稅

三等　下流川町　武田靜子外九名

教壇に再起の傷痍の勇士

養成所の試驗

宮城、岡山、福岡各傷痍軍人國民學校初等科訓導養成所並に福島、石川、和歌山、島根、大分各傷痍軍人國民學校初等科准訓導養成所では本年九月に入所の生徒募集要項を次の通り公表した、受驗希望の傷痍軍人各位は廣島市役所社會課に出頭手續をされ度い

初等科訓導養成所

一、願書受付締切日、試驗期日及入所期日ハ左記ノ通リ

(1)各道府縣願書受付締切日　八月五日(火)

(2)養成所在縣願書受付締切日　八月二十日(水)

(3)試驗期日

(イ)學科試驗　資格試驗期日　八月廿七日(水)　本試驗期日　八月廿八日(木)

(ロ)人物考査及身體檢査　八月廿九日(金)

(4)入所期日　九月八日(月)

二、入所志願者中乙種程度ノ中等學校卒業者等ニ付テハ卒業後ノ經歷及學力補習ノ狀況等ヲ審査シ傷痍軍人國民學校初等科訓導養成所修了者ト共ニ資格試驗ヲ行ヒタル上入所試驗ヲ受ケシム

三、本試驗ハ國語及數學ニ付資格試驗ハ國史及日本地理ニ付平易ナル試驗ヲ行フ

初等科准訓導養成所

一、願書受付締切日、入所試驗期日及入所期日ハ左ノ通リ

(1)各道府縣願書受付締切日　七月卅一日(木)

(2)養成所所在縣願書受付締切日　八月十五日(金)

(3)試驗期日

(イ)學科試驗期日　八月廿五日(月)

(ロ)人物考査及身體檢査期日　八月廿六日(火)

(4)入所期日　九月五日(金)

二、學科試驗ハ國語及數學ニ付平易ナル試驗ヲ行フ

記

路線名	起點	終點	延長	區域變更區間
七八號	舟入幸町江波町橫切一二三	舟入幸町三七五ノ一四	七五二・二四間	自舟入幸町三七五ノ一四 至同三七五ノ五

圖面ハ土木部土木課ニアリ

●廣島市告示甲第一〇八號

道路工事受益者負擔規程ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通リ定ム

昭和十六年六月廿六日

廣島市長　藤田若水

皇太子殿下御展望所趾記念碑成る

今上陛下東宮に御座しました大正十五年五月岡山、廣島、山口三縣行啓の御事あり、二十四日廣島市御着、明治天皇御駐蹕當時の御辛苦を御追慕あらせ給ふ御思召を以て廣島大本營趾、皇后陛下（照憲皇太后陛下）御泊所に御三泊、その間市內官公衙・學校・工場等を御視察更に比治山舊御便殿、泉邸等に成らせられた。比治山舊御便殿には二十六日午後二時十五分御成り、多聞院前より川淵市長御誘導、濱田知事御先導にて御徒歩にて御登坂、舊御便殿に入らせられ濱田知事より御便殿の御由來を御說明、次で御展望所より市內を御展望遊ばされ川淵市長よりの本市の沿革及び現勢の御說明に對し市勢の變遷推移等につき種々有難き御下問あり、殿下が軍都山川の形勢に深く意を留めさせ給ふ畏さを拜承した市民は誠に感激措く能はざるものがあつた。本市はこの光榮と感激を永久に傳へ餘光を萬世に仰がしむるため御展望所趾に記念碑を建設此の程工を竣へ去る十二日除幕式を擧げた。

碑は高さ八尺一寸、幅一尺餘の花崗岩、臺石は高さ二尺五寸の自然石で二間半四方の玉垣をめぐらせ碑の正面には藤田市長『皇太子殿下御展望之趾』と謹書、裏面には「大正十五年五月二十六日　皇太子殿下舊御便殿行啓此ノ所ヨリ市街ヲ御展望アラセラル」と誌されてゐる。

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所

水主町西通道路鋪裝工事

水主町一三九番地地先ヨリ同町三〇七番地ノ一地先

同町一四八番地地先ヨリ同町一四二番地地先同町一九五番地地先ヨリ同町一九八番地地先及同町二五九番地地先ヨリ同町二五七番地地先ニ至ル間及ビ鋪裝工事維持上必要ナル施設

二、工事着手年月日

昭和十六年六月廿九日

三、負擔區及ビ地帶

本工事施行箇所ヲ一負擔區トシ道路ニ接スル部分ヲ地帶トス

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

●廣島市告示甲第一〇九號

道路工事受益者負擔規程ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及ビ工事施行箇所等左ノ通リ定ム

昭和十六年六月廿六日

廣島市長　藤田若水

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所

鶴見町地內道路鋪裝工事

鶴見町五四一番地ノ二地先ヨリ同町四八八番地ノ一地先ニ至ル間及鋪裝工事維持上必要ナル施設

二、工事着手年月日

昭和十六年六月廿九日

三、負擔區及地帶

本工事施行箇所ヲ一負擔區トシ道路ニ接スル部分ヲ地帶トス

四、負擔率

總工費ノ四分ノ一トス

●廣島市告示甲第一一四號

道路工事受益者負擔規程第十三條ニ依リ受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所等左ノ通リ定ム

昭和十六年七月三日　廣島市長　藤田若水

一、受益者負擔金ヲ賦課スベキ工事名及工事施行箇所
西九軒町、北榎町地内道路改修工事
錦町二五二番地地先ヨリ同町二五四番地地先ニ至ル間及道路工事維持上必要ナル施設
二、工事着手年月日
昭和十六年七月七日
三、負擔區及地帶
本工事施行箇所ヲ一負擔區トス
第一地帶　道路ノ境界線ヨリ十四メートル
第二地帶　第一地帶ノ外側線ヨリ十四メートル
四、負擔率
負擔額　總工費ノ四分ノ一トス
地帶ニ於ケル配分率左ノ如シ
第一地帶　百分ノ八十　第二地帶　百分ノ二十

●廣島市告示甲第一一五號

廣島都市計畫街路中變更ノ件左ノ通リ内務大臣ノ告示アリタリ

昭和十六年七月三日　廣島市長　藤田若水

内務省告示第三百八十五號

廣島都市計畫街路中變更ノ件左ノ通リ決定シ昭和十六年四月十日内閣ノ認可ヲ得タリ其ノ關係圖面ハ廣島縣廳及廣島市役所ニ備ヘ置キ縱覽ニ供ス

昭和十六年六月六日　内務大臣　男爵　平沼騏一郎

第三中一等大路第三類第十五號線（觀音町線）及ビ二等大路第一類第二號線（皆實東新開線）ヲ左ノ通リ改ム

街路番號 等級	街路番號 類別番號	街路名稱	起點及終點	主ナル經過地	幅員「メートル」
一	三	一五觀音町線	南觀音町南觀音町	皆實青崎線	二〇
二	一	二	但シ出汐町ヨリ霞町ニ至ル區間ノ幅員ハ之ヲ二十六「メートル」乃至三十八「メートル」、猿猴川新架橋ノ幅員ハ之ヲ十五「メートル」トシ東雲町地内ニ地積約七百八十平方「メートル」ノ廣場ヲ設ク		

別紙圖面表示ノ通（圖面省略）

●廣島市告示甲第九七號

昭和十年七月告示甲第五十八號ノ二廣島縣廣島市立女子青年學校學則中左ノ通リ改ム

昭和十六年六月十一日　廣島市長　藤田若水

第二條中　位置ノ欄左ノ通リ改ム

位置	
廣島市青崎國民學校ニ併置ス	一六六、二六
廣島市三篠國民學校ニ併置ス	三二、〇〇
廣島市草津國民學校ニ併置ス	九一、八〇
廣島市第一工業學校ニ併置ス	一、五〇
廣島市高等科修了者ニ改ム	八、八七

●廣島市告示甲第一一八號

廣島市商業學校學則中改正ノ件

大正十年四月告示甲第三十四號廣島市商業學校學則中左ノ通リ改ム

昭和十六年七月七日　廣島市長　藤田若水

第十二條中「尋常小學校卒業者」トアルヲ「國民學校初等科修了者」ニ、「高等小學校卒業者」トアルヲ「國民學校高等科修了者」ニ改ム

第十三條中「高等小學校卒業者」トアルヲ「國民學校高等科修了者」ニ改ム

●廣島市告示甲第一一九號

廣島市第二工業學校學則中改正ノ件

昭和十二年四月告示甲第八十八號廣島市立第二工業學校學則中左ノ通リ改ム

第二條中「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改ム
第五條中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ、「補習部」トアルヲ「高等科」ニ改ム
第六條第一項中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ、「尋常小學校」トアルヲ「國民學校初等科」ニ、「補習部」トアルヲ「高等科」ニ、「夜學校尋常部」トアルヲ「夜學校初等科」ニ、「尋常小學校」トアルヲ「國民學校初等科」ニ改ム
同條第二項中「尋常小學校」トアルヲ「國民學校初等科」ニ、「高等小學校」トアルヲ「國民學校高等科」ニ、「夜學校尋常部」トアルヲ「夜學校初等科」ニ改ム
第七條中「尋常部」トアルヲ「高等科」ニ改ム
トアルヲ「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改ム
第八條中「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改ム
第十條中「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改ム
第十一條中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ、「尋常小學校程度」トアルヲ「國民學校初等科程度」ニ、「補習部」トアルヲ「高等科」ニ、「高等小學校程度」トアルヲ「國民學校高等科程度」ニ、「算術」トアルヲ「算數」ニ、「歷史」トアルヲ「國史」ニ、「尋常小學校」トアルヲ「國民學校初等科」ニ、「高等小學校程度」トアルヲ「國民學校高等科程度」ニ改ム
第十五條中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ改ム
第十七條中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ改ム
第二十條中「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改メ教授時數表ヲ左ノ通リ改ム

校學則中左ノ通リ改ム

昭和十六年七月七日　廣島市長　藤田若水

第十二條中「高等小學校ヲ卒業」トアルヲ「國民學校高等科修了」ニ改ム

附則

本則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示甲第一二〇號

廣島市高等女學校學則中改正ノ件

大正十年四月告示甲第三十三號廣島市高等女學校學則中左ノ通リ改ム

昭和十六年七月七日　廣島市長　藤田若水

第十二條中「出身小學校長」トアルヲ「出身國民學校長」ニ改ム

附則

本則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示甲第一二一號

廣島市第一工業學校學則中改正ノ件

昭和十四年四月告示甲第六十五號ノ一廣島市第一工業學校學則中左ノ通リ改ム

昭和十六年七月七日　廣島市長　藤田若水

第十一條中「尋常小學校卒業者」トアルヲ「國民學校初等科修了者」ニ改ム

附則

本則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示甲第一二二號

廣島市第二商業學校學則中改正ノ件

昭和十二年四月告示甲第八十七號廣島市第二商業學校學則中左ノ通リ改ム

昭和十六年七月七日　廣島市長　藤田若水

第十條中「高等小學校ヲ卒業」トアルヲ「國民學校高等科ヲ修了」ニ、「尋常小學校ヲ卒業」トアルヲ「國民學校初等科ヲ修了」ニ改ム

附則

本則ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示甲第一二三號

廣島市夜學校規程中改正ノ件

明治四十年四月規則第四號廣島市夜學校規程中左ノ通リ改ム

廣島市長　藤田若水

第二條中「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改ム
第五條中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ、「補習部」トアルヲ「高等科」ニ改ム
第六條第一項中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ、「尋常小學校」トアルヲ「國民學校初等科」ニ、「補習部」トアルヲ「高等科」ニ、「夜學校尋常部」トアルヲ「夜學校初等科」ニ改ム
同條第二項中「尋常小學校」トアルヲ「國民學校初等科」ニ、「高等小學校」トアルヲ「國民學校高等科」ニ、「夜學校尋常部」トアルヲ「夜學校初等科」ニ改ム
第七條中「尋常部」トアルヲ「高等科」ニ改ム
トアルヲ「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改ム
第八條中「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改ム
第十條中「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改ム
第十一條中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ、「尋常小學校程度」トアルヲ「國民學校初等科程度」ニ、「補習部」トアルヲ「高等科」ニ、「高等小學校程度」トアルヲ「國民學校高等科程度」ニ、「算術」トアルヲ「算數」ニ、「歷史」トアルヲ「國史」ニ、「尋常小學校」トアルヲ「國民學校初等科」ニ、「高等小學校程度」トアルヲ「國民學校高等科程度」ニ改ム
第十五條中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ改ム
第十七條中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ改ム
第二十條中「小學校」トアルヲ「國民學校」ニ改メ教授時數表ヲ左ノ通リ改ム

廢品回收で飛行機獻納

廣島市の實績

昨十五年中廣島市内各學校通學區域單位で行はれた國民精神總動員飛行機獻納廢品回收運動によつて四千六百二十六圓十六錢を獲得された。各學區別内譯並に活動分野別成績は次の通りである

牛田校學區	一六六、二六
荒神校學區	三二、〇〇
矢賀校學區	九一、八〇
青崎校學區	一、五〇
比治山學區	八、八七
皆實校學區	二二〇、一九
仁保校學區	一四四、〇九
大河校學區	三五、九〇
楠那校學區	一八五、四八
宇品校學區	六三、八一
似島校學區	五一、四七
白島校學區	三二七、〇六
幟町校學區	一、二一〇、一〇
袋町校學區	五四、六九
竹屋校學區	五五、二二
大手校學區	一八、一〇
千田校學區	三三、三四
中島校學區	八五、七八
廣瀨校學區	一三、九一
本川校學區	三八〇、一九
神崎校學區	二六七、六九
舟入校學區	五、〇二
江波校學區	二四、二八
天滿校學區	二一四、八六
觀音校學區	五五、五一
大芝校學區	五、〇一
三篠校學區	三三二、〇六
己斐校學區	一四六、一二
古田校學區	九二、九四
草津校學區	三八、一二
第一校學區	一四、五六
福島校學區	二六、四八
其他	二二三、七五
計	四、六二六、一六
兒童	六〇四、八七
國婦	二、六六八、五六
男子青年	二六五、九五
女子青年	二〇〇、二八
青年學校	八、四七
愛婦其他	八七八、〇三
計	四、六二六、一六

八月の稅金

國稅		
地租（田租を除く）	第一期	
營業稅（個人）	同	
臨時利得稅（個人）	同	
縣稅		
營業稅附加稅（個人）	半額	
營業稅割	全額	
藝妓稅	八月分	
市稅		
營業稅附加稅	半額	
營業稅割	同	
藝妓稅附加稅	八月分	
藝妓稅割	同	

教科目		初等科各學年毎週教授時數	高等科各學年毎週教授時數
國民科	修身	一	一
	國語	五	三
	地理	一	一
	國史	一	一
理數科	算數	三	二
	理科	一	一
藝能科	習字	一	一
計		一〇	一〇

第一號書式中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ、「補習部」トアルヲ「高等科」ニ改ム

第二號書式中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ、「補習部」トアルヲ「高等科」ニ改ム

第三號書式中「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ、「補習部」トアルヲ「高等科」ニ改ム

第四號書式中「族籍」トアルヲ削除シ、「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ改ム

第五號書式中「族籍」トアルヲ削除シ、「尋常部」トアルヲ「初等科」ニ、「補習部」トアルヲ「高等科」ニ改ム

附則

本規程ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示甲第一一號

昭和十六年七月一日ヨリ舟入託兒所ヲ廣島市河原町官有七十三番地ニ移轉ス

昭和十六年六月三十日

廣島市長　藤田若水

●廣島市告示甲第一〇七號

廣島市報發行規程中改正ノ件

昭和七年十一月告示甲第百二十六號廣島市報發行規程中左ノ通リ改正ス

昭和十六年六月二十五日

廣島市長　藤田若水

第三條中「市報ハ毎月二十五日之ヲ發行ス」トアルヲ「市報ハ毎月二十日之ヲ發行ス」ニ改ム

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八月の實踐事項

◇お中元の贈答や盆燈籠、ボンボリの贈答其の他虚禮をやめませう

◇進んで傳染病の豫防注射を致しませう

◇一層蠅の驅除を致しませう

◇ラジオ体操の會には必ず出席致しませう

◇學生、生徒、兒童は夏休みに心身を鍛錬し特に勤勞奉仕に努めませう

注意事項

毎年水泳の犠牲者がありますが本年は一人も過ちのない様に十分注意致しませう

人事欄

衛生正副組長異動

（昭和十六年六月中）

組合名	役名	前任者	後任者
平塚東部	副	増井諒三	佐々木赳夫
尾長東部	同	（増員）	下井一郎
舟入本西	長	保本八百一	藤田儀三郎
草津東町	副	山口德一	大濱末松
舟入本西	同	竹内勘一	保本喜代美
同	長	（缺員中）	紙田末男
霞	同	上田武一	内藤章
皆實二西	同	（新設）	吉永三代人
同	副	吉永三代人	竹口惣一
同	同	（新設）	村岡佐太郎
同	同	（同）	宇城辰之助
上天滿町	長	山口壽一	久保清一
吉島本一	同	土居庄一	前太郎吉
吉島本二	同	（新設）	立川虎市
宇品東上	同	山野信太	平田留市
京橋町	副	（増員）	赤井喜市
尾長町西	長	（缺員中）	松谷清次郎
山根	副	（増員）	美濃重次郎
京橋町	同	三戸正一	堀川親登
同	同	松井亮吉	松井猪之介
富士見下	同	大野本之助	道本三市
昭和町西	同	龍野福太郎	滋野修三
上天滿町	同	久保清一	反田良作
吉島本二	同	三宅太郎吉	古谷正男
霞町	同	（新設）	竹内武一
宇品東上	同	煙石周次郎	松本秀松
中島本町	同	岡本龍作	山本末一
牛田丹土	長	原田多良穂	缺員
楠木町三	同	石田仲吉	川村繁男
似島町	同	（缺員）	登顯
牛田丹土	副	富士本丈吉	新宅廣太郎
似島町	同	馬野利準	河野初司
鐵砲町下	同	山根淺次郎	矢野勇
同	長	松浦佐一	水野知文
同	副	小田進	山口護
		久保安次郎	志賀正人

（長は組長、副は副組長を示す）

家庭防衛隊と改組
防衛隣保班結成

警防團の一翼として活動

廣島市ではその特殊的地位に鑑みて昭和十三年廣島市家庭防衛隊規程及び同心得を制定して町單位で家庭防衛隊を組織し防護團（警防團）と相俟つて多大の貢獻をなして來たが時局の進展に伴ひ一層之れを組織化する必要を認め曩に設置された隣組を單位として家庭防衛隣保班を結成各町内會長がこれら隣保班の統轄指導と設備器材の整備對策及び警防團（警防分團）その他との連絡に當り益益隣保共助の精神を昂揚し、相倚り相扶けて防空思想の普及と資材の整備を行ひ周到な訓練によつて一般の防空の徹底を圖ると共に平時は火災警防、防諜、防犯等の萬全を期することゝなり此の程廣島市家庭防衛隊規程及び同心得を廢止して新に廣島市家庭防衛隣保班組織要項を制定し七月末日までに全市に亙たる防衛隣保班の改組を完了するため諸般の準備を進めてゐる。

廣島市家庭防衛隣保班組織要領

第一　組織並ニ目的

一、廣島市町内會隣組ヲ以テ家庭防衛隣保班（以下單ニ隣保班ト稱ス）ヲ組織スルモノトス

二、隣保班ハ隣保相扶ノ精神ヲ基調トシ空襲ニ依リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スルタメ警報傳達、燈火管制消防其ノ他ノ防護ニ共助スルモノトス

三、隣保班ハ警防團ノ一翼トシテ常ニ緊密ナル連絡ヲ保持シ相互一體ノ精神ヲ以テ行動スルモノトス

第二　役員

隣保班ニ左ノ役員ヲ置ク

一、隣保班長　一名

隣組長ヲ以テ之ニ充ツ

班長ハ班内ニ於ケル防衛業務一切ヲ指導統轄ス

班長事故アルトキハ月番之ヲ代理スルモノトス

第三　指導連絡

一、隣保班ノ育成指導ハ主トシテ市長、行動ノ指揮統制ハ所轄警察署長及ビ其ノ指揮ニ從ヒ警防團長（警防分團長）之ニ當ルモノトス

二、町内會長ハ隣保班ノ統轄指導、設備器材ノ整備對策及ビ警防團（警防分團）其ノ他トノ連絡ヲ圖ルモノトス

第四　任務

一、隣保班ハ應急的自衛行動ヲ原則トスルヲ以テ消防其ノ他ノ防衛ニ付警防團員來着シタルトキハ之ニ讓ルモノナルモ要求アリタルトキハ應援スルモノトス

二、隣保班ハ隣組内ニ於テノミ行動スルモノトス但シ隣接隣保班ト共同シ若ハ他ノ隣保班ニ對シ自班警戒ノ要ナキトキハ之ニ應援スルコトヲ得

三、隣保班ハ豫メ班員ノ防火、防毒、避難、救護、傳令各係ヲ定メ置クモノトス

四、隣保班ハ平素在宅スル者ヲ以テ各家庭防衛擔任者ヲ定メ置クモノトス

五、隣保班ハ防衛上必要ナル設備器材ノ整備ニ努ムルモノトス

六、隣保班ハ避難該當者ニシテ防空活動困難ナル者ヲ調査シ明カニシ置クモノトス

七、隣保班ハ訓練上左ノ點ニ留意スルモノトス

(一)滅私奉公、國土防衛ノ精神强化ニ重點ヲ置クモノトス

(二)老幼病者、姙婦其ノ他已ムヲ得ザル事情アル家庭ヨリ强イテ出動セシメザルコト

(三)可成夜間ノ任務ニ婦人ヲ出動セシメザルコト

(四)婦人ヲシテ梯子登、火先等ノ如キ危險ナル作業ニ從事セシメザルコト

名譽の戰死者

陸軍伍長　寄本續　同上等兵　山前正　奥田農夫男　同上等兵　岡崎秀雄　同一等兵　日下時敏　同兵長　植松高俊　同兵長　宮本幸里　同兵長　八倉新一　軍屬　荒神町

謹而訂正　六月二十五日發行市報掲載名譽の戰死者中警察官吏丹羽務殿（西蟹屋町）は生死不明の公報ありたるを誤記せるものにつき謹而訂正す。

皇軍

戰陣訓より

軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の威德を顯揚し皇運の扶翼に任ず。

常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現ずるもの是神武の精神なり。武は嚴なるべし、仁は遍きを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひ斷乎之を擊碎すべし。假令峻嚴の威克く敵を屈服せしむとも、服するは擊たず從ふは慈しむの德に缺くるあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。武は驕らず仁は飾らず、自ら溢るゝを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍く御稜威を仰がしむるに在り。

「世界の大和を現ずる」世界の國々が各々その所を得て仲よくすること。

本市に唯一つの銃後奉公の團體

◇…廣島市銃後奉公會

廣島市銃後奉公會は支那事變の推移と時局の進展に鑑みまして軍都として一層銃後の固めを強化するためにそれまで市内にあつたあらゆる銃後團體を統合し、全市を一單位とする一元的銃後奉公團體でありまして市長を會長に、助役を副會長に推戴し市内居住の世帯主全部を會員とし町内會と表裏一體をなし正副町内會長は正副分會長、正副聯合町内會長は正副常任分會長として銃後奉公會と聯絡提携されてゐるのであります。而して同會が十五年度に行ひました主なる事業は

出征應召軍人遺家族の生活生業援護、其の他各種援護二百九十六件、金額壹萬壹千圓、見舞金千八百件、金額五千四百圓△陸軍病院慰問の爲めに浪花節を行ひ、郷土出征前線部隊慰問の爲め部隊長宛に新刊雜誌を發送した△市内各團體と共同して支那事變三周年記念大會、陸軍記念日、海軍記念日行事、銃後奉公祈誓大會國民進軍歌演奏大會等の開催△遺族並に一般市民のため慰問講話。映畫會を市内十六ヶ所に開催△全國兒童愛護運動に關聯して遺家族乳幼兒の健康相談並に榮養補給を行つた△國民學校に依頼して兒童の製作品多數の寄贈を受け一般市民の慰問文數千通と共に各前線に發送

而して銃後奉公會の昭和十五年度經費は自發的寄附金參千八百圓と縣市補助金並に恩賜財團軍人援護會縣支部の助成金によつて賄はれました。申すまでもなく時局は一層緊迫しつつあり銃後の奉公は一段と鞏固にされねばなりません。市民各位の倍層の御協力を切望致します。

軍人援護會資金募集

市内各町醵出額

恩賜財團軍人援護會縣支部では去る五月から縣下一齊に軍事援護資金の募集に着手し廣島市銃後奉公會に

市内傳染病發生月報（六月中）

町名	發生數	尾長町	二	三瀧町	二	横堀町	一	草津南町	一
東千田町	二	大須賀町	一	福島町	二	鷹匠町	二	仁保町本浦	二
南千田町	一	翠町	一	大手一丁目	一	中廣町	一	仁保町大河	一
千田一丁目	一	牛田町	一	北榎町	八	三篠本町二	一	仁保町青崎	三
宇品町	一	寮町	一	南觀音町	一	舟入幸町	一	仁保日宇郡	一
新川場町	一	竹屋町	二	空鞘町	二	四觀音町二	一		
荒神町	二	西白島町	一	大手二丁目	一	吉島町	一		
南蟹屋町	一	小町	一	材木町	一	草津濱町	二	計	五五

も廣島市分金八萬圓（一戸平均一圓）の寄附割當があり、分會長たる各町内會長に依頼して全市より募集中であるが第一期（自五月八日至七月七日）の成績は二萬三千餘圓であつた各町の醵出額左の通り（單位圓）

一〇〇、〇〇堺町四丁目△二七六、五〇上柳町△一〇〇、〇〇堺町一、二丁目△二〇〇、〇〇松川町△六三、〇〇八丁堀△三〇三、二〇段原日出町△一八五、〇〇研屋町△二〇七、六〇出汐町△二〇〇、〇〇段原中町下組△四〇〇、〇〇楠木町一丁目△三〇六、〇〇竹屋町△五〇、〇〇大手町二丁目△七四、〇〇大手町五丁目△四〇、〇〇革屋町△二一三、六五大手町八丁目△八〇、〇〇大手町四丁目△二〇一、五六上水主町△三〇〇、〇〇西天滿町△二八三、三〇中島新町△二八六、五二平野町△四〇四、〇〇幟町上組△二三五、四〇段原新町下組△一七八、六五鷹匠町西組△三〇、〇〇横町△一七一、三〇鷹匠町東組

（つゞく）

新體制關係圖書（三）

△新體制下常識辭典讀本（山口愛川著、天泉社、價一圓八十錢）時局下における常識を養ひ、必要に應じては辭典の役割をも勤めんとせるもの。

△新體制下の經濟（本位田祥男著、日本評論社、價三圓五十錢）新體制一般、産業の新體制、消費の新體制等五部にて新體制下の經濟を說述す

△新體制金融論（沖中恒幸著、巖松堂、價二圓八十錢）金融統制より金融新體制への展開、國家資金及び産業資金の調達と問題外三章。

△戰時經濟と新經濟體制（高橋亀吉著、講談社、價一圓六十錢）戰時經濟と新經濟體制とに關する重要問題を系統立てゝ說述した書。

△經濟新體制の諸問題（岩崎英恭著洛陽書院、價一圓五十錢）經濟新體制前史、新體制下の財經的基本課題新體制下の財政問題等十二章。

△東亞共榮圈と經濟（小笠原三九郎著、大日本法令出版株式會社、價一圓五十錢）新體制と經濟、財政經濟の主なる問題、金融の新體制外三章。

△新體制下の産業組合讀本（宮城孝治著、千倉書房、價二圓五十錢）我國現下の産業組合運動の實情と今後の進むべき方向とを示唆せる書。

水泳で罹り易い中耳炎豫防七則

水泳から起る病氣で最も多いのは中耳炎であります中耳炎には急性と慢性とありまして急性の中耳炎は順調に治れば一、二ヶ月で全治しますが、餘病を起すと耳の後の骨に膿がたまり次で腦膜炎を起して死亡することさへあります、慢性中耳炎は膿は數ヶ月乃至數ヶ年間も續き耳の遠くなることがあります市内國民學校でも海川の沿岸に近い國民學校兒童に耳の遠い兒童が多いのは水泳に原因して居るかと思はれます然し適度の水泳は全身の均勢發育を促す最も推奬すべき體育運動の一つでありまして殊に日本の如き海國としては是非共練習して置くべき護身術であります斯く一方には水泳を奬勵し他方では水泳のためにおこる耳の疾患を防止する爲めには水泳の時に耳の保護を徹底さす必要があります一寸した注意に因つて耳の病氣を幾分でも少くすることが出來れば本人は勿論國家としても得る所が少なくないと思ひます耳の保護に就て申述べますと

第一、不潔な水で水泳せぬこと　不潔な水の中で泳ぐと中耳炎を起し易いです。

第二、豫め耳垢を取り除くこと　大きな耳垢は耳の專門醫に行つて除去せねば危險です。

第三、皷膜に孔のあるものは水泳せぬこと　此孔から水が入ると中耳炎を再發することがあります又この孔から冷水が侵入すると眩暈を起し溺死する惧もあります慢性中耳炎の際は往々にして皷膜に孔があります特に注意せねばなりません。

第四、水泳直前普通綿を以て耳に栓をすること　或は之に「ワセリン」を塗布して挿入すれば水の侵入を防ぐことが出來ます水泳毎に綿栓した兒童の耳疾發生率は綿栓をしなかつた者の三分の一に過ぎません。

第五、水泳直前鼻汁を取り除くこと　水泳後鼻内に侵入した水は靜かに口中に吸ひ込んで吐き出すこと。

第六、顏面を水中に浸して居る間は唾をのみこまぬこと　此時咽喉から水が中耳に侵入し中耳炎を起すことがあります。

第七　外聽道に水が侵入した時は綿棒を以て靜かに拭ひ取るか、清水を二三滴入れこれを迎水として其の耳を下にしてトン〳〵二三度飛んで出すこと。

軍屬への送金

留守宅へ御注意

現地にある船員、工員等の軍屬への送金その他指導につき左の事項を一般へ徹底方當局から依頼がありました

一、軍屬の衣食は官給であり、留守宅渡の外に毎月現地で受ける給料は相當あり何不自由ないので心掛のよい者は貯蓄してゐる。

一、然るに中には上官に無斷で留守宅や船主等から金錢を取寄せ酒色に浪費しそのため軍紀風紀を紊る者もあり或は爲替紛失の場合屆出をせずために不正行爲を惹起す事ともなる。

一、依つて今後は本人から何と言つて來るとも部隊長の證明がないものは一切送金をせず萬一證明により送金の場合は爲替に受取人の住所氏名を記入されたい。

一、軍屬へは金錢よりも心からの激勵であります。

官報要項摘錄（六月中）

△二日　蒲團綿及中入綿ノ最高販賣價格指定△三日　陣中要務令廢止△四日　第七十五回師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行△六日　馬ノ取引ニ馬籍謄本等ヲ伴ハシムルノ件、廣島都市計畫土地區劃整理中變更ノ件△七日　國民優生法施行令　内務省普通試驗細則△九日　麥類配給統制規則△十日　重要農林水産物助成規則中改正△十一日　郵便振替貯金規則中改正、國民優生法施行規則△十四日　國民勞務手帳法施行令、國民勞務手帳法審査會官制、國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特別ノ件、電話通話規則中改正△十七日　國民勞務手帳法施行規則△十八日　昭和十四年一月厚生省令第一號國民職業能力申告令施行規則中改正△十九日　國民貯蓄組合法施行期日、國民貯蓄組合法施行規則△二十日　政府ニ納ムベキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル場合ノ支那事變割引國庫債券ノ價格△二十二日　事務用木製整理器具類ノ最高販賣價格指定△二十四日　青年ノ覺悟及青年學校ノ本旨普及方等ニ關シ訓令△二十六日　船員保險法施行規則中改正△二十七日　耐火木材取締規則△二十八日　金鵄勳章年金令廢止　金鵄勳章併佩ニ關スル件△三十日　國民更生金庫法施行規則、國民更生金庫法施行令、陸軍微用規則

◎廣島市告示甲第百三十八號

廣島市町内會助成規程中改正ノ件

廣島市會ノ議決ヲ經廣島市告示甲第九十五號廣島市町内會助成規程中左ノ通リ改正ス

廣島市町内會助成規程

第三條ヲ削除ス

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年七月十日

廣島市長　藤田若水

體驗を語る

〝誓〟

平塚元町町内會長　木村潤一

遲しき再出發の七月一日近衛首相の新設計による國民の針路を感銘深く聽く。

彷彿として偲ぶ持統天皇大伴部博麻に賜はるの詔

『朕その朝を尊び、國を愛ひて、己を賣りて忠をあらはすことを嘉す』

と千萬人の博麻再現して國民を導き給へと祈じて止まず

愛國と云ふ鎔鑛爐に大日本は神國なりの信念を燃せばその炎は青白く白熱化し最高温の狀態に至るべし。我が國が白熱の狀態をのみ保ち得ざりし時代なきにあらずと云ふも、三千年の青史は一旦緩急の場合國民の血潮に甦る大日本は神國なりの鐘は一人々々の心に波打ち鎔鑛爐を燃しつゞけし幾多の事實を何人も肯定するところなり。

歐米の物質文明に眩惑されし時代は過去の遺跡なり。「日本は日本の道を行く」この觀念に立脚なしてこそ戰時下の切詰めし生活の中よりなほ生活力を高め得るあらゆる叡智が生れ出づると信じるのである。

平塚元町が此の新らしき息吹に應へ生活を通じ御奉公の誠を致し聖戰を遂行以て八紘一宇の御精神に添ひ奉らむ切實なる願ひが胎動し鐵則なる信條と皇國民としての誓願を併せて〝誓〟となす所以のものなり。

〝誓〟

一、大日本は神國なり
一、天皇陛下は現人神なり
一、我等は大日本皇國の臣民なり
一、我等は
　天皇陛下の御爲に生れ
　天皇陛下の御爲に働き
　天皇陛下の御爲に死す

の信條に

一、我等は三千年の誇りを保ち
　肩を列べ足並そろへてひとすぢに
　皇國のよきみ民とならむことを誓ふ

の誓願を興亞奉公日、常會集合、勤勞作業、あらゆる共同生活の部面に瞑目朗唱、日本人としての誇りをより高揚し、この誓の中に生き身を以て誓に徹する念願こそ〝み民われ〟と歡喜せし古の人の心に相通ふ千萬無量の皇國民の叫びがこめられ語り盡される不變のものと信ずるものなり。此の誓や一町内會のものに過ぎずと云ふも、此の町をして一人の不平者なき赤心あふるゝ町として出現し得るなればその波及や大、誓願や又尊からずや。

此處に町民の盛り上る結晶を吐露し諸賢の共鳴を得ば町民一同欣快とするところなり。

以上

紙上隣組問答

【問】町内會費や聯合町内會費の使途についての豫算及び決算は市役所の方で嚴密に監督、査定して戴いてゐるでせうか（昭和町隣組員）

【答】町内會費や聯合町内會費の出納は市に於て監査することになつて居ります。

【問】隣組常會に折角集まつても話題が乏しく此の頃は主婦や娘さんの代理が多くなりました何とか方法はないでせうか（中島本町一隣組長）

【答】お互に時局をよく認識し國策にそふて奉公の誠をつくさうとすれば月一回や二回の常會には話題はいくらでもある筈です現にある町内會や隣組では寧ろ常會の時間が足らないので困るといはれて居ります何卒あらゆる事柄について各々工夫をこらして常會を通じてお互に話し會ひ助けあつて實績をあげるやうに御努力を願ひます。

【問】有識階級の戸主がどうも常會出席を忌避する傾向があつて困ります。この際市役所で隣組常會を戸主常會、主婦常會と分離開催して戸主を是非とも常會に出席させるやう全市一率の規則を定めて下さいませんか（上流川町、鶴見町隣組長）

【答】有識階級の御主人自ら常會に出席する人が少いとは一般の聲で遺憾なことでありますが何れは出席されるやうになることゝ思ひますから殊更に戸主常會とか主婦常會とか區別せずその時議題となる事柄によつて戸主の出席を求め或は特に主婦の出席を促すといつたやうにして常會を開かれることが適當でありまた效果があると思はれます。

御願ひ

▽「隣組問答」は各級常會の圓滑な發展に關聯する市民各位の御質問に答へ

▽「體驗を語る」は各級常會に於ける市民各位の御體驗を廣く紹介

▽以上何れも官製はがき又は同型の私製葉書を御用ひ下さい。

▽住所氏名を明記して下さい（但し誌上匿名は差支へありません）

▽宛名は「廣島市役所祕書課庶務係」とし「市報係」と朱書して下さい。